

# 津市障がい福祉総合プラン（案）

津市障がい者計画

第6期津市障がい福祉計画

第2期津市障がい児福祉計画

令和 年 月

津市



## 目次

### 第1章 計画の背景

---

1	計画の目的	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	3
4	津市の現状	4
	(1) 総人口と年齢3区分人口の推移	4
	(2) 障がい者数の推移	5
	(3) 総人口及び障がい者数の将来見通し	10

### 第2章 基本的な考え方

---

1	計画の基本理念	12
2	計画の基本目標	12
3	計画の基本方向	13
4	計画の体系	14

### 第3章 津市障がい者計画

---

1	自立生活への支援	15
	(1) 生活支援	15
2	自立できる機会づくり	19
	(1) 雇用・就業	19
	(2) 住まい	23
3	行動しやすい環境の整備	25
	(1) 生活環境	25
	(2) 啓発・広報	30
4	生きがいの持てる機会づくり	34
	(1) 交流活動	34
	(2) 余暇活動	37
5	一貫して切れ目ない支援の充実	40
	(1) 保健・医療	40
	(2) 教育・育成	44
	(3) 相談・支援	49

## 第4章 第6期津市障がい福祉計画

---

1 障がい福祉サービス等の実績と課題	54
(1) 第5期計画における重点課題	54
(2) 障がい福祉サービス	58
(3) 相談支援	63
(4) 地域生活支援事業	64
2 重点課題に関する見込量及び確保方策	69
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	69
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	70
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	71
(4) 相談支援体制の充実・強化等	72
(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	72
3 障がい福祉サービス等の見込量及び確保方策	74
(1) 障がい福祉サービス	74
(2) 地域生活支援事業	81

## 第5章 第2期津市障がい児福祉計画

---

1 障がい児通所支援の実績と課題	84
(1) 第1期計画における重点課題	84
(2) 障がい児支援	85
2 重点課題に関する見込量及び確保方策	86
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	86
3 障がい児通所支援の見込量及び確保方策	87
(1) 障がい児支援	87

## 第6章 計画の推進に当たって

---

1 計画の推進体制	88
(1) 各主体の役割	89
(2) 計画推進の仕組み	91

## 資料編

---

○アンケート調査結果	92
○障がい福祉施策に関する国の動き	129

# 第 1 章 計画の背景

## 1 計画の目的

国においては、平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）」が施行されるとともに、平成 30 年には自立生活援助や就労定着支援並びに居宅訪問型児童発達支援といった新たなサービスの創設などを盛り込んだ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）」及び児童福祉法の改正が行われました。また、同年に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正障害者雇用促進法」といいます。）」の一部が施行され、精神障がい者が障がい者雇用義務の対象に盛り込まれるなど障がい者施策の充実が図られるとともに、「第 4 次障害者基本計画」が策定され、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援及び障がいのある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援が図られ、「命の大切さ」等に関する理解の促進や、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進が掲げられています。

本市においては、平成 30 年に「津市総合計画 第 2 次基本計画」を策定し、これからの 10 年間のまちづくりの将来像として「笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市 ～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～」を掲げるとともに、障がい福祉に関連する目標として「安心して健やかに暮らせるまちづくり」を掲げ、基本政策として「社会の変化に対応した福祉の充実」について、今後の施策を進めていくこととしています。

また、本市におけるこれまでの障がい福祉に関する取組や地域性を踏まえつつ、障がい者・障がい福祉・障がい児福祉に関わる計画を一体的なものとして、平成 30 年度から 3 年間の障がい者施策の基本的な方向及び目標を定めた「津市障がい福祉総合プラン」を策定し、共生社会の実現をめざして様々な取組を進めてきました。

「津市障がい福祉総合プラン」の計画期間が令和 2 年度末をもって終了することから、「津市障がい者計画」、「津市障がい福祉計画」及び「津市障がい児福

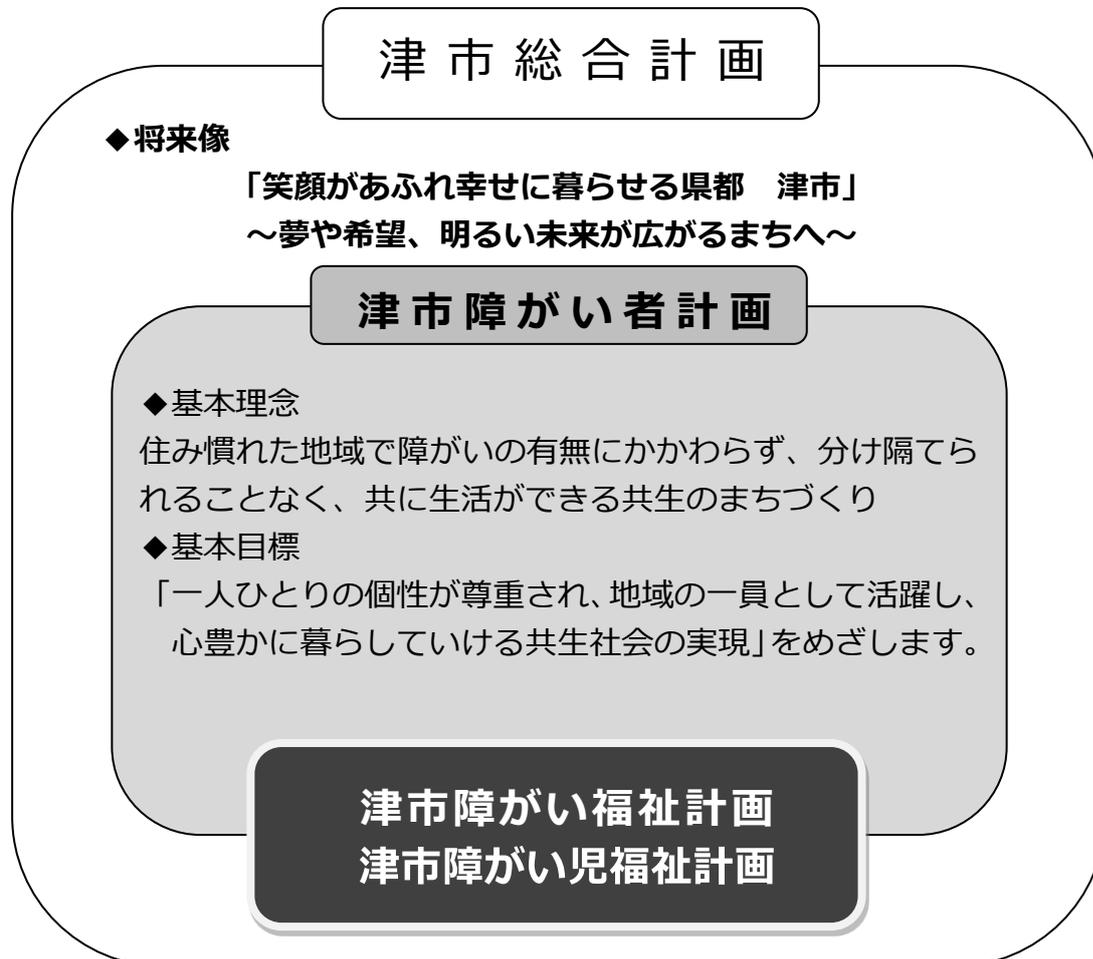
祉計画」を含めた津市障がい福祉総合プランの見直しを行い、新たな障がい福祉の指針を策定するものです。

## 2 計画の性格

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」を策定するものです。

障がい者計画は、障がい者施策全般に関わる基本理念や主要施策を定めるものであり、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、そのうちの自立生活への支援としての障がい福祉サービス等の見込量と必要なサービスを確保するための方策を定めるもので、「津市障がい福祉総合プラン」は、これらの計画を一体的に策定したものです。

計画の策定に当たっては、国の「障害者基本計画」及び「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を基本に、本市の上位計画に当たる「津市総合計画」をはじめ、保健・福祉分野の関連計画との整合性を保つものとしします。



### 3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
津市 障がい者計画	平成30年度 ～ 令和2年度 【3年】			令和3年度 ～ 令和5年度 【3年】		
津市 障がい福祉計画	第5期 平成30年度 ～ 令和2年度 【3年】			第6期 令和3年度 ～ 令和5年度 【3年】		
津市 障がい児福祉計画	第1期 平成30年度 ～ 令和2年度 【3年】			第2期 令和3年度 ～ 令和5年度 【3年】		

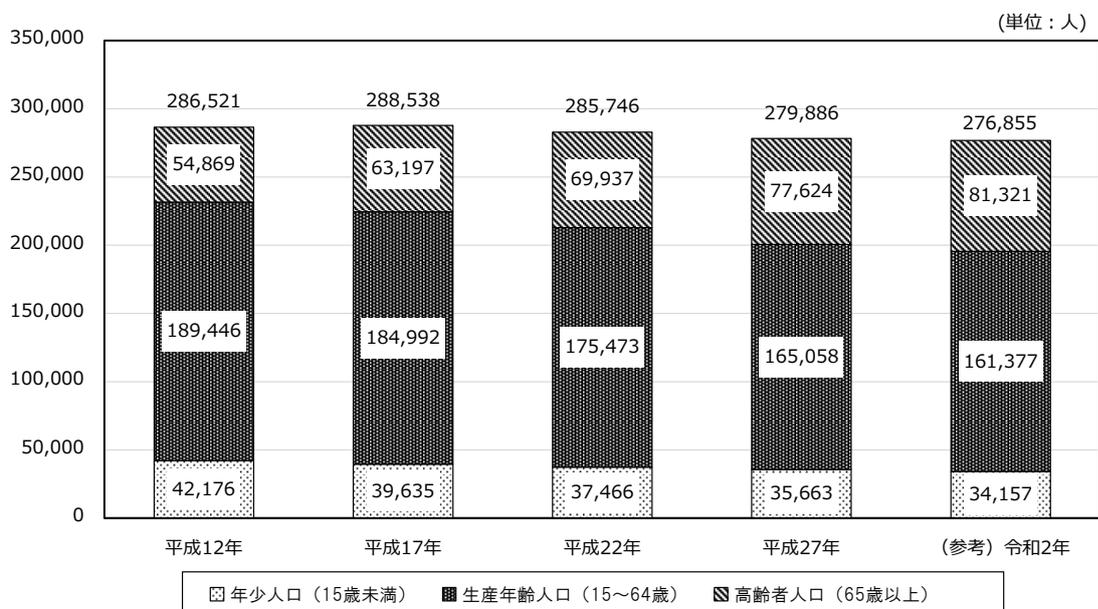
## 4 津市の現状

### (1) 総人口と年齢3区分人口の推移

本市の総人口の推移を見ると、平成17年の288,538人をピークに、減少しています。

年齢区分別に見ると、生産年齢人口は、平成12年から減少しています。また、年少人口も年々減少しているのに対して、高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。

#### 津市の人口推移



資料：国勢調査（平成12～27年）

住民基本台帳（令和2年4月1日）

## (2)障がい者数の推移

平成 28 年から令和 2 年までの障がい者数の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数が約 4%の減、療育手帳所持者数が約 17%の増、精神障害者保健福祉手帳所持者数が約 44%の増となっており、障がい者全体としては約 5%の増となっています。

### 総人口及び障害者手帳所持者数の推移

年 度		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	増加率 H28→R2
総人口	人数 (人)	282,194	280,710	279,857	278,440	276,855	98.1%
身体障害者手帳 所持者	人数 (人)	11,298	11,277	11,077	10,995	10,906	96.5%
	人口比 (%)	4.00	4.02	3.96	3.95	3.94	
療育手帳所持者	人数 (人)	2,066	2,179	2,265	2,320	2,425	117.4%
	人口比 (%)	0.73	0.78	0.81	0.83	0.88	
精神障害者保健 福祉手帳所持者	人数 (人)	1,923	2,064	2,258	2,467	2,762	143.6%
	人口比 (%)	0.68	0.74	0.81	0.89	1.00	
合計	人数 (人)	15,287	15,520	15,600	15,782	16,093	105.3%
	人口比 (%)	5.42	5.53	5.57	5.67	5.81	

注) 各年 4 月 1 日現在 (ただし、精神障害者保健福祉手帳所持者は、各年 3 月 31 日現在)

資料：津市市民課、津市障がい福祉課

なお、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数についても約 17%の増となっています。

### 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

年 度		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	増加率 H28→R2
自立支援医療 (精神通院) 受給者証所持者	人数 (人)	4,295	4,498	4,667	4,829	5,043	117.4%
	人口比 (%)	1.52	1.60	1.67	1.73	1.82	

注) 各年 3 月 31 日現在

資料：津市障がい福祉課

### ①身体障がい者数の推移

令和2年の障がい種別割合は、18歳以上で、肢体不自由が53.8%で最も多く、次いで、内部障がい（29.7%）、聴覚・平衡機能障がい（9.0%）と続いています。

18歳未満も同様に肢体不自由が68.5%で最も多く、次いで内部障がい（14.5%）、聴覚・平衡機能障がい（12.4%）と続いています。

障がいの等級別では、18歳以上、18歳未満とも1級が最も多くなっています。

身体障害者手帳所持者の障がい種別推移

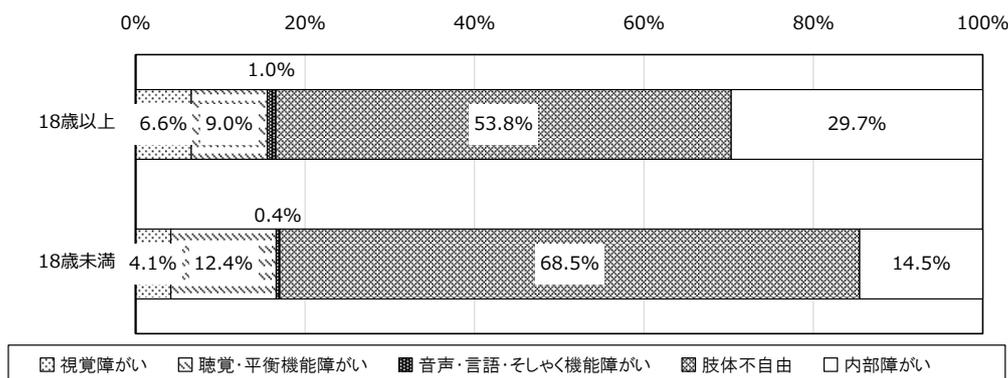
(単位：人)

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増加率 H28→R2
視覚障がい	18歳以上	746	741	725	709	702	94.1%
	18歳未満	8	8	8	8	10	125.0%
聴覚・平衡機能障がい	18歳以上	977	976	948	945	956	97.9%
	18歳未満	30	29	29	28	30	100.0%
音声・言語・そしやく機能障がい	18歳以上	118	123	118	114	106	89.8%
	18歳未満	1	1	1	1	1	100.0%
肢体不自由	18歳以上	6,264	6,181	6,012	5,862	5,735	91.6%
	18歳未満	167	171	172	168	165	98.8%
内部障がい	18歳以上	2,947	3,008	3,026	3,125	3,166	107.4%
	18歳未満	40	39	38	35	35	87.5%
心臓	18歳以上	1,594	1,620	1,622	1,674	1,696	106.4%
	18歳未満	25	24	23	22	20	80.0%
呼吸器	18歳以上	174	174	163	166	165	94.8%
	18歳未満	6	5	4	4	4	66.7%
腎臓	18歳以上	723	741	766	789	813	112.4%
	18歳未満	0	0	1	1	3	— %
膀胱・直腸	18歳以上	421	432	434	452	446	105.9%
	18歳未満	6	7	7	5	4	66.7%
小腸	18歳以上	14	14	11	11	10	71.4%
	18歳未満	0	0	0	0	1	— %
肝臓	18歳以上	21	27	30	33	36	171.4%
	18歳未満	3	3	3	3	3	100.0%
計	18歳以上	11,052	11,029	10,829	10,755	10,665	96.5%
	18歳未満	246	248	248	240	241	98.0%

注) 各年4月1日現在

資料：津市障がい福祉課

身体障害者手帳 障がい種別割合



注) 令和2年4月1日現在

資料：津市障がい福祉課

身体障害者手帳所持者の等級別内訳

(単位：人)

		総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		10,906	3,406	1,661	2,016	2,511	635	677
視覚障がい	18歳以上	702	260	194	56	48	101	43
	18歳未満	10	4	1	1	3	1	0
聴覚・平衡機能障がい	18歳以上	956	36	242	132	176	6	364
	18歳未満	30	0	11	5	7	0	7
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳以上	106	10	10	57	29		
	18歳未満	1	0	0	0	1		
肢体不自由	18歳以上	5,735	1,049	1,118	1,263	1,534	511	260
	18歳未満	165	77	54	13	2	16	3
内部障がい	18歳以上	3,166	1,955	31	478	702		
	18歳未満	35	15	0	11	9		
心臓	18歳以上	1,696	1,139	16	285	256		
	18歳未満	20	7	0	6	7		
呼吸器	18歳以上	165	36	3	98	28		
	18歳未満	4	1	0	3	0		
腎臓	18歳以上	813	749	5	52	7		
	18歳未満	3	2	0	1	0		
膀胱・直腸	18歳以上	446	7	0	39	400		
	18歳未満	4	1	0	1	2		
小腸	18歳以上	10	2	1	0	7		
	18歳未満	1	1	0	0	0		
肝臓	18歳以上	36	22	6	4	4		
	18歳未満	3	3	0	0	0		
計	18歳以上	10,665	3,310	1,595	1,986	2,489	618	667
	18歳未満	241	96	66	30	22	17	10

注) 令和2年4月1日現在

資料：津市障がい福祉課

## ②知的障がい者数の推移

令和2年の程度別割合は、18歳以上ではB1（中度）が34.0%、A2(重度)が32.5%、B2（軽度）が17.3%、A1（最重度）が16.2%となっており、18歳未満ではB2（軽度）が46.4%、B1（中度）が23.6%、A2（重度）が19.4%、A1（最重度）が10.6%となっています。

平成28年から令和2年までの程度別増加率を見ると、18歳以上でB2（軽度）が30.7%、A1（最重度）が19.5%、B1（中度）が18.5%、A2（重度）が4.0%の増加となっています。18歳未満では、B2（軽度）が38.1%、B1（中度）が25.9%、A2（重度）が21.7%の増加となっていますが、A1（最重度）が11.6%の減少となっています。

### 療育手帳所持者の程度別推移

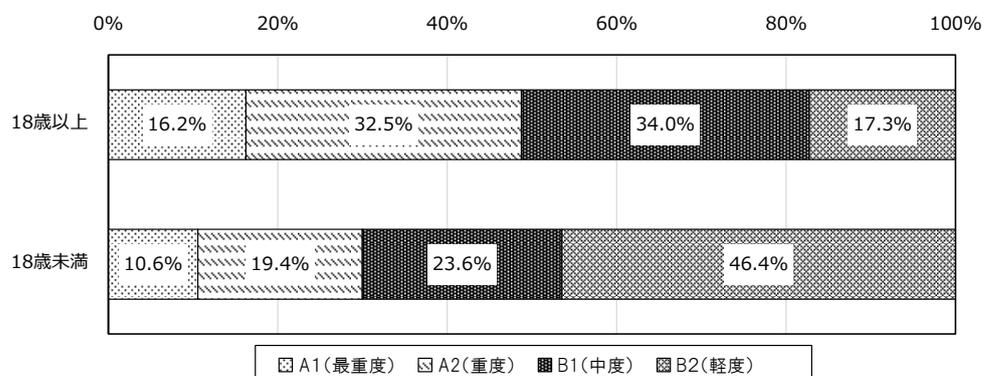
(単位：人)

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増加率 H28→R2
A1（最重度）	18歳以上	251	264	283	293	300	119.5%
	18歳未満	69	64	56	56	61	88.4%
A2（重度）	18歳以上	578	586	590	595	601	104.0%
	18歳未満	92	98	103	102	112	121.7%
B1（中度）	18歳以上	530	567	586	611	628	118.5%
	18歳未満	108	110	118	130	136	125.9%
B2（軽度）	18歳以上	244	264	286	303	319	130.7%
	18歳未満	194	226	243	230	268	138.1%
計	18歳以上	1,603	1,681	1,745	1,802	1,848	115.3%
	18歳未満	463	498	520	518	577	124.6%

注) 各年4月1日現在

資料：津市障がい福祉課

### 療育手帳所持者 程度別割合



注) 令和2年4月1日現在

資料：津市障がい福祉課

### ③精神障がい者数の推移

令和2年の等級別割合は、2級が62.3%で最も多く、3級が29.9%、1級が7.8%となっています。

平成28年から令和2年の等級別増加率を見ると、3級が75.4%で最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

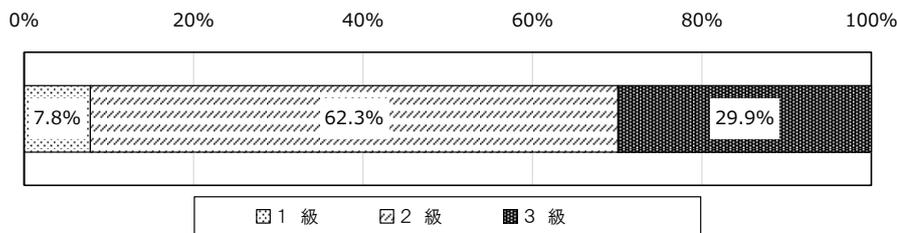
(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増加率 H28→R2
1級	189	188	201	206	216	114.3%
2級	1,263	1,335	1,435	1,587	1,720	136.2%
3級	471	541	622	674	826	175.4%
計	1,923	2,064	2,258	2,467	2,762	143.6%

注) 各年3月31日現在

資料：津市障がい福祉課

精神障害者保健福祉手帳 等級別割合



注) 令和2年3月31日現在

資料：津市障がい福祉課

### (3)総人口及び障がい者数の将来見通し

#### ①総人口の将来見通し

本市の総人口の将来推計について、下記のように推計しました。

- ・ 社会保障・人口問題研究所（社人研）が推計した津市の総人口は、令和2年で273,590人、令和7年で265,561人となっています。ここでは、社人研推計値を採用することとします。
- ・ 令和2年から令和7年間の推移については、ロジスティック曲線による推定により、下記の推計値が見込まれます。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	273,590	271,965	270,453	268,883	267,252	265,561
	社人研推計	市推定	市推定	市推定	市推定	社人研推計

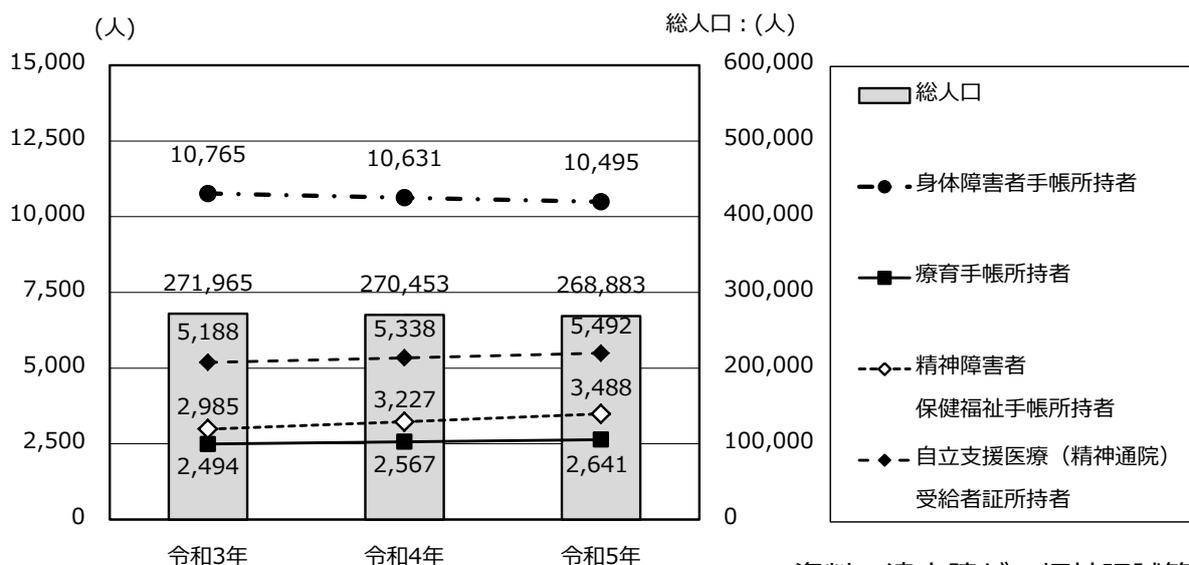
資料：社会保障・人口問題研究所

『日本の地域別将来推計人口』（平成30年推計）

## ②障がい者数の将来見通し

本市の障がい者数の将来推計について、下記のように推計しました。

- ・平成28年から令和2年までの障がい者数の推移をもとに、将来予測を行いました。推計に当たっては、「直線式」、「2次関数式」、「逆数式」、「対数式」、「べき乗式」、「指数式」による推計方法で試算を行い、将来見込み値として最も適切と考えられる「べき乗式」の推計値を採用しました。



資料：津市障がい福祉課試算

年 度		令和3年	令和4年	令和5年
総人口	人数(人)	271,965	270,453	268,883
身体障害者手帳所持者	人数(人)	10,765	10,631	10,495
	人口比(%)	3.96	3.93	3.90
療育手帳所持者	人数(人)	2,494	2,567	2,641
	人口比(%)	0.92	0.95	0.98
精神障害者保健福祉手帳所持者	人数(人)	2,985	3,227	3,488
	人口比(%)	1.10	1.19	1.30
合計	人数(人)	16,244	16,425	16,624
	人口比(%)	5.97	6.07	6.18

年 度		令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療(精神通院)受給者証所持者	人数(人)	5,188	5,338	5,492
	人口比(%)	1.91	1.97	2.04

資料：津市障がい福祉課試算

## 第2章 基本的な考え方（3計画共通）

### 1 計画の基本理念

本市は、津市障がい福祉総合プランに基づき、これまで「一人ひとりの個性が尊重され、地域の一員として活躍し、心豊かに暮らしていける共生社会の実現」という基本目標のもと、社会とのかかわりの中で、障がい者一人ひとりを起点とした支援策、機会づくり及び環境づくりを展開してきました。

こうした中で本市においても、国が進める様々な法改正など障がい者施策の流れに合わせて、これまでの取組や地域性を踏まえ、住み慣れた地域で障がいの有無にかかわらず、分け隔てられることなく、共に生活ができる共生のまちづくりをめざします。

### 2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するための基本目標（キャッチフレーズ）については、障がい福祉施策の継続性を考慮するとともに、3計画共通とし、津市総合計画との整合を図り、次のとおり定め、障がい福祉施策の推進を図ります。

〔基本目標（キャッチフレーズ）〕

**一人ひとりの個性が尊重され、  
地域の一員として活躍し、  
心豊かに暮らしていける  
共生社会の実現**

### **3 計画の基本方向**

計画の基本理念及び基本目標に基づき、以下の3つの基本方向を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

#### **障がい者が地域で安心して生きがいを持って暮らせるまちづくり**

---

障がい者一人ひとりが、地域社会の中でいきいきとした毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

#### **障がい者が自立した生活ができる環境づくり**

---

障がい者一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

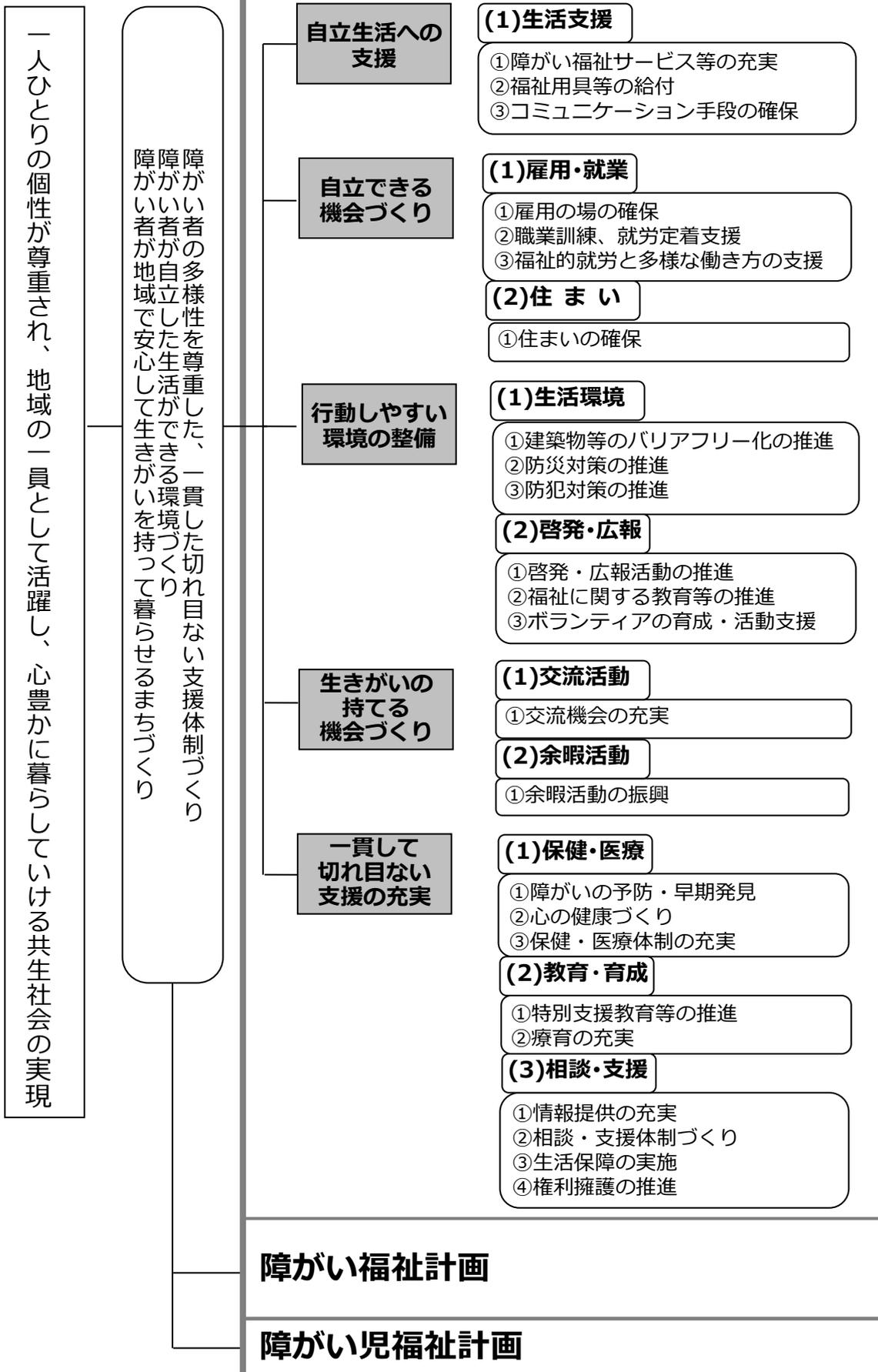
#### **障がい者の多様性を尊重した、一貫した切れ目ない支援体制づくり**

---

障がい者一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携の中で一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。

## 4 計画の体系

【基本目標】 【基本方向】



## 第3章 津市障がい者計画

計画の基本目標及び基本方向に基づき、次の5つの枠組みを設定します。

### 1 自立生活への支援

障がい者及びその家族が住み慣れた地域社会の中で個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活が営めるような生活支援として、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスのほか、福祉用具等の給付やコミュニケーション支援等の充実に努めます。

#### 〔展開する施策の方向〕

##### (1) 生活支援

- ①障がい福祉サービス等の充実
- ②福祉用具等の給付
- ③コミュニケーション手段の確保

### (1)生活支援

#### 〔現状と課題〕

法制度の整備が進む中、障がい者やその家族が住み慣れた地域で個々のライフスタイルや環境に応じた自立した生活を送るためには、障がい福祉サービスの基盤となるサービス提供事業所などの確保と充実を図るなど提供体制の整備を進めるとともに、国の第4次障害者基本計画の基本理念である、共生する社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう、障がい福祉サービスの提供を行うなど、支援の充実を図っていく必要があります。

また、強度行動障がい者や重症心身障がい者、医療的ケアが必要な障がい者などそれぞれの障がい特性に応じて、保健、医療、福祉等の連携のもと、質の高い効果的なサービス提供に取り組む必要があります。

一方、障がい者が地域で自立した生活を送る上で、福祉用具は欠かせないものとなっていることから、引き続き日常生活用具の給付や補装具の支給を適切

に実施する必要があります。

さらに、聴覚障がい、音声・言語機能障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通手段を確保するために、手話通訳者、要約筆記者の養成、確保の強化が求められています。

### 〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

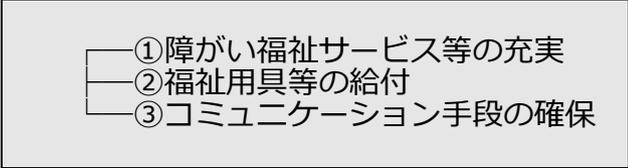
アンケート調査では、障がい者の介助者の困りごととして最も多かったのは「精神的に滅入ってしまう」で、次に「介助の代わりがない」、「肉体的に疲れてしまう」と続いており、これは平成28年調査と同様となっています。

障がい福祉サービスを利用して不満に思うこととして、「特に不満はない」の割合は60.5%であり、前回調査の58.9%から1.6ポイント増加しており、満足している人が増えていますが、「利用できる時間や日数が少ない」、「サービスの種類が少ない」などといった意見もあります。

こういったことから、今後は相談支援専門員等を通じて、障がい者のニーズを適切に汲み取り反映させたサービスの検討が必要になると考えます。

団体ヒアリングでは、障がい福祉サービスについて、年齢や障害支援区分によっては受けられないサービスがあることから、個人の状態や特性に応じた柔軟な対応を求める声がありました。また、親の高齢化等により、緊急時における対応の支援を望む声が挙がっています。

### 〔施策体系〕

- 
- ①障がい福祉サービス等の充実
  - ②福祉用具等の給付
  - ③コミュニケーション手段の確保

### 〔施策の方向〕

#### ①障がい福祉サービス等の充実

- 障がい者が個々のライフスタイルや環境に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、法制度の改正を見極め、速やかに対応し、障がい福祉サービスの適切な提供に努めるとともに、女性、子ども及び高齢者など、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に配慮したきめ細かい支援に努めます。
- 適切な障がい福祉サービス等の確保が図られるよう、サービス提供事業者や

津市地域自立支援協議会、津市基幹障がい者相談支援センター、津市地域障がい者相談支援センターなどとの情報共有、情報発信に努めます。

- 多様なニーズに対応した事業を実施する障がい福祉サービス提供事業所の充実を図るとともに、支援の質の向上につながるよう、支援会議等を通じてサービス提供内容や実施方法について関係機関と検討を行っていきます。
- 障がい者支援施設や精神科病院から地域生活への移行がスムーズに行えるよう、一般相談支援事業所等の実施する支援について、障がい者やその家族が利用に至るまでのサポート体制の構築に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症等の流行を踏まえ、障がい福祉サービス提供事業者等に対し、国から示される感染拡大防止の取組やサービス提供の在り方等について、三重県と連携し情報提供を行うとともに、当該事業所等と連携を図り、利用者に必要なサービスが提供できるよう努めます。
- 地域生活支援事業の移動支援事業及び日中一時支援事業について、個々の利用者の状況やニーズを考慮し、適切な支給に努めます。
- 障がい者の社会参加の促進と経済的支援を行うため、医療機関への通院等に要する交通費の一部助成を行います。また、視覚障がい者については、移動に要するタクシー乗車料金の一部助成を実施します。
- 障がい者やその家族の緊急事態の対応を図るため、地域生活支援拠点等の整備を行います。
- 強度行動障がい者及び重症心身障がい者の支援体制を構築するため、強度行動障がい者等に対する知識や経験のある支援員及び日中活動の場の確保を図るとともに、利用者数に応じたマンツーマン対応の支援体制に対し、国が定める報酬を補完する本市独自の特別加算を行い、強度行動障がい者等支援の充実を図ります。
- 障がい福祉サービスの支援員の人材確保に向け、障がい福祉サービスを提供する事業所に対し、県が実施する研修会等の情報提供に努めます。
- ごみ一時集積所へごみを排出することが困難な障がい者等を対象に、現在の大型ごみ出しの支援に加え、ごみの種別も含め、家庭ごみ排出の負担軽減に向けた支援のあり方について検討を行います。

## ②福祉用具等の給付

- 日常生活がより円滑に行えるよう、日常生活用具の給付については、利用者

の利便性確保の観点に立って、適宜実態に合った見直しを行い、適切に給付します。

- 身体の欠損や損なわれた身体機能を補完・代替するために必要とされる補装具を適切に支給し、日常生活の支援を行います。

### ③コミュニケーション手段の確保

- 聴覚障がい、音声・言語機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通の円滑化を図るため、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣を行うとともに、手話通訳者・要約筆記者の養成につながる支援を進めます。
- 市役所等の窓口における申請等において、読み書きに不自由のある人に対して適切な支援が行えるよう、職員研修を実施し支援力の向上を図ります。

#### 〔主な事業等〕

- ◇ 自立支援給付の支給
- ◇ 津市地域自立支援協議会の運営
- ◇ 地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具の給付、意思疎通支援事業、身体障害者等訪問入浴サービス事業、声の広報・点字広報の発行事業、視覚障害者自立歩行生活訓練事業）
- ◇ 障害者等交通サービス支援事業
- ◇ 視覚障害者タクシー料金助成事業
- ◇ 津市強度行動障害者等通所特別加算事業
- ◇ 地域生活支援拠点等の整備の推進
- ◇ 大型家具等のごみ出し支援
- ◇ 重度障害者等紙おむつ等購入費助成事業
- ◇ 補装具費の支給
- ◇ 読み書き（代読・代筆）支援基礎講習会の開催

## 2 自立できる機会づくり

障がい者がその適性と能力に応じて希望する就労の場に就くことができ、さらに、障がいの有無にかかわらずともに働ける社会をめざし、雇用促進に努めるとともに、地域生活を継続的に行うための居住の場の確保などに取り組みます。

### 〔展開する施策の方向〕

#### (1) 雇用・就業

- ①雇用の場の確保
- ②職業訓練、就労定着支援
- ③福祉的就労と多様な働き方の支援

#### (2) 住まい

- ①住まいの確保

### (1)雇用・就業

#### 〔現状と課題〕

平成 30 年 4 月 1 日に改正障害者雇用促進法の一部が施行されたことに伴い、法定雇用率が引き上げられたことを踏まえ、市内の民間企業においては障がい者雇用の意識の向上が図られました。

民間企業における法定雇用率は 2.2%で、令和元年 6 月 1 日時点における津管内民間企業の雇用率は 2.35%、三重県全体では 2.26%となっています。雇用状況としては、津市内の従業員 50 人以上の民間企業 237 社のうち、法定雇用率を達成していない企業は 91 社で、全体に占める割合は 38.4%です。

本市においては、平成 30 年 8 月に三重労働局との間で雇用対策協定を締結し、両者が相互に協力、連携し津市域における雇用対策の施策を総合的、効果的かつ一体的に進めることとしており、障がい者雇用に係る施策の推進に関しても、当該協定に基づき労働局の強力なバックアップのもと推進することが可能となっています。

しかし、市内民間企業からは、障がい者の特性に対応した作業等の選別が困難である、障がい者を雇用しても短期間で離職し定着につながらないなどの点が課題との声が挙がっており、障がい者の職場定着に向けては、個々の就業者

に対応できる柔軟な雇用環境の確立と合わせ、障がい者を雇用するに当たっての事業所の相談体制の整備が必要です。また、国の障がい者雇用に係る支援制度について、企業に対しさらに周知、啓発を行っていく必要があります。

一方、地方公共団体の法定雇用率は2.5%となっており、令和2年6月1日時点における地方公共団体としての津市の雇用率は1.77%となっています。本市における障がい者対象の事務職の正規職員採用試験について、令和元年度の後期日程の採用試験からは精神障がい者や知的障がい者を含めたすべての障がい者を対象に試験を実施しています。また、精神障がい者や知的障がい者を含めたすべての障がい者がやりがいを持って無理なく働いてもらえるような雇用形態や職場環境などの仕組みづくりを進めてきました。しかし、令和元年度から非常勤職員を法定雇用率の算定基礎に含むこととされたため、本市の雇用率は、法定雇用率の2.5%を割り込んでおり、令和3年度には法定雇用率が2.6%に変わる予定であることから、当該雇用率達成が新たな課題となっています。

また、津市地域自立支援協議会のしごとワーキンググループでは、一般就労に向けた支援について、津地域障がい者就業・生活支援センターやハローワーク、市の関係部署・機関とともに、障がい者の円滑な雇用を進めるに当たって、重要な位置付けである就労移行支援事業所を紹介するリーフレットの作成を行うなど、協議・検討を行っています。

今後も、各企業に対して障がい者雇用に関する理解の促進に努めるとともに、障がい者への就労に関する情報提供や就職に向けた準備支援を充実させ、職場定着に向けた支援に努め、働く場がないから働くことができないという障がい者の減少をめざす必要があります。さらに、企業などで就労が困難な障がい者には、就労移行支援、就労継続支援の適切な提供に努めていくことが必要です。

#### 民間企業における障がい者雇用の推移（実雇用率）

（単位：％）

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
津公共職業安定所管内	2.16	2.28	2.35
三重県	2.08	2.20	2.26
全 国	1.97	2.05	2.11

注) 各年 6 月 1 日現在

資料：三重労働局

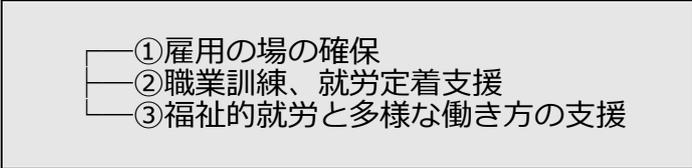
## 〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、企業における障がい者の就労状況について、現在正規雇用（常用勤務）として就労しているのは、身体障がい者の 27.2%、知的障がい者の 13.1%、精神障がい者の 8.3%となっています。一方、就労していない障がい者は、身体障がい者の 44.9%、知的障がい者の 33.2%、精神障がい者の 55.2%となっています。

仕事をしていない理由として、「障がいのための介助が必要であり働けないから」が 32.2%で最も多くなっていますが、次いで「すでに定年を過ぎ働く場がないから」、「できれば働きたいが機会がないから」のほか、「希望する働き場がない」となっており、働く希望はあるものの働く機会や場所がないとの声も多くなっています。

団体ヒアリングでは、就労の支援に当たり、トライアル雇用、ジョブコーチ制度やステップアップ雇用を利用して、障がい者本人の好みや希望を優先し、長く続く雇用・支援を求める声が聞かれました。

## 〔施策体系〕

- 
- ①雇用の場の確保
  - ②職業訓練、就労定着支援
  - ③福祉的就労と多様な働き方の支援

## 〔施策の方向〕

### ①雇用の場の確保

- ハローワーク津と本市が連携し、市内民間企業に対し、障がい者雇用の促進や雇用時における障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供義務の啓発、障がい者雇用にかかわる助成金や支援制度の周知を行います。
- 働きたいと希望する障がい者と、障がい者の雇用を促進する企業との、マッチングの場の提供に努めます。
- 本市職員の採用について、障害者活躍推進計画に基づき、計画期間内での法定雇用率の達成をめざし、すべての障がい者を対象とした採用試験を継続していくとともに、正規職員に限らず会計年度任用職員の募集についても進め、障がい者がそれぞれの特性に合わせてやりがいを持って無理なく働いてもらえるような働き方の仕組みづくりを進めていきます。

## ②職業訓練、就労定着支援

- ジョブコーチ支援制度や津地域障がい者就業・生活支援センター「ふらっと」の活用について周知を図り、企業における就労定着の促進に努めます。
- 障がい者の就労に関する意向の把握に努め、就労移行支援等に係る福祉サービス利用の促進を図り、一般就労への移行を進めます。また、一般就労への移行後において、就労に伴う生活面の課題に対応し、就労定着ができるよう就労定着支援サービスの周知を行うとともに、これを活用した支援を引き続き行います。
- 障がい者の職業自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携を強化し、個別の支援計画の策定やその活用を図ることを促進します。
- 障がい者雇用のきっかけを提供するとともに、障がい者が実践的な能力を取得し常用雇用に移行できるよう、事業主に対し、公共職業安定所等が実施している様々な雇用促進制度の活用を促します。

## ③福祉的就労と多様な働き方の支援

- 自立支援給付における就労継続支援について、利用意向の把握に努め、福祉的就労に係るサービスの利用促進を図ります。
- 障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃水準を引き上げるため、施設が実施する事業のPRなど、関係機関と連携して側面的な支援を進めます。
- 本市における障がい者就労施設等からの物品の購入、役務の提供に努めます。
- 障がい者の農業分野での就労を通じて、社会参加の推進及び生活の質の向上が期待される農福連携について関係機関との連携を図り、雇用の創出に努めます。

### 〔主な事業等〕

- ◇ 障がい者雇用の重要性や雇用に際し活用できる支援制度の啓発を目的とした企業訪問の実施
- ◇ 市内民間企業における障がい者雇用支援のための就職面接会、就職相談会の継続実施
- ◇ 市職員への積極的な障がい者の採用
- ◇ 津市地域自立支援協議会（しごとワーキンググループ）の運営
- ◇ 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく物品等の調達の推進

## (2)住まい

---

### 〔現状と課題〕

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、暮らしやすく安全に配慮した住環境の整備が必要です。

福祉施設等の入所者や退院後の障がい者の地域生活への移行に向けて、また、家族と生活している障がい者が自立に向け利用するグループホームが、令和2年4月1日現在において64施設（定員343人）市内にあります。

より支援の必要となる重度の障がい者を対象とした日中サービス支援型のグループホームの需要が高まることが予測されることから、グループホーム建設に対する補助制度の周知を図り、建設を支援する必要があります。

市営住宅では、入居申込時において、障がい者を優先入居者として配慮しています。

また、一部の市営住宅には、スロープや車いす対応の浴室を設けるなど、障がい者等に配慮した住宅を整備しています。このほか、既に入居している人でも中層階での居住が困難になってきた人については、部屋の空き状況に応じ、低層階への入居替えを行っています。

### 〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、障がい者が望む今後の暮らし方は、「自立して暮らしたい」が26.6%で最も多く、次いで「家族の手助けを受けながら暮らしたい」が25.0%で続いています。前回調査（平成28年）では「家族の手助けを受けながら暮らしたい」が30.4%、「自立して暮らしたい」が17.0%であり、「自立して暮らしたい」が9.6ポイント上昇、「家族の手助けを受けながら暮らしたい」が5.4ポイント低下しており、両者の順番が逆転しています。障がい種別では、「自立して暮らしたい」の割合は、身体障がい者で29.6%、知的障がい者で9.8%、精神障がい者で28.9%となっています。

団体ヒアリングでは、障がい者本人の希望に添って、グループホーム等の利用が速やかにできるよう支援を求める声が聞かれました。

### 〔施策体系〕

——①住まいの確保

## 〔施策の方向〕

### ①住まいの確保

- 本市及び三重県グループホーム緊急整備事業の活用を図り、グループホーム建設に対する補助を行います。
- 障がい者がグループホームで円滑に生活できるよう、利用希望者、事業者との協議のもと、一定期間の介護給付費、訓練等給付費の体験支給を行います。
- 市営住宅の入居申込時において、障がい者を優先入居者として配慮するとともに、障がい者等に配慮した住宅の維持管理に努め、低層階への入居替えを行うなど、引き続き市営住宅施策の継続的な実施に努めます。

## 〔主な事業等〕

- ◇ グループホーム緊急整備事業
- ◇ 市営住宅の優先入居制度

### 3 行動しやすい環境の整備

障がい者が安心して地域社会の中で暮らすことができるよう、建築物などの物理的な障壁はもとより、障がい者が特別な存在であるという意識上の障壁、さらには情報面での障壁など、すべての障壁を除去し、誰もが安全に生活することができる環境の整備に努めます。

#### 〔展開する施策の方向〕

##### (1) 生活環境

- ①建築物等のバリアフリー化の推進
- ②防災対策の推進
- ③防犯対策の推進

##### (2) 啓発・広報

- ①啓発・広報活動の推進
- ②福祉に関する教育等の推進
- ③ボランティアの育成・活動支援

## (1)生活環境

#### 〔現状と課題〕

障がい者が安心して自立・共生できるまちをめざすには、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備が不可欠です。また、障がい者が安心して暮らしていくためには、災害情報の伝達や災害発生時における迅速な避難誘導、犯罪・事故などの発生防止対策など防災・防犯対策も重要です。

本市では、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（以下「ユニバーサルデザイン条例」といいます。）に基づき、高齢者等が該当施設を利用する際に、事前に施設のバリアフリー化がなされているかが把握できるよう、整備基準に適合した施設については、請求に応じ適合証を交付するとともに三重県ホームページでの公表も併せて行っています。民間事業者については、整備基準への認識がまだ不十分であり、特に個人事業者や小規模な施設の適合率が低い傾向にあります。公共施設の新築については、適合率が高いものの、既存施設を含めた増築・改修では、整備基準の改善が困難なケースがあり、適合に至らないことが課題となっています。

バス交通事業者においては、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、順次ノンステップバスやワンステップバス等の低床車両の導入が進めら

れています。本市のコミュニティバスについても、平成 24 年度に久居地域、平成 26 年度に安濃地域、令和元年度に河芸地域においてノンステップバスを導入したほか、平成 29 年度には河芸地域において車いすでの利用に配慮したリフト付きの車両を導入しました。

一方、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護し、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため「津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、自治会、自主防災組織、消防機関、民生委員、津市社会福祉協議会、警察署といった、避難支援等関係者に当該名簿の提供を行い、平時からの避難支援体制の構築に努めています。また、地域での取組事例について収集し、「津市避難行動要支援者避難支援対策マニュアル」において紹介するなど、周知に努めるとともに、毎年、新たに避難行動要支援者名簿に登載される対象者に関係資料を送付する際、緊急告知ラジオの貸与について案内しています。

また、「津市避難所運営マニュアル策定の手引き」を作成するとともに、必要に応じた見直しを行い、地域における避難所運営体制の強化に努めています。本市においては、福祉避難所を常時介助が必要な人を対象に、協定を締結している民間の社会福祉施設が専門的に受け入れを行う「指定福祉避難所」と、一部介助が必要な人を対象に、公共施設を利用し、段ボール等を用いたパーテーション等で間仕切りをした避難スペースや個室において、資格を有した専門職員の派遣による支援のもと、受け入れを行う「拠点福祉避難所」の二つの種類に区分しています。拠点福祉避難所については、津市社会福祉事業団及び津市社会福祉協議会と人的派遣の協定を締結し、平成 30 年 10 月 1 日から、垂水地内 3 か所の福祉施設の種別に応じて、たるみ子育て交流館では主に妊娠中の人を、たるみ作業所では主に障がいのある人を、たるみ老人福祉センターでは主に高齢者を受け入れの対象として運用を開始しました。

防犯対策については、「防犯みえ」や「交番だより」等の回覧物により、犯罪情報等を地域に提供することで、防犯意識の高揚に努めています。また、自治会等による防犯灯や防犯カメラの設置に対する補助金制度や市による集落間防犯灯の設置等により、犯罪の抑止効果を高め、地域の防犯意識を高めています。

### 〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、今後の障がい福祉施策を進める上で、特に力を入れるべきこととして、「利用しやすい道路や交通機関などの整備・改善の推進」を

挙げる人は13.3%であり、障がい種別では身体障がい者が17.9%、知的障がい者が6.5%、精神障がい者が7.7%と、身体障がい者の割合が他の障がい種別に比べて高くなっています。

また、災害時に一人で避難できない人が35.5%であり、その理由として「介助者の手助けが必要」が71.7%となっています。これらのことから避難行動要支援者の把握と支援体制の確立が求められます。また、災害が発生したときに何が不安かについて、「大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある」が55.4%で最も多く、次いで「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるかが不安である」が48.0%で続いており、障がい者が一般の人々と共に避難所生活を送ることへの不安がみられます。

団体ヒアリングでは、災害時の支援として、障がい特性を理解し対応してもらえる人材育成を望む声が挙がっています。

## 〔施策体系〕

- 
- ①建築物等のバリアフリー化の推進
  - ②防災対策の推進
  - ③防犯対策の推進

## 〔施策の方向〕

### ①建築物等のバリアフリー化の推進

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）及びユニバーサルデザイン条例に基づき、公共施設や民間施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。特に、ユニバーサルデザイン条例における適合率の低い小規模な民間建築物の指導に努めます。
- 第2次津市地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通に係る車両のバリアフリー化及びバス停における待合環境の整備のほか、鉄道駅においても、駅舎のバリアフリー化をはじめとした待合環境の整備に努めます。
- 道路の安全性と利便性の向上を図るため、道路構造物を施工する際にバリアフリー化を念頭に置いた処置の実施や、歩道付道路の新設を進め、安全な道路空間の整備に努めます。

## ②防災対策の推進

- 要配慮者に対する支援方法等について学習会の依頼があった際には、今後も継続して職員を派遣し、地域において要配慮者への支援が深まるよう取組を進めます。
- 避難行動要支援者名簿の作成・提供を行い、避難支援体制の構築に努めます。
- 避難行動要支援者名簿の提供から避難行動要支援者宅への訪問、支援内容の検討、訓練の実施など一連の避難支援等関係者の取組の流れをモデル的に実施し、取組事例を取りまとめていきます。
- 避難行動要支援者に対する災害情報伝達手段として緊急告知ラジオを貸与します。
- 必要に応じ、「津市避難所運営マニュアル策定の手引き」を見直し、地域への周知に努めます。
- 避難所運営委員会の設置数を増加させ、ボランティアの協力も得ながら、避難所運営体制の強化に努めるよう検討します。
- 今後の備蓄についても、備蓄計画に基づき、車いす用のトイレなど、障がい者に必要な備蓄品目、数量の増加に努めます。
- 障がい者の特性等を考慮し、通所サービスを行っている社会福祉施設についても福祉避難所への拡充を図るなど、社会福祉施設などと福祉避難所の協定締結をさらに進めます。
- 指定福祉避難所について、避難者の移送や受入方法について、施設管理者との連携も含めた協議を進め、対象となる要配慮者が安全に避難できる体制づくりに努めます。
- 拠点福祉避難所について、今後も総合支所を単位として各地域に一か所程度の整備を進めていきます。

## ③防犯対策の推進

- 障がい者が犯罪被害者にならないよう、自治会等が行っている青色回転パトロール隊等の防犯活動のサポートを行うとともに、防犯灯や防犯カメラの設置を推進することにより、犯罪の抑止効果や地域の防犯意識を高めます。

### 〔主な事業等〕

- ◇ ユニバーサルデザイン条例に基づく建築物の整備に係る事前協議、通知、完

了検査及び適合証交付

- ◇ 歩道の段差解消
- ◇ 歩道付道路の新設事業
- ◇ 障がい者用駐車スペースの新設
- ◇ 災害時における要配慮者をテーマにした防災学習会の開催
- ◇ 避難行動要支援者に対する緊急告知ラジオの貸与
- ◇ 防災備蓄品の計画的な配備
- ◇ 防犯協会等から地域への犯罪情報の提供、「防犯みえ」、「交番だより」などの回覧
- ◇ 防犯灯及び防犯カメラの設置の推進

## (2)啓発・広報

---

### 〔現状と課題〕

障害者差別解消法が施行され、ともに尊重し合い、ともに生きる共生社会を築くためには、障がい及び障がい者に対する市民の正しい知識と理解が深まり、障がい者が社会的な偏見や差別を感じなくなるよう、心のバリアフリーの取組を推進していく必要があります。

本市では、市職員に対し、障害者差別解消法に係る研修を行い、合理的配慮及び障がい特性や障がい者に対する認識の向上に努めています。また、PTA人権研修会や地域ネットワーク人権研修会等の保護者や地域住民を対象とした人権出前講座や人権教育講演会において、共生社会推進に向けたテーマの研修を取り入れるとともに、広報紙などを通して障がいに関する広報活動を行い、障がい者問題への理解と共生社会実現に向けた意識向上を図ってきました。

学校教育においては、総合的な学習の時間や道徳の時間などを活用して、読み物教材を用いての学習や体験的な学習を進め、障がいへの理解と共生社会実現に向けた意識向上を図っています。障がいに関する理解は、深まりつつありますが、新学習指導要領で求められている交流及び共同学習の場が「児童が障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場」であることから、引き続き、学校教育において障がいや障がい者理解を進め、共生社会実現に向けた意識向上に努める必要があります。

また、学校行事の一つとして、県立特別支援学校との交流活動を実施している学校もあります。教職員に向けては、障がいに関する理解を深める研修を実施しています。

今後も、地域における共生を実現していくためには、広く市民に障がいや障がい者に対する正しい知識の普及と理解を深める啓発及び教育を行うとともに、ボランティアの実践活動を通して、市民一人ひとりに積極的に働きかけることが必要です。

## 〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

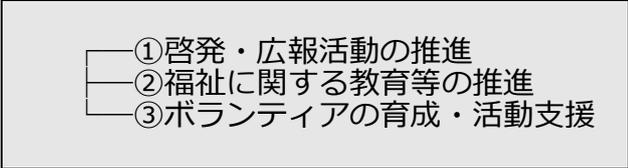
アンケート調査では、障がい者に対して支援やかかわりを持ったことがあるかについて「ある」が49.2%、「ない」が50.4%と、ほぼ半数ずつとなっています。

どのような支援やかかわりを持ったことがあるかについて、「車いすを押したり、段差のある所での介助」が55.1%と最も多く、次いで「電車やバスなどで席を譲った」、「相談相手や話相手」と続いています。

障がい者が、障がい者団体の行事や活動に参加したいかについて、「参加してみたい」が16.8%、「現在参加している」が4.9%、「これまでに参加したことがある」が16.4%であり38.1%の人が参加したい、参加しているとの回答でした。しかし「参加したいと思わない」が47.6%と半数近くになっています。

団体ヒアリングでは、共生社会をめざす上で、障がいに対する偏見を取り除くことが大切であるとの声が挙げられており、障がい者に対する理解を深めるためにも、若い世代に対して時間をかけて、共に学習していくことが望まれています。

## 〔施策体系〕

- 
- ①啓発・広報活動の推進
  - ②福祉に関する教育等の推進
  - ③ボランティアの育成・活動支援

## 〔施策の方向〕

### ①啓発・広報活動の推進

- 障害者差別解消法の啓発・広報に努め、合理的配慮の事例の情報収集や情報提供を行うとともに、障がいや障がい者に対する知識・理解の向上及び周知を図っていきます。
- 共生社会の実現に向けて、各地域の教育集会所等において、人権学習会や人権教育講演会を実施するとともに、広報紙の内容をさらに工夫し、市民の関心を高め、啓発をさらに進めていきます。
- 市民人権講座を開催し、広く市民の障がい者に対する人権意識の向上につなげていきます。

## ②福祉に関する教育等の推進

- インクルーシブ教育システムの構築をめざし、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶことができるよう、交流及び共同学習を推進します。
- 各学校において、総合的な学習の時間や道徳の時間などを活用して、読み物教材を用いての学習や体験的な学習を進め、共生社会の担い手を育むため、さらに障がい者理解が深まる教育を推進していきます。
- 障がい者の人権にかかわる学習をはじめ、様々な人権問題にかかわる学習が、各学校で推進されるよう、引き続き人権学習推進事業を継続するとともに、学習を推進する要である教職員の意識を高め、理解を深めるために、教職員が学ぶことのできる機会を提供していきます。
- 津市版「特別支援教育ハンドブック」や津市版「授業改善マニュアル」の活用について、校内研修等の場で周知を図ります。

## ③ボランティアの育成・活動支援

- 津市社会福祉協議会の行うボランティアセンターの運営を支援し、地域福祉事業と連動したボランティアの育成やコーディネートを行うことで、新たなボランティア活動者の増加をめざします。
- 津市社会福祉協議会の実施する講座が、地域で必要な活動や人材を育成するための講座となるよう、地域の団体やボランティア協議会、地区ボランティア連絡会等の関係団体との連携・協働を支援していきます。
- ボランティア活動など社会体験の場を提供することを通じて、児童生徒の障がい福祉への理解とボランティア意識の高揚を図るために、津市社会福祉協議会が実施している福祉協力校推進事業を支援します。
- 手話講座、点字点訳講座を通じ、障がいや障がい者に対する知識・理解の向上を図るとともに新たなボランティア活動者の増加をめざします。

### 〔主な事業等〕

- ◇ 市職員の障害者差別解消法に係る研修の開催
- ◇ 人権教育講演会
- ◇ 人権出前講座
- ◇ 市民人権講座の開催

- ◇ 人権に対する相談窓口の開設
- ◇ 市職員人権研修会の開催
- ◇ 人権学習推進事業
- ◇ 教職員研修会
- ◇ ボランティアセンター運営事業
- ◇ ボランティア交流会
- ◇ ボランティア講座
- ◇ 災害ボランティア関連事業
- ◇ 福祉協力校推進事業
- ◇ 福祉出前講座
- ◇ 手話講座、点字点訳講座等公民館事業

## 4 生きがいの持てる機会づくり

障がい者が生きがいを持って地域社会の中で暮らせるよう、一人ひとりが自分を表現する多様な交流・活動の機会を創出するとともに、障がい者自らが主体的に取り組むスポーツ・文化・レクリエーションなどの活動を振興します。

### 〔展開する施策の方向〕

#### (1) 交流活動

##### ① 交流機会の充実

#### (2) 余暇活動

##### ① 余暇活動の振興

### (1) 交流活動

---

#### 〔現状と課題〕

市民が、障がいの特性や障がい者について正しく認識し理解するとともに、その理解を一層深めるためには、障がい者と相互にふれあい交流することが最も効果的です。

本市では、障がい関係団体が実施する各種行事に対する支援を行うとともに、三重県身体障害者福祉大会などへの車両移送型の移動支援の実施、また、障がい者通所施設による物品販売の取組である「津マルシェ」の実施に対する支援を行っています。

また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月に施行され、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが求められています。障がい者が文化芸術活動に参加しやすい環境や作品などの発表の場の創出が必要とされている一方、こういった活動への参加に躊躇される障がい者もいるため、「参加しやすい」、「参加したくなる」雰囲気づくりが課題となっています。

今後も、多くの市民が障がい者とふれあい、交流できる機会・場の充実を図り、市民の障がいに対する理解が一層深まるよう取り組み、障がい福祉活動への参加の増加をめざす必要があります。

## 〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、障がい者がどのような活動をしているか聞いたところ、「買い物」が56.4%、「旅行」が24.7%と多いものの、「特に何もしていない」が24.3%となっています。「特に何もしていない」について障がい種別での大きな傾向差はなく、概ね4人に1人は交流などの活動を行っておらず、引きこもりを予防するためにも様々な交流活動への呼びかけが必要となってきます。

団体ヒアリングでは、同じ団体に属する会員同士の交流活動がほとんどであるが、今後は、障がいのない人や団体会員ではない障がい者を含めた交流活動が必要であるとの意見が出されています。

## 〔施策体系〕

——①交流機会の充実

## 〔施策の方向〕

### ①交流機会の充実

- 地域社会における障がい者への理解を深めるため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流とともに、障がい者、障がい関係団体、ボランティア団体等の交流を促進します。
- 市民が障がい者やその介護者といつでも集い、活動・交流できる場を提供するため、公共施設などの活用を行います。
- 障がい関係団体の実施する各種事業等に対する支援を行うとともに、障がい者と障がいのない人が一体的に交流する事業を実施することにより、障がい者に対する理解を深めます。
- 障がい者の社会参加を促進するため、障がい関係団体等が主催するイベント事業等への参加について、車両移送型の移動支援を実施します。
- 障がい者の文化芸術活動への参加しやすい環境づくりに向け、イベントの開催や参加促進などの取組を進めます。

## 〔主な事業等〕

- ◇ 障がい者と障がいのない人が交流できる事業の開催
- ◇ 津マルシェの開催支援

- ◇ 障がい関係団体への各種活動支援
- ◇ 車両移送型移動支援の実施
- ◇ 障がい者の文化芸術活動への支援

## (2)余暇活動

---

### 〔現状と課題〕

スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がい者の社会参加を促進し、生活の質を向上させる上で重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復の効果も期待できます。

平成 29 年度に供用開始した産業・スポーツセンター（サオリーナ、三重武道館、メッセウイング・みえ）は、バリアフリー法やユニバーサルデザイン条例に適合した誰もが利用しやすい施設として整備を行いました。

しかし、既存運動施設においては、バリアフリー法やユニバーサルデザイン条例に適合していない施設もあることから、今後、スポーツ施設の整備計画を新たに策定する中で施設のあり方について検討を行う必要があります。

また、市内運動施設の使用料については、個人使用については手帳保持者（介助者を含む。）を半額免除、専用使用については津市障がい者団体連絡協議会が主催または一部経費を負担して行う共催事業を全額免除、津市障がい者団体連絡協議会加盟団体の主催事業を半額免除とし、障がい者が積極的に運動施設を利用できるよう、施設側の受入態勢の充実に努め、活動の支援を行っています。

一方、令和 3 年 10 月には、第 21 回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」が開催されることから、安心してスポーツに参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

文化芸術活動においては、津市久居アルスプラザは、障がい者団体等からのご意見を聴取しながらバリアフリー法やユニバーサルデザイン条例に適合した、より多くの人々にとって利用しやすい施設となるよう整備を図りました。今後より多くの人々に満足いただける施設とするためには、ハード面だけでなくソフト面の取組も重要であり、施設管理者や施設利用者などが、障がいによって受ける社会的障壁が異なることや必要なサービスが異なることを十分に理解することが重要です。

また、公民館活動においては、令和元年度に整備が完了した一身田公民館には、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設となるよう、スロープ等を設置しました。今後も、新たな施設や既存施設においてもバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備に努める必要があります。

聴覚や言語に障がいのある人も公民館講座を受講できるよう、公民館講座募集案内等に手話通訳者または要約筆記者の派遣について記載し、希望のあった講座に派遣をしました。

## 【アンケート・団体ヒアリング結果の整理】

アンケート調査では、最近どのような活動をしたかについて、「スポーツ」が12.3%、「レクリエーション」が8.3%、「趣味などのサークル活動・生涯学習」が9.0%となっています。今後したい活動についても、「スポーツ」が20.4%、「レクリエーション」が14.5%、「趣味などのサークル活動・生涯学習」が22.5%となっており、それらの活動を今後やってみたいという希望は高くなっています。

団体ヒアリングでは、障がい者が気軽に参加できるスポーツ、レクリエーション、文化活動の企画を求める声が挙がっています。

## 【施策体系】

——①余暇活動の振興

## 【施策の方向】

### ①余暇活動の振興

- 既存運動施設においては、バリアフリー法やユニバーサルデザイン条例に適合していない施設もあることから、今後、スポーツ施設の整備計画を新たに策定する中で施設のあり方について検討を行います。
- 三重とこわか大会の開催に向け、事業主体である三重県と協力・連携し、全国から訪れる多くの皆様をおもてなしの心で温かくお迎えします。
- スポーツ・レクリエーションフェスティバルにおいて、「障がい者スポーツ体感会」を継続して実施していくことにより、障がい者の団体やサークル等が、日ごろの活動を通じた他団体との交流機会づくりや、活動の成果を発表する機会づくりを行っていきます。
- 障がいの有無に関係なく、より多くの人々が文化芸術に触れられるようバリアフリーやユニバーサルデザインにも配慮した文化振興事業を実施します。
- 公民館講座募集案内等により、今後も障がい者の公民館講座への積極的な参加を促します。

## 【主な事業等】

- ◇ 第 21 回全国障害者スポーツ大会「三重とわか大会」津市開催競技の実施
- ◇ スポーツ・レクリエーションフェスティバルの開催
- ◇ 障がいの有無に関係のない文化芸術活動に参加しやすい環境づくり
- ◇ 公民館講座の実施

## 5 一貫して切れ目ない支援の充実

障がい者一人ひとりの成長や状態の変化に応じながら、その人に合った支援を行うため、保健・医療・福祉や教育など各分野における情報の提供と支援の充実を図り、さらに、関係機関相互の連携によって、一貫した切れ目のない相談・支援体制づくりを進めます。

### 〔展開する施策の方向〕

#### (1) 保健・医療

- ①障がいの予防・早期発見
- ②心の健康づくり
- ③保健・医療体制の充実

#### (2) 教育・育成

- ①特別支援教育等の推進
- ②療育の充実

#### (3) 相談・支援

- ①情報提供の充実
- ②相談・支援体制づくり
- ③生活保障の実施
- ④権利擁護の推進

### (1)保健・医療

#### 〔現状と課題〕

がん・脳卒中・心臓病・糖尿病などの生活習慣病を原因とした障がいが増加しています。また、現代社会は様々なストレスも多く、精神に障がいを有する人が増えてきています。

本市では各種がん検診を実施しており、かかりつけ医療機関や広報津・回覧等を通じての受診勧奨を行うとともに、土曜日・日曜日の実施や、子ども連れで受診できるよう配慮しています。また、特定健診とがん検診を同時に受診できる機会を確保することで、受診しやすい環境を整備しています。がん検診受診の結果、要精密検査となった人が速やかに精密検査を受診することは、がんの早期発見・早期治療を進める上で重要ですが、精密検査未受診者や受診の有無が不明な人が一定数みられます。

乳幼児健康診査をすべての対象児が受診できるよう、赤ちゃん訪問などの機会に勧奨を実施しています。健康診査で、発達に心配があるなど経過の観察が必要な幼児については、保護者へ健康相談やフォロー教室の案内をし、育児支援を行っています。未熟児については、医療機関や保護者からの情報や届け出をもとに訪問し、関係機関と連携しながら適切な支援を実施しています。未熟児は、出生後から医療的ケアの必要な子どもがあり、また育児への不安が高まることから、早期に把握できるように、医療機関との連携が求められます。また、発達支援が必要な子どもや医療的ケアが必要な子どもが増加しているため、早期発見、早期治療に努めるなど支援体制の整備を図る必要があります。

一方、保健師、栄養士による定期的健康相談、栄養相談は、4地域で実施し、その他の地域でも随時相談対応しています。精神科医によるこころの健康相談については、年7回、2会場で実施しています。また、保健師等による電話、窓口相談は随時対応しています。健康相談、栄養相談、こころの健康相談では、定員に満たないこともあるため、相談が必要な人に啓発する必要があります。

本市においては、精神面の相談件数が増加している状況にあり、ストレスの多い社会の中で、気軽に相談できる体制づくりや周囲の理解を得る取組も必要です。また、精神障がい者の退院や社会復帰を促進するための受入環境の整備を図る必要があります。一方、心の病を持つ人が気軽に参加・交流し仲間づくりができる場所として、「こころのサロン」をNPO法人に運営委託し開催するとともに、心の病を持つ人の家族が交流するサロンについて支援を行っています。

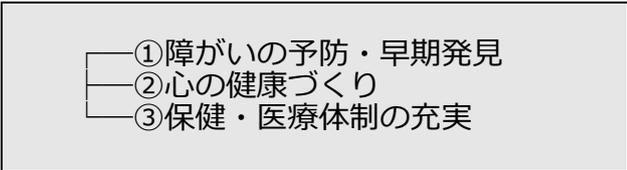
また、障がい者に対する保健・医療体制の充実、自立した生活を送る上で非常に大切です。このため、在宅においても適切な保健医療サービスが受けられるよう、訪問看護や訪問診療の活用、また、自立支援医療制度の周知を行っていく必要があります。

### **〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕**

アンケート調査では、特に不安に感じていることについて「健康、障がいのこと」が52.9%と多くなっています。平成24年調査では55.5%、平成28年調査では50.4%と若干下がっていましたが、今回調査では2.5ポイント増加しています。また、今後の障がい福祉施策を進める上で、特に力を入れるべきこととして、障がい者アンケート結果で「健康づくりや医療面での支援サービスの充実」が19.7%と上位に挙がっています。

団体ヒアリングでは、精神障がい者について、福祉のみではなく医療と連携した支援の充実を求める声が挙がっています。

## 〔施策体系〕

- 
- ①障がいの予防・早期発見
  - ②心の健康づくり
  - ③保健・医療体制の充実

## 〔施策の方向〕

### ①障がいの予防・早期発見

- 生活習慣病の予防と早期発見のため、特定健康診査や各種がん検診等を実施するとともに、保健指導や受診勧奨に努めます。
- 発達の遅れや障がい疑われる乳幼児の早期発見と早期療育、保護者への支援につなげる機会として、乳幼児健康診査事業を推進するとともに、相談や教室等による継続的な支援を行います。未熟児等については、保健師等が家庭を訪問するなど、適切な支援を行います。
- 赤ちゃん訪問の機会などに乳幼児健康診査の受診の勧奨を行います。
- 発達に対し支援が必要な子どもや医療的ケアが必要な子どもに、きめ細やかな相談を実施し、関係機関と連携し支援体制を構築するなど継続的な支援を実施します。
- 健康教育や健康相談を実施し、生活習慣病についての予防に関する意識啓発を図ります。

### ②心の健康づくり

- 気軽に心の健康について相談できるよう、精神科医による「こころの健康相談」を実施するとともに、窓口や電話によるこころの相談についても、保健師等が対応し必要な支援につなげます。また、こころの健康相談について、必要な人が利用できるよう啓発に努めます。
- 在宅の精神障がい者や退院後の精神障がい者の地域生活を支援するため、保健所、医療機関、計画相談支援事業所、津市基幹障がい者相談支援センター、津市地域障がい者相談支援センター等の関係機関と連携し、社会参加・社会復帰の推進に努めます。
- こころの病を持つ人が気軽に参加・交流し仲間づくりができるこころのサロン事業について、継続して実施するとともに、こころの病を持つ人の家族が交流するサロンについて引き続き支援を行います。

### ③保健・医療体制の充実

- 自立した日常生活及び社会生活を営む上で必要な医療が受けられるよう、障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度の周知に努めます。
- 聴覚障がい、音声・言語機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人が簡単に消防へ緊急通報が行える緊急通報システム NET119 の周知に努めます。

#### 〔主な事業等〕

- ◇ 特定健康診査・特定保健指導
- ◇ 各種がん検診
- ◇ 赤ちゃん訪問（未熟児訪問）
- ◇ 健康診査、健康相談（乳幼児、妊産婦、成人等）
- ◇ 訪問指導、健康教育（乳幼児、妊産婦、成人等）
- ◇ こころの健康相談窓口の啓発
- ◇ こころのサロン事業
- ◇ 自立支援医療制度の周知
- ◇ 緊急通報システム NET119 の周知

## (2)教育・育成

---

### 〔現状と課題〕

支援を必要とする子どもは年々増加しており、引き続き、発達障がいも含めた障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの主体性を尊重した支援体制の整備をすべての保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校等において進めるとともに、障がいの特性や成長段階に応じた適切な保育・教育が受けられる環境整備を進めていく必要があります。

障がいのある幼児・児童・生徒の教育の充実に向け、特別支援教育コーディネーター研修会や特別支援教育に関する教職員研修会を開催し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の趣旨や活用方法を説明し、校内の共通理解のもと、その有効活用に取り組んでいます。また、特別な支援が必要な子どもが在籍する幼稚園や小中学校等に、令和2年度には187名の特別支援教育支援員を配置しています。さらに、支援要請があった幼稚園及び小中学校等に、学校サポートセンターから学校サポーターを、教育委員会事務局から指導主事を派遣し支援に努めるとともに、すべての幼稚園及び小中学校等において特別支援教育推進委員会等を設置し、校内支援体制の充実や特別支援教育コーディネーターを中心に事例検討等を行っています。

教育の場において医療的ケアを必要とする児童が増加しています。令和2年度において、看護師免許を有する特別支援教育支援員を5名配置していますが、医療的ケアを必要とする重度の障がいのある児童生徒が地域の学校を希望する事例が増えてきているため、看護師免許を有する特別支援教育支援員の確保が厳しい状況となっています。

また、特別支援学校に通学している障がいのある子どもの保護者同士の交流は比較的密にされているのに対し、普通学校に通学している障がいのある子どもの保護者については、交流が少なくなることも懸念されるなど、子どもだけでなく、保護者も含めた環境も複雑になっており、保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校等において支援の多様化と連携がさらに必要になってきます。今後は、様々な課題を持つ子どもに対し、それぞれのステージにおける支援体制も充実していくとともに、様々な交流機会を通じた仲間づくりを進めていく必要があります。

保育所、認定こども園における保育士・保育教諭の追加配置については、保育士・保育教諭の確保が難しく大きな課題となっていますが、いろいろな特性のある子どもが、園生活を安定して過ごすために、十分な配置ができるよう努めるとともに、一人ひとりにあった支援が行えるよう、保育士・保育教諭・特

別支援教育支援員の研修の充実を図り、外部の講師を招いた研修や、保育士・保育教諭・特別支援教育支援員が相談できる場を作っています。

一方、障がいのある児童については、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する通所サービスとして、児童発達支援（就学前）、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス（就学後）があり、サービス提供事業所が年々増加しており、それに伴い利用者も増加しています。引き続きサービス提供事業所と保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校等、特別支援学校との情報共有を図りながら、継続した支援を行っていくことが求められるとともに、利用者が適切な支援を受けられるよう、サービス提供事業所の質の向上も求められています。

津市児童発達支援センター「つうぼっぼ」では、保育士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師が肢体不自由児及び発達に心配のある子どもに対しての支援や保育所等訪問支援を行うとともに、相談支援専門員による計画相談を行っています。

また、発達支援に関わる保育士や保健師等は、保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校を巡回し、子どもたちの支援をする保育士、教諭等に対する助言を行うとともに、保護者との面談を行い、子どもの発達に関する不安の軽減を図っています。

さらに、福祉、教育部門の子どもにかかわる部署においては連携や情報共有を密接に行い、必要に応じ、こども総合支援会議を開催し途切れない支援に努めています。

#### 小学校 特別支援学級数、在籍児童数の推移

(単位：学級・人)

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
知的障がい	学級数	46	51	55	56	58
	児童数	216	243	277	290	314
自閉症・情緒障がい	学級数	67	69	75	76	74
	児童数	327	359	409	417	436
肢体不自由	学級数	6	7	9	11	10
	児童数	10	11	13	18	13
合 計	学級数	119	127	139	143	142
	児童数	553	613	699	725	763

注) 各年 5 月 1 日現在

資料：津市教育委員会

中学校 特別支援学級数、在籍生徒数の推移

(単位：学級・人)

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
知的障がい	学級数	21	22	19	21	23
	生徒数	105	113	95	97	105
自閉症・ 情緒障がい	学級数	23	19	21	23	23
	生徒数	104	77	84	104	121
肢体不自由	学級数	5	3	2	0	2
	生徒数	7	5	2	0	3
合 計	学級数	49	44	42	44	48
	生徒数	216	195	181	201	229

注) 各年 5 月 1 日現在

資料：津市教育委員会

通級による指導を受けている児童生徒数

(単位：教室・人)

	小 学 校		中 学 校		合 計	
	教室数	児童数	教室数	生徒数	教室数	児童生徒数
言語障がい	5	96	0	0	5	96
聴覚障がい	0	0	0	0	0	0
弱視	0	0	0	0	0	0
発達障がい	3	42	1	13	4	55
計	8	138	1	13	9	151

注) 令和 2 年 5 月 1 日現在

資料：津市教育委員会

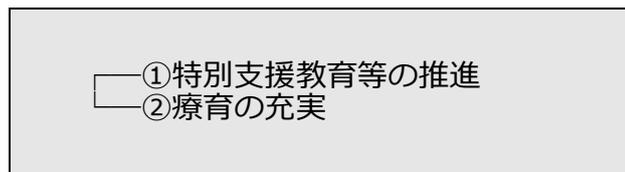
【アンケート・団体ヒアリング結果の整理】

障がい児アンケート調査では、就学前の子どもが、就学後どの学校・学級で教育を受けることを希望しているかについて、「特別支援学級」が 40.0%、「特別支援学校」が 25.0%、「通常(普通)学級」が 15.0%となっており、「特別支援学級」が最も多くなっています。

就学するにあたり希望する学校の支援や環境について、支援員の増員をはじめ普通学級でも発達障がいの子どもの無理なく通えるサポート体制や柔軟な対応をして欲しいといった声が挙がっています。

団体ヒアリングでは、障がいのある人を取り巻く社会のあり方は随分よくなってきているが、発達障がいに対する理解についてはまだまだされていないといった声が聞かれました。

## 〔施策体系〕



## 〔施策の方向〕

### ①特別支援教育等の推進

- 就学前相談の充実に向けた関係機関との連携強化を図るとともに、「はっぴいのーと」の普及促進に努めます。
- 指導力向上に向けた研修会の充実を図るとともに、津市版「授業改善マニュアル」を使用しての研究授業の実施や津市版「特別支援教育ハンドブック」を活用した特別支援教育に係る教職員の資質向上に努めます。
- 各中学校区における相談体制の構築を推進します。
- 一人ひとりのニーズに対する学校全体での組織的な対応や児童生徒理解の一層の推進と指導のさらなる充実など、教員の資質向上を図るため、本市における特別支援教育の中核を担う人材を育成するための連続講座を実施します。
- 特別支援学校との連携のあり方を再検討し、効率的な連携を図っていきます。
- 保育所、認定こども園での集団生活が可能な障がいのある子どもについて、その障がい特性に配慮した上で、他の子どもとのふれあいの中で情緒の安定を図り、心身の発達を支援していけるよう、保育士・保育教諭・特別支援教育支援員の研修や追加配置等を行うとともに、専門職による保育士・保育教諭・特別支援教育支援員に向けた発達の理解に関する指導相談を進めます。

### ②療育の充実

- 児童発達支援、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービスの適切な支給を行うとともに、サービス提供事業所と保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校、特別支援学校等との情報共有を図り、継続した支援に努めます。
- 児童発達支援センターの支援内容の一層の充実と支援者のスキルアップに努めます。
- 児童発達支援センターとして地域における中核的な機能の充実に努めます。
- 「CLM と個別の指導計画」の導入及び定着に向けて継続して研修等を実施

します。

- 発達相談や保育所、認定こども園、幼稚園等巡回による適切な支援へのつなぎに努めます。

### 〔主な事業等〕

- ◇ 生活支援ノート「はっぴいのーと」の普及
- ◇ 特別支援教育指導者育成研修
- ◇ 特別支援教育就学奨励制度の実施
- ◇ 通級指導教室充実事業
- ◇ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用
- ◇ 巡回相談員等の派遣
- ◇ 障がい児保育事業
- ◇ 専門職による保育士研修会の開催
- ◇ 専門職による園巡回
- ◇ 児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス
- ◇ 児童発達支援センターの運営（児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援）
- ◇ CLM と個別の指導計画の推進と定着
- ◇ 発達支援事業（発達相談、巡回指導等）
- ◇ こども総合支援会議の開催

### (3)相談・支援

---

#### 〔現状と課題〕

障がい者一人ひとりが、必要な支援を受けながら主体的に日常生活、社会生活を送るためには、的確に情報を得ることが重要であり、様々な障がいの種別に対応した多様な形での情報の提供が必要です。

本市では、市広報において障がい福祉制度のお知らせを行うとともに、「障がい福祉のてびき」を発行し、情報提供に努めています。「障がい福祉のてびき」については、制度改正等に対応し、随時改定しています。

障がい者制度改革に向けた動きの中で、多様なサービスが提供可能となりましたが、個々の障がい者のニーズに対応したサービスの組み合わせや地域での利用可能なサービスの選択など、個人の課題にきめ細かく対応できる相談体制の充実や気軽に相談できる場所や機会が求められています。これらのことから本市では、平成31年4月に津市基幹障がい者相談支援センター及び津市地域障がい者相談支援センターの設置を行うとともに、「津市障がい者虐待防止センター」及び「津市障がい者差別相談窓口」を併設し相談の充実に努めています。

子どもに関わる部署の連携や情報共有を密にして、ライフステージが変わっても支援が途切れないようにサービスの充実に努めています。

また、発達支援に関わる保育士や保健師等が、保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校を巡回し、子どもたちの支援をする保育士、教諭等に対する助言を行うとともに、保護者との面談を行い、子どもの発達に関する不安の軽減を図っています。

津市地域自立支援協議会において、地域の関係機関によるネットワークの構築を行うとともに、ライフステージに応じた一貫した支援体制を構築するため、津市版生活支援ノート「はっぴいのーと」を作成しています。今後も、関連する分野の関係者で構成される津市地域自立支援協議会の活性化に努めるとともに、「はっぴいのーと」の普及を促進し、保護者や支援機関からの情報や各ライフステージの暮らしの情報を次の支援の担い手に伝えていく必要があります。

障がい者の生活支援として、平成30年9月から精神障害者保健福祉手帳2級の人々の通院医療費の1/2助成を市単独事業として実施しています。

また、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送るためには、その権利を守ることも重要です。

津市基幹障がい者相談支援センター及び津市地域障がい者相談支援センターの利用状況

(単位：件)

	令和元年度相談件数
津市基幹障がい者相談支援センター（専門相談）	1,322
津市地域障がい者相談支援センター	9,399

※平成 31 年 4 月から設置

資料：津市障がい福祉課

各種手当等の支給状況

(単位：人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
医療費助成受給資格者数		7,417	8,434	8,474
特別児童扶養手当	1 級	269	272	294
	2 級	336	338	369
障害児福祉手当		192	186	182
特別障害者手当		281	288	287
津市心身障害児童福祉年金		235	249	263
津市重度心身障害者等介護手当		136	129	128
障害者等交通サービス支援事業		2,115	2,127	2,225
視覚障害者タクシー料金助成事業		47	46	48

資料：津市障がい福祉課

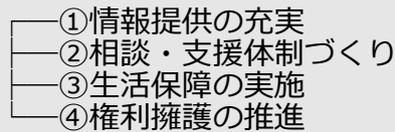
〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、相談支援機能を充実させるために必要なことは、「身近な場所で相談できること」が 39.9%で最も多く、この結果は前回調査（平成 28 年）と同様となっています。次いで「専門的な相談や助言ができる人材がいること」が 28.0%、「プライバシーに配慮がなされること」が 23.0%、「分かりやすい情報を提供してくれること」が 21.6%、「一か所で用事が済む相談窓口を設置すること」が 21.3%となっています。

また、現在、特に不安に感じていることは、「健康、障がいのこと」が 52.9%で最も多く、次いで「経済的なこと」が 40.5%、「仕事のこと」が 22.4%となっています。

団体ヒアリングでは、誰にでも伝わりやすい行政からの情報の提供や相談窓口における分かりやすい丁寧な説明を望む声が挙がっています。

## 〔施策体系〕

- 
- ① 情報提供の充実
  - ② 相談・支援体制づくり
  - ③ 生活保障の実施
  - ④ 権利擁護の推進

## 〔施策の方向〕

### ① 情報提供の充実

- 障がい福祉サービスの周知を図るため、広報紙及びホームページを通じた情報発信を充実させていきます。
- 広報紙及びホームページに加え、障がい関係団体、民生委員・児童委員など関係団体と連携した情報提供に努めるとともに、関係行政機関が実施する障がい福祉施策に係る制度等について、説明会や対話の機会を設けることなどにより、障がい者に十分配慮した分かりやすい情報提供を進めます。
- 市及び市議会の広報紙などについては、視覚に重度の障がいがある人を対象に声の広報や点字広報を発行し、日常生活に必要な情報の提供に努めます。
- 市が発行する「障がい福祉のてびき」については、制度改正等に対応して随時紙面を改訂するなど内容の充実に努め、障がい者やその家族が利用できるサービス等についての情報提供に努めます。
- 情報・意思疎通支援用具などの日常生活用具の給付を実施するとともに、本市のケーブルテレビによる情報発信番組における字幕放送の実施など、身近に情報が受けられる機会の拡充に努めます。

### ② 相談・支援体制づくり

- 相談支援体制の充実・強化を図るため、津市基幹障がい者相談支援センターにおいて、相談支援に係る人材育成を行うとともに、津市地域障がい者相談支援センターや身体・知的相談員など多様な支援体制づくりに努めます。
- 指定特定相談支援事業者などにより、一人ひとりの支援計画を作成し、必要な福祉サービスを総合的に利用できるよう、ケアマネジメント体制の充実に図ります。
- 津市障がい者虐待防止センター及び津市障がい者差別相談窓口の機能の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、虐待防止や差別解消のネットワークを構築します。また、市民に対して障がい者虐待の防止、差別解消

についての啓発を行います。

- 児童に対する切れ目のない一貫した支援を行うため、発達相談として専門職が保護者の思いに寄り添い、子どもの状況に応じた支援を考え保護者への助言を行います。
- 津市地域自立支援協議会の機能を強化し、情報の共有に努め、相談・支援体制の整備充実を図ります。
- ライフステージに応じた途切れのないより良い支援につながるよう、家族と支援者を結ぶための「はっぴいのーと」の普及、活用を図ります。
- 子どもの成長や発達に心配があるときなど、様々な困ったときに活用できる、相談先や支援機関を掲載した「つながるハンドブック」の周知を図ります。

### ③生活保障の実施

- 障がい者医療費助成、65歳以上障がい者医療費助成、精神障がい者医療費助成などの制度について引き続き経済的支援を行います。
- 自立支援給付（介護給付費、訓練等給付費、補装具費）、障害児通所支援に加え、本市が実施する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業、移動支援事業の利用者負担を合わせて基準額とし、毎月の利用者負担の軽減を行います。
- 医療機関への通院等に要する交通費の一部助成を行います。また、視覚障がい者については、移動に要するタクシー乗車料金の一部助成を実施します。
- 交通機関や公共施設における各種割引制度の設置・充実を促すことにより、障がい者の移動や施設の活用を促進します。

### ④権利擁護の推進

- 判断能力が十分でない人の権利を守るために、津市成年後見サポートセンターを活用し、成年後見制度の利用促進に取り組むとともに、同センターを母体に機能の充実を図り、関係機関と連携強化を図ることができるよう、ネットワークの体制づくりに取り組んでいきます。
- 市民を対象とした人権講演会や講座等を開催し、障がい者に対する人権意識の向上につなげていきます。
- 障がい者の人権問題に対し、国などと連携し相談支援体制を充実させていきます。
- 障がい者の人権をテーマに市職員を対象とした人権研修会を開催します。

- 障がい者やその関係者からの不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供などの相談に対応できるように、職員に対して障害者差別解消法についての研修会や情報提供を行っていきます。

### 〔主な事業等〕

- ◇ 声の広報、点字広報の発行
- ◇ 障がい福祉のてびきの配布
- ◇ 津市基幹障がい者相談支援センター、津市地域障がい者相談支援センターの運営
- ◇ 津市障がい者虐待防止センターの運営
- ◇ 津市障がい者差別相談窓口の設置
- ◇ 発達支援事業（発達相談、巡回指導等）（再掲）
- ◇ 津市地域自立支援協議会の運営（再掲）
- ◇ 生活支援ノート「はっぴいのーと」の普及（再掲）
- ◇ 障がい者医療費助成
- ◇ 65歳以上障がい者医療費助成
- ◇ 精神障がい者医療費助成
- ◇ 成年後見制度利用支援事業
- ◇ 市民人権講座の開催（再掲）
- ◇ 人権出前講座（再掲）
- ◇ 人権教育講演会（再掲）
- ◇ 人権に対する相談窓口の開設（再掲）
- ◇ 教職員研修会（再掲）
- ◇ 市職員人権研修会の開催（再掲）

## 第4章 第6期津市障がい福祉計画

### 1 障がい福祉サービス等の実績と課題

#### (1)第5期計画における重点課題

##### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ア 第5期計画における見込量及び実績

項目	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
福祉施設入所者の 地域生活への 移行者数	人/年	見込量	7人	8人	10人
		実績	0人	0人	0人
福祉施設入所者数	人/年	見込量	272人	268人	264人
		実績	280人	283人	280人

##### イ 現状

福祉施設入所者の地域生活への移行者数は、令和2年度末までにおいて25人を見込んでいましたが、平成30年度、令和元年度ともに0人で、令和2年度においても見込めない状況であり、家族等支援者の高齢化等に伴う地域移行の難しさが映し出された結果となっています。

福祉施設入所者数についても、地域生活への移行が進まない現状においては、見込量を達成することは困難な状況となっています。

##### ウ 課題

福祉施設入所者は、入所が長期になると地域生活のイメージを持ちにくく、その家族も退所することが不安になります。

このため、入所時において、当事者及び家族等支援者に対し、地域移行を見据えた入所であることを説明するとともに、入所中に地域移行支援等のサービスを活用し、退所後の地域における生活のイメージづくりをする必要があります。

## ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ア 第5期計画における見込量及び実績

項目	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	か所/年	見込量	1か所		
		実績	1か所		

項目	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
※精神科病院入院者の地域生活への移行者数	人/年	見込量	13人	15人	17人
		実績	1人	3人	5人

※一般相談支援事業所が行う地域移行支援を利用した人数及び1年以上の長期入院者が退院時に障がい福祉サービスを利用した人数としています。

### イ 現状

津市地域自立支援協議会の「精神保健福祉ワーキンググループ」は、保健・医療・福祉関係者の協議の場であることから、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの機能を有しており、事例検討を含め定期的に協議を行っています。

また、精神科病院入院者の地域生活への移行者数については、見込量を下回っているものの、着実に移行者数は増えています。

### ウ 課題

入院中において、地域生活に移行するため、地域移行支援事業の利用は有意義ですが、それを行う事業所数が増えないことが課題となっています。

なお、移行後において、長く地域で生活を続けるためには、障がい福祉サービスの活用と併せて、ピアサポーターによる支援が大切になります。

### ③地域生活支援拠点等の整備

#### ア 第5期計画における見込量及び実績

項目	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
地域生活支援拠点等の整備	か所/年	見込量	1か所		
		実績	0か所		

#### イ 現状

地域生活支援拠点等の整備に向け、津市地域自立支援協議会での協議を踏まえ、広く面的な整備を進めていくことで検討を進めていますが、整備には至らなかったため、引き続き協議・検討が必要です。

#### ウ 課題

地域生活支援拠点等の整備については、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的としています。

必要な機能は、(1)相談、(2)緊急時の受け入れ対応、(3)体験の機会・場、(4)専門人材の確保・養成、(5)地域の体制づくりとなっており、原則5つの機能をすべて備えることとなっていますが、地域の実情を踏まえ整備することとなっています。

このため、障がい者等にとって、より充実した整備となるよう、十分な協議のもと進めていく必要があります。

#### ④福祉施設から一般就労への移行

##### ア 第5期計画における見込量及び実績

項目	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
福祉施設利用者の 一般就労への移行 者数	人/年	見込量	26人	32人	38人
		実績	41人	17人	22人
就労移行支援事業 の利用者数	人/年	見込量	42人	44人	46人
		実績	17人	26人	33人

##### イ 現状

福祉施設利用者の一般就労への移行者数は、平成30年度は41人と見込量を上回っていますが、令和元年度は17人と見込量を下回っています。

就労移行支援事業の利用者数は、平成30年度、令和元年度とも見込量を下回ってはいるものの、利用者数は着実に増えてきています。

##### ウ 課題

就労移行支援事業の利用者の中には一般就労の経験者も多くいることから、再度移行した後に長く職場に定着できるよう、職場適応に関するきめ細やかな支援を行うジョブコーチ支援の活用や、就労定着支援の活用等による支援が必要です。

## (2)障がい福祉サービス

### ①訪問系サービス

#### ア 第5期計画における見込量及び実績

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	時間/月	6,993	5,960	7,077	6,177	7,161	6,432
	人/月	333	356	337	383	341	402
	時間/人	21.0	16.7	21.0	16.1	21.0	16.0
重度訪問介護	時間/月	7,014	5,718	7,515	5,798	8,016	6,720
	人/月	14	12	15	12	16	14
	時間/人	501.0	476.5	501.0	483.2	501.0	480.0
同行援護	時間/月	537	516	537	494	537	524
	人/月	51	45	51	46	51	49
	時間/人	10.5	11.5	10.5	10.7	10.5	10.7
行動援護	時間/月	0	0	63	2	126	10
	人/月	0	0	1	1	2	1
	時間/人	0	0	63.0	2.0	63.0	10.0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/人	0	0	0	0	0	0

#### イ 現状

居宅介護は、利用者数及び利用時間ともに年々増加しています。

重度訪問介護は、重度の身体障がい者（肢体不自由）の利用が中心でしたが、近年においては重度の知的障がい者の利用もあり、利用者数及び利用時間ともに増加しています。

同行援護は、利用者数は年々増加していますが、事業所数の減少に伴うヘルパーの減少により、利用時間はほぼ横ばいとなっています。

行動援護は、市内に事業所がなく、利用者数は伸びていません。

重度障害者等包括支援は、県内に事業所がなく、利用実績はありません。

## ウ 課題

居宅介護、同行援護とも利用者数は増加しているものの1人当たりの利用時間が若干減少しています。

重度訪問介護、同行援護とも事業所数が年々減少しており、ヘルパー等支援者の確保が難しい状況です。今後、どのように事業所を確保するかが課題となっています。

## ②日中活動系サービス

**生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援**

### ア 第5期計画における見込量及び実績

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
生活介護	人日/月	13,140	13,086	13,360	13,259	13,580	13,465
	人/月	657	667	668	677	679	687
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	123	223	123	225	123	240
	人/月	8	12	8	14	8	15
自立訓練 (生活訓練) + 宿泊型自立訓練	人日/月	667	488	713	461	759	580
	人/月	29	25	31	27	33	29
就労移行 支援	人日/月	756	260	792	416	828	480
	人/月	42	17	44	26	46	30
就労継続 支援A型	人日/月	4,725	3,820	5,040	3,852	5,355	3,980
	人/月	225	196	240	194	255	200
就労継続 支援B型	人日/月	10,170	9,672	10,710	10,480	11,250	10,693
	人/月	565	559	595	599	625	629
就労定着 支援	人日/月	21	0	21	12	21	26
	人/月	1	0	1	10	1	17

## イ 現状

生活介護は、特別支援学校等を卒業後の重度の支援が必要な人や、それまで就労継続支援B型事業所を利用していた人で、年齢とともに通所が難しく

なり生活介護に移行される人などにより利用者数、利用日数とも年々増加しています。

自立訓練（機能訓練）は、事業所が市内に1か所しかないものの、高次能機能障害等でリハビリの必要な人が身体機能の維持・回復をめざす訓練として利用されることから、利用者数、利用日数とも年々増加しています。

自立訓練（生活訓練）及び宿泊型自立訓練の利用者数は年々増加しています。

就労移行支援は、支援内容の浸透に伴い、離職後、再就職に向け利用されることから、利用者数、利用日数とも年々増加しています。

就労継続支援A型は、事業所数はほぼ横ばいであるものの、令和2年度においては実績値等から利用者数が増えると見込んでいます。

就労継続支援B型は、事業所が年々増加しており、就労継続支援A型での通所が難しい人の利用先などとして、利用者数、利用日数とも年々増加しています。

就労定着支援は、平成30年度からの新規事業で、就労移行支援を利用して就労移行された人が就労の継続を図るために利用する人が多く、利用者数、利用日数とも年々増加しています。

## ウ 課題

日中活動系サービスについては、すべてのサービスにおいて、利用者数が増加傾向にあります。このため、増加する利用者を受け入れる事業所の確保が必要となっています。

就労継続支援事業の利用者は年々増加している中で、どのように一般就労に移行できるかが課題となっています。また、移行後において離職せず長く就労を続けるためにも、企業や関係機関との連絡調整や生活面を含め、就労の課題解決に向けた支援を行う就労定着支援を効果的に利用できるかが課題です。

## 療養介護

### ア 第5期計画における見込量及び実績

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
療養介護	人/月	64	61	64	60	64	62

#### イ 現状

療養介護は、本市1か所を含め県内に3か所の事業所があり、利用者数はほぼ横ばいとなっています。

#### ウ 課題

療養介護は、医学的管理の下における介護を要するため、既にサービスを利用されている人の地域移行が困難であり、待機者の受け入れが進まないことが課題です。

## 短期入所

### ア 第5期計画における見込量及び実績

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
短期入所 (福祉型)	人日/月	725	743	725	650	725	585
	人/月	108	108	108	102	108	87
短期入所 (医療型)	人日/月	34	55	34	44	34	42
	人/月	15	11	15	10	15	9

#### イ 現状

短期入所は、障がい者支援施設やグループホーム等における空床型や併設型がほとんどであり、新たな利用希望があっても利用できない状況がみられるため、利用者は年々減少しています。

#### ウ 課題

短期入所は、空床型や併設型の事業所が多くを占め、定期的な利用の高ま

りに伴い満床となることが多く、介護者の病気等による緊急時の受け入れが困難な場合があるため、新たな事業所の確保とともに、特に強度行動障がい者など特別な支援が必要な障がいの受け入れが可能な事業所が少なく、この確保が喫緊の課題です。

### ③居住系サービス

#### ア 第 5 期計画における見込量及び実績

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
共同生活援助	人/月	267	237	280	249	290	259
施設入所支援	人/月	272	280	268	283	264	279
自立生活援助	人/月	0	0	2	0	2	1

#### イ 現状

共同生活援助（グループホーム）は、事業所の新規参入があり、利用者数も年々増加しています。

施設入所支援の利用者数は、ほぼ横ばいで推移していますが、新たな施設の設置はできないことから、待機者数は年々増加しています。

自立生活援助は、平成 30 年度からの新規事業で、令和元年度において事業所の新規参入がありました。

#### ウ 課題

共同生活援助（グループホーム）は、福祉施設入所者や入院中の精神障がいの地域移行の受け皿として重要な役割を担っています。今後は、利用者の高齢化や障がい特性により、日中活動サービス等を利用することが困難な人が利用できる日中サービス支援型のグループホームの確保を図る必要があります。

自立生活援助は、利用促進に向け、さらなる制度の周知を行う必要があります。

### (3)相談支援

#### ア 第5期計画における見込量及び実績

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	人/月	297	295	311	318	325	328
地域移行支援	人/月	8	5	9	3	11	4
地域定着支援	人/月	1	1	2	0	3	0

#### イ 現状

計画相談支援は、障がい福祉サービス利用者の増加に伴い、1事業所当たりの対応件数が増加しています。

地域移行支援及び地域定着支援は、事業所はあるものの、利用実績は多くありません。

#### ウ 課題

計画相談支援事業所は、今後も新規利用者の増加が見込まれる反面、業務内容とそれに伴う報酬との乖離が顕著になってきたことから、事業所数は減少傾向にあり、新規参入を見込めない状況です。

また、地域移行支援及び地域定着支援についても、事業所数は減少しており、これらの事業所を確保することが課題です。

## (4)地域生活支援事業

### ①自発的活動支援事業

#### ア 第5期計画における見込量及び実績

事業名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
自発的活動支援 事業	団体/年	見込量	4	5	5
		実績	4	1	4

#### イ 現状

自発的活動支援事業は、事業の取組を行っている団体が4団体あり、それぞれにおいて研修等の自発的活動を行っています。

#### ウ 課題

実施団体の活動が活発化し、さらに充実した活動となるよう支援をしていく必要があります。

### ②相談支援事業

#### ア 第5期計画における見込量及び実績

事業名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
障がい者相談支援 事業	か所	見込量	1	(基幹型) 1	(基幹型) 1
		実績	1	(基幹型) 1	(基幹型) 1

#### イ 現状

平成31年4月から、相談支援に係る人材育成、相談支援事業者に対する助言等を津市基幹障がい者相談支援センターにて、障がい福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、専門機関の紹介等を津市地域障がい者相談支援センターにて実施しています。

## ウ 課題

障がい者やその家族からの相談内容が多様化・複雑化する中で、その相談に的確に対応していくため、さらなる充実を図っていく必要があります。

### ③成年後見制度利用支援事業

#### ア 第5期計画における見込量及び実績

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
成年後見制度利用支援事業	人/年	29	29	35	38	41	46

#### イ 現状

成年後見制度利用支援事業は、延べ人数表示であり、平成30年度5人、令和元年度9人、令和2年度8人の増加となっています。

## ウ 課題

成年後見制度利用支援事業は、判断能力が不十分な障がい者の権利を擁護するために必要な事業であり、制度のさらなる周知が必要です。

### ④意思疎通支援事業

#### ア 第5期計画における見込量及び実績

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
意思疎通支援事業	人/年	350	287	350	300	350	321

#### イ 現状

意思疎通支援事業は、平成30年度は287件、令和元年度は300件、令和2年度は321件と年々増加しています。

## ウ 課題

増加する利用希望者に対応するために、意思疎通支援者（手話通訳者・要

役筆記者) の養成と安定した人材確保が必要です。

## ⑤日常生活用具給付事業

### ア 第5期計画における見込量及び実績

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
介護訓練 支援用具	件/年	17	25	17	13	17	18
自立生活 支援用具	件/年	45	44	45	39	45	49
在宅療養等 支援用具	件/年	69	45	69	37	69	59
情報・ 意思疎通 支援用具	件/年	40	47	40	50	40	45
排泄管理 支援用具	件/年	6,080	6,591	6,080	6,173	6,080	6,500
住宅改修費	件/年	6	5	6	5	6	5

### イ 現状

日常生活用具給付事業は、日常生活がより円滑に行われるために必要な用具を給付する事業です。耐用年数による給付の時期や給付希望者の有無により、各年度における実績には増減がありますが、情報・意思疎通支援用具（拡大読書器、点字ディスプレイ等）や排泄管理支援用具（ストーマ装具、紙おむつ等）は、見込量より多い給付となっています。

### ウ 課題

日常生活用具給付事業は、利用者の利便性確保の観点から、支給用具等について、適宜実態に合った見直しを行う必要があります。

## ⑥移動支援事業

### ア 第5期計画における見込量及び実績

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
移動支援事業	時間/月	1,628	1,574	1,652	1,603	1,676	1,573
	人/月	201	205	204	198	207	191
	時間/人	8.1	7.7	8.1	8.1	8.1	8.2

#### イ 現状

移動支援事業は、利用者数が年々減少しているものの、利用時間はほぼ横ばいとなっています。

#### ウ 課題

移動支援事業は、1人当たりの利用時間は増えていることから、事業所の確保など、さらなる充実を図る必要があります。

## ⑦日中一時支援事業

### ア 第5期計画における見込量及び実績

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
日中一時支援事業	人日/月	2,737	2,931	2,855	3,314	2,973	3,196
	人/月	464	466	484	518	504	491

#### イ 現状

日中一時支援事業は、見込量を上回る利用日数で推移しています。

#### ウ 課題

日中一時支援事業の利用者は増加傾向にあります。今後も利用ニーズは高いと見込まれることから、事業所の確保など、より一層の充実を図る必要があります。

## ⑧ その他の事業

### ア 第5期計画における見込量及び実績

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
福祉ホーム	人/年	2	2	2	2	2	2
知的障害者 職親 委託制度	人/年	3	3	3	2	3	2
点字広報 発行事業	人/年	35	34	35	33	35	31
声の広報 発行事業	人/年	51	51	51	53	51	51
自動車 運転免許 取得助成 事業	人/年	4	5	4	4	4	4
自動車改造 助成事業	人/年	12	14	12	11	12	12
視覚障害者 自立歩行生 活訓練事業	人/年	36	41	36	48	36	52

#### イ 現状

全体的に大きな変動は見られませんが、視覚障害者自立歩行生活訓練事業は、利用者数が年々増加しています。

#### ウ 課題

視覚障害者自立歩行生活訓練事業は、本市内事業所は1か所であり、さらなる利用希望に対応し、自立生活を促進することが必要となっています。

## 2 重点課題に関する見込量及び確保方策

### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和元年度末時点における福祉施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行すること、令和5年度末時点における福祉施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とすることとしています。

#### ア 第6期計画における見込量

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	人/年	14人	14人	14人
福祉施設入所者数	人/年	275人	271人	267人

#### イ 見込量確保の方策

- ・計画相談支援事業所が実施するモニタリング時等において、施設入所者や家族に対し地域生活への意向の確認を行います。
- ・様々なケースを通じた取組により、地域移行に係る課題を抽出し、解決に向けた取組を推進します。
- ・入所者が施設以外にどのような生活があるのかをイメージできるよう、入所者や家族に対し、マニュアルやガイドラインを活用した情報提供に努めます。
- ・地域移行支援事業の活用を推進します。
- ・地域生活に移行するための体験の場として、必要な社会資源を増やす取組を促進します。

## (2)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、令和5年度末までの間、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とすることとしています。

### ア 第6期計画における見込量

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の整備	か所/年		1か所	

### イ 見込量確保の方策

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、基幹障がい者相談支援センター等と連携し、緊急時の受け入れ先となる、障がい特性に応じた短期入所施設や日常生活の体験の機会を提供できるグループホーム等を確保するとともに、障がい者に関わる事業所や関係機関等、障がい者を支える様々な資源と効果的な連携を行うことで、障がい者が地域で安心して生活できるよう面的な拠点整備を進めます。

また、地域生活支援拠点等の整備後、その運用状況の検証及び検討を津市地域自立支援協議会において行います。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とすることとしています。

この際、就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上をめざすこととしています。

また、障がい者の一般就労への定着も需要であることから、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とし、さらに就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とすることとしています。

#### ア 第6期計画における見込量

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設利用者の一般就労への移行者数計	人/年	19人	21人	23人
就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	人/年	9人	10人	11人
就労継続支援A型利用者の一般就労への移行者数	人/年	7人	8人	8人
就労継続支援B型利用者の一般就労への移行者数	人/年	3人	3人	4人

#### イ 見込量確保の方策

- ・就労移行支援、就労継続支援事業所の利用者と企業のマッチングの機会を促進します。
- ・就労をめざす障がい者と企業とがお互いを知る機会として、職場体験実習先

の開拓を促進します。

- ・企業見学会や就労準備支援など、障がい者に具体的に就労をイメージできる機会の創出を促進します。
- ・就労移行支援事業所等に対し、就労移行の目標数値の設定を求め、達成度の検証を実施します。
- ・サービス提供事業所に就労や研修の情報提供を行うとともに、計画相談支援事業所に就労をめざす支援のあり方について、研修、啓発の機会を設けます。
- ・就労機会の拡大に向け、ハローワークと連携を取り、障がい者雇用に対する理解促進を図るとともに、障がい者雇用に関する情報の提供に努めます。
- ・本市と三重労働局との間で締結した雇用対策協定に基づき、雇用促進のための啓発や就職面接会、就職相談会を継続して実施します。

#### (4) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とすることとしています。

##### ア 第6期計画における取組内容

- ・津市基幹障がい者相談支援センターにおいて、相談支援に係る人材育成を行うとともに、相談支援事業者に対する助言等を行うことにより、相談支援体制の充実・強化を図ります。

#### (5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とすることとしています。

##### ア 第6期計画における取組内容

- ・障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から、県が実施する研修等に積極的に参加します。

- ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析を行うとともに、その結果をサービス提供事業所等と共有することにより、過誤請求の削減を図ります。

### 3 障がい福祉サービス等の見込量及び確保方策

#### (1)障がい福祉サービス

##### ①訪問系サービス

##### ア 第6期計画における見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	6,736	7,040	7,344
	人/月	421	440	459
重度訪問介護	時間/月	7,200	7,680	8,160
	人/月	15	16	17
同行援護	時間/月	561	583	605
	人/月	51	53	55
行動援護	時間/月	10	10	10
	人/月	1	1	1
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

##### イ 見込量の算定

居宅介護について、利用者数は、第5期計画における令和元年度からの増加分19人を毎年度に見込みます。利用時間は、令和2年度実績における1人当たり16時間/月を見込みます。

重度訪問介護について、利用者数は第5期計画の利用実績と同程度で推移すると見込み、毎年度1人の増加を見込みます。利用時間は、令和2年度実績における1人当たり480時間/月を見込みます。

同行援護は、毎年利用者の増加があることから毎年度2人の増加を見込みます。利用時間は令和2年度実績における1人当たり11時間/月を見込みます。

行動援護は市内に事業所もなく、引き続き大幅な利用増は見込まれないことから、令和2年度の実績と同数を見込みます。

重度障害者等包括支援は、事業所の新規参入が見込めないことから、第5期計画の実績と同様に実績なしで見込みます。

##### ウ 見込量確保の方策

福祉施設入所者や精神科病院に入院している精神障がい者の地域生活への

移行を推進することにより、訪問系サービスの利用者の増加が予想されます。このサービス利用者の増加に対応できるよう、支援者の養成を関係機関に働きかけます。また、事業所の新規参入及び夜間・早朝に対応できる事業所についても確保に努めます。

また、行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人に対応する支援体制の確保が求められているため、様々な障がいへの対応が可能となるよう、支援者のスキルアップを目的に、県が実施する養成事業や研修等の情報提供を行うなど、障がい特性に配慮した人材の育成・確保に努めます。

## ②日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、  
就労定着支援

### ア 第6期計画における見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	13,243	13,433	13,623
	人/月	697	707	717
自立訓練(機能訓練)	人日/月	240	240	240
	人/月	15	15	15
自立訓練(生活訓練) + 宿泊型自立訓練	人日/月	620	660	700
	人/月	31	33	35
就労移行支援	人日/月	560	640	720
	人/月	35	40	45
就労継続支援 A 型	人日/月	4,080	4,140	4,200
	人/月	204	207	210
就労継続支援 B 型	人日/月	11,186	11,679	12,155
	人/月	658	687	715
就労定着支援	人日/月	41	44	50
	人/月	27	29	33

### イ 見込量の算定

生活介護について、利用者数は、第5期計画における令和元年度からの増加分10人を毎年度に見込みます。利用日数は、令和2年度実績における1人当たり19日/月を見込みます。

自立訓練（機能訓練）は、第5期計画時に引き続き、事業所の新規参入の予定がないため、令和2年度の実績と同数を見込みます。

自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練について、利用者は、第5期計画における令和元年度からの増加分2人を毎年度に見込みます。利用日数は、令和2年度実績における1人当たり20日/月を見込みます。

就労移行支援について、令和元年度からの増加分は4人ですが、就労移行支援の利用を促進していく観点から、毎年度5人の増加を見込みます。利用日数は、令和2年度実績における1人当たり16日/月を見込みます。

就労継続支援 A 型について、利用者は、第5期計画における令和元年度からの増加分6人を基準として、重点課題である一般就労への移行者数の見込量を

除いた人数を毎年度に見込みます。利用日数は、令和2年度実績における1人当たり20日/月を見込みます。

就労継続支援B型について、利用者は、第5期計画における令和元年度からの増加分30人を基準として、重点課題である一般就労への移行者数の見込量を除いた人数を毎年度に見込みます。利用日数は、令和2年度実績における1人当たり17日/月を見込みます。

就労定着支援について、重点課題において、令和5年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本としていることから、一般就労への移行見込み者数から利用者数を見込みます。利用日数は、令和2年度実績における1人当たり1.5日/月を見込みます。

## ウ 見込量確保の方策

生活介護や就労支援サービスについて、事業所の新規参入を働きかけるとともに、既存事業所に対し定員増の働きかけを行い、利用ニーズの増大に対応できるように努めます。

一般就労への移行を促進するためにも、就労移行支援の利用について広く周知を図るとともに、移行後において、就労に伴う生活面の課題に対応し、就労定着ができるよう就労定着支援サービスの周知も行います。

## 療養介護

### ア 第6期計画における見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	62	62	62

### イ 見込量の算定及び確保の方策

事業所の新規参入の予定がないため、令和2年度の実績と同数を見込みます。待機者数が増加していることから、増床についての働きかけに努めます。

## 短期入所

### ア 第6期計画における見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(福祉型)	人日/月	585	585	585
	人/月	87	87	87
短期入所(医療型)	人日/月	42	42	42
	人/月	9	9	9

### イ 見込量の算定

新規参入事業所の予定がないため、令和2年度の実績と同数を見込みます。

### ウ 見込量確保の方策

事業所が不足している状況にあることから、既存事業所の事業拡充、新たに開設する共同生活援助（グループホーム）事業所に対する短期入所併設型の検討や介護施設等への新規参入について働きかけを強化するなど事業所の拡充に努めます。

## ③居住系サービス

### ア 第6期計画における見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	269	279	289
施設入所支援	人/月	275	271	267
自立生活援助	人/月	1	1	1

### イ 見込量の算定

共同生活援助（グループホーム）は、事業所の参入が増えており、また、令和3年度以降に1か所の整備計画があるため、第5期計画における令和元年度からの増加分10人を毎年度に見込みます。

施設入所支援は、重点課題である「施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減」に合わせた人数を見込みます。

自立生活援助は、令和2年度の実績と同数を見込みます。

## ウ 見込量確保の方策

福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるため、特に、常時の支援体制が確保された日中サービス支援型のグループホームの整備が必要となります。国、県の施設整備補助制度の活用のための情報提供を行い、事業所の確保に努めます。

施設入所支援は、地域移行の取組を進め、利用者数の削減を図るとともに、待機者の削減にも取り組みます。

福祉施設や精神科病院等から地域に移行した障がい者が、引き続き自立した日常生活を送れるよう支援を行う自立生活援助の活用を促します。

## ④相談支援

### ア 第6期計画における見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	338	348	358
地域移行支援	人/月	14	14	14
地域定着支援	人/月	14	14	14

### イ 見込量の算定

計画相談支援は、第5期計画における令和元年度からの増加分10人を毎年度に見込みます。

地域移行支援は、重点課題である福祉施設入所者等の地域移行を進めるため、同数の14人を各年度に見込みます。

地域定着支援は、地域移行支援を利用し、地域に移行した人の利用が見込まれるため、地域移行支援の見込量と同数を見込みます。

## ウ 見込量確保の方策

これからも増えることが予想される新規の利用者に対応するため、既存の事業所における相談支援専門員の拡充に努めるとともに、研修や津市基幹障がい者相談支援センターとの連携を通し、相談支援専門員の育成に努めます。

福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行・定着を促進す

るためにも、地域移行支援・地域定着支援について、利用者や関係機関へ周知  
を行い、活用を図ります。

## (2)地域生活支援事業

### ①自発的活動支援事業

#### ア 第6期計画における見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	団体/年	4	4	4

#### イ 見込量の算定及び確保の方策

第5期期間中における実績として、4つの障がい者団体が事業を実施していますが、引き続き同数で推移することが見込まれます。

障がい者団体の継続した活動を支援するため、今後も実施していきます。

### ②成年後見制度利用支援事業

#### ア 第6期計画における見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	3	4	5

※家庭裁判所への申立件数。

#### イ 見込量の算定及び確保の方策

今後も、当該制度を必要とする人の増加が見込まれることから、毎年1人の増加を見込みます。

また、制度の周知を行い、当該制度の利用が円滑に進むよう、相談支援体制の充実を図ります。

### ③意思疎通支援事業

#### ア 第6期計画における見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	人/年	330	330	330

#### イ 見込量の算定及び確保の方策

令和2年度実績より、毎年その実績と同程度を見込みます。

制度の周知・広報に努めるとともに、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の人材の育成と確保に努めます。

#### ④日常生活用具給付事業

##### ア 第6期計画における見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件/年	18	18	18
自立生活支援用具	件/年	49	49	49
在宅療養等支援用具	件/年	59	59	59
情報・意思疎通支援用具	件/年	45	45	45
排泄管理支援用具	件/年	6,500	6,500	6,500
住宅改修費	件/年	5	5	5

##### イ 見込量の算定及び確保の方策

令和2年度実績と同程度の利用があると見込みます。

また、利用者の利便性確保の観点に立って、支援用具等について適宜実態に合った見直しを行います。

#### ⑤移動支援事業

##### ア 第6期計画における見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間/月	1,681	1,714	1,747
	人/月	205	209	213

##### イ 見込量の算定及び確保の方策

利用者数は、近年の推移を検討し4人の増加を毎年度に見込みます。利用時間は、令和2年度実績における1人当たり8.2時間/月を見込みます。

事業所の新規参入を働きかけ、見込量の確保を図ります。

## ⑥日中一時支援事業

### ア 第6期計画における見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人日/月	3,380	3,582	3,783
	人/月	520	551	582

### イ 見込量の算定及び確保の方策

利用者数は、近年の推移を検討し31人を毎年度に見込みます。利用日数は、令和2年度実績における1人当たり6.5日/月を見込みます。

事業所の新規参入を働きかけ、見込量の確保を図ります。

## ⑦その他の事業

### ア 第6期計画における見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム	人/年	2	2	2
知的障害者 職親委託制度	人/年	2	2	2
点字広報発行事業	人/年	31	31	31
声の広報発行事業	人/年	51	51	51
自動車運転免許 取得助成事業	人/年	4	4	4
自動車改造 助成事業	人/年	12	12	12
視覚障害者自立 歩行生活訓練事業	人/年	56	60	64

### イ 見込量の算定及び確保の方策

令和2年度実績と同程度の利用があると見込みます。

視覚障害者自立歩行訓練事業は、第5期計画における令和元年度からの増加分4人を毎年度に見込みます。

必要とする障がい者が利用できるように事業の周知と利用の促進を図ります。

## 第 5 章 第 2 期津市障がい児福祉計画

### 1 障がい児通所支援の実績と課題

#### (1)第 1 期計画における重点課題

##### 障がい児支援体制の整備等

###### ①児童発達支援センターの設置

平成 27 年 4 月に津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」を設置し、心身や言語、運動の発達に心配のある就学前の子どもを対象に支援を行っています。

###### ②保育所等訪問支援の実施

令和 2 年 9 月現在、市内において、津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」他 2 事業所で保育所等訪問支援を実施しています。

###### ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和 2 年 9 月現在、市内において、児童発達支援事業所が 3 か所、放課後等デイサービス事業所が 1 か所で重症心身障がい児支援を実施しています。

###### ④医療的ケアが必要な障がい児に対する支援体制の構築

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に向け、庁内関係各課において協議・検討を行っています。

## (2)障がい児支援

### ア 第1期障がい児福祉計画における見込量及び実績

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	人日/月	1,296	1,641	1,356	1,731	1,416	1,785
	人/月	216	256	226	281	236	309
放課後等 デイサービス	人日/月	6,000	6,274	6,780	6,962	7,560	7,588
	人/月	500	561	565	619	630	669
保育所等 訪問支援	人日/月	1	2	1	3	1	23
	人/月	1	1	1	2	1	10
障害児 相談支援	人/月	169	157	194	158	219	163

#### イ 現状

児童発達支援、放課後等デイサービスともに年々事業所数が増加しており、これに伴い、利用者数及び利用日数とも見込量を上回っています。

保育所等訪問支援は、事業所の新規参入があり、利用者数、利用日数とも増加しています。

障害児相談支援は、利用者が若干ながら年々増加しています。

#### ウ 課題

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、サービス提供事業所が年々増加していますが、それにも増す利用者の増加から、希望される事業所の利用が困難であったり、複数の事業所を利用している児童も多くみられます。このような状況の中、利用者が適切な支援を受けられるよう、サービス提供事業所の質の向上も求められています。

少子化や核家族化など家族形態の変化及び共働き家庭の増加や就労形態の多様化など、保護者を取り巻く環境は大きく変化しており、送迎や預かり時間の延長等、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに対応していくことが必要となっています。

## 2 重点課題に関する見込量及び確保方策

### (1)障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターについて、令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、保育所等訪問支援について、令和5年度末までにすべての市町村において利用できる体制を構築することを基本とすることとしています。

また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とすることとしています。

さらに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場について、令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とすることとしています。

#### ①児童発達支援センターの設置

津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」を設置（平成27年4月から）。

#### ②保育所等訪問支援の実施

津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」他2事業所において実施（令和2年9月現在）。

#### ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所3か所、放課後等デイサービス事業所1か所を確保（令和2年9月現在）。

#### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

協議の場の設置については、「こども総合支援会議」において、引き続き検討を行っていきます。

コーディネーターについては、専門的な知識が必要であることから、県の実施する医療的ケア児に関する研修等の受講の周知に努め、関係機関と協議の上、配置に向け取り組んでいきます。

### 3 障がい児通所支援の見込量及び確保方策

#### (1)障がい児支援

##### ア 第2期計画における見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	2,004	2,154	2,304
	人/月	334	359	384
放課後等 デイサービス	人日/月	7,909	8,459	9,009
	人/月	719	769	819
保育所等訪問支援	人日/月	36	52	68
	人/月	18	26	34
障害児相談支援	人/月	175	187	199

##### イ 見込量の算定

児童発達支援の利用者数は、早期療育のニーズから増加が見込まれます。前計画期間における実績等を考慮し、25人の増加を毎年度見込みます。利用日数は、令和2年度実績における1人当たり6日/月を見込みます。

放課後等デイサービスについて、第5期計画における令和元年度からの増加分50人を毎年度に見込みます。利用日数は、令和2年度実績における1人当たり11日/月を見込みます。

保育所等訪問支援は、第5期計画における令和元年度からの増加分8人を毎年度見込みます。利用日数は、令和2年度実績における1人当たり2日/月を見込みます。

障害児相談支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者の増に伴う必要数12人の増加を毎年度見込みます。

##### ウ 見込量確保の方策

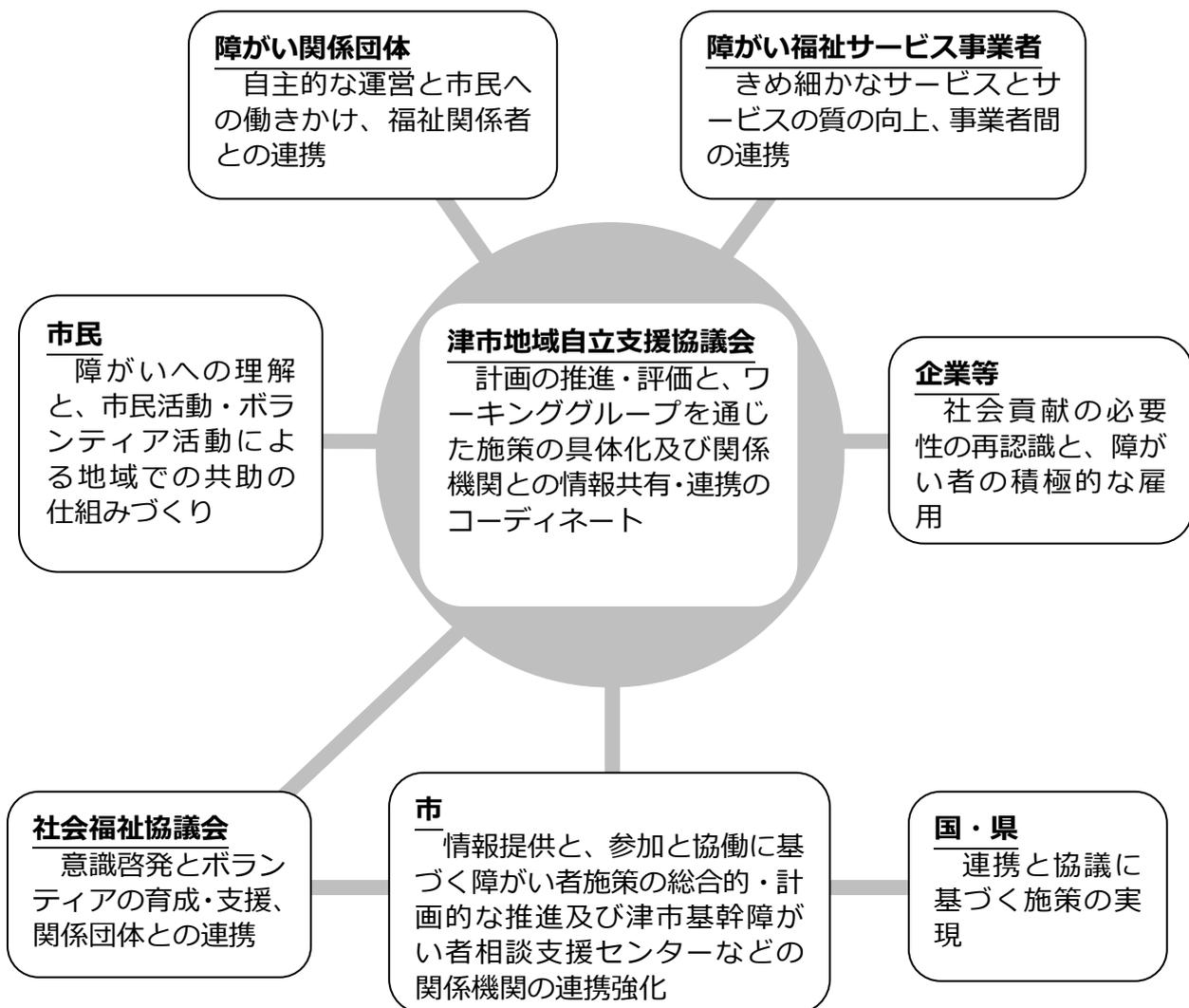
障がい児通所支援については、毎年新たな事業所の参入があります。しかし、利用ニーズは非常に高く、利用者数は年々増加していることから、引き続き事業所の新規参入を促進します。

## 第6章 計画の推進に当たって

### 1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、障がいについての理解や社会的関心を高めていくとともに、当事者を含む市民、関係団体、福祉サービス事業者、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携、協力し、一体となって取り組むことが必要です。

推進体制のイメージ図



## (1)各主体の役割

---

### ①市民

共生社会の実現のためには、そこに住み、地域をよく知る市民一人ひとりの力が必要です。このため、市民一人ひとりが障がい及び障がい者に対して十分に理解を深めるとともに、地域の中で、互いに助け合う市民活動やボランティア活動などの共助の仕組みを整えることが必要です。

また、障がい者自身が積極的に社会で活動する意欲、自らが問題を解決しようとする意欲も必要です。

### ②障がい関係団体

自立した自主的な運営に努めるとともに、活動に対する理解を深め、さらに協力を得るために市民への働きかけを行うことが必要です。

また、団体間の連携はもとより、津市社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの福祉関係者との連携による事業展開が重要です。

### ③障がい福祉サービス事業者

障がい福祉サービス等を提供する社会福祉法人などの事業者は、引き続き、利用者の一人ひとりの尊厳とニーズに応じたきめ細かなサービスの提供とともに、サービスの質の向上に努めなければなりません。

また、事業者相互の連携を強化し、情報と課題を共有することによって、地域全体の福祉環境を充実していくことが重要です。

### ④企業等

自らが地域社会の構成員であるということと社会貢献の必要性とを再認識することを通じて、障がい者の積極的な雇用はもとより、バリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインを重視した業務等の展開に一層の取組を進めることが重要です。

## ⑤行政等

市は、市民の総合的な福祉の向上をめざして、全庁的な取組のもとで、広範にわたる障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。施策の推進に当たっては、障がい者の視点に立った施策展開とともに、必要な情報を分かりやすく提供し、障がい者のまちづくりへの参加機会を拡充することによって、参加と協働のもとで行政運営を進めていくことが重要です。

また、医療、教育、就労等の関連機関においては、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携・協力体制をより一層強化していくことが必要です。

地域福祉活動の中核を担う津市社会福祉協議会においては、市民の福祉意識の啓発やボランティアの育成・支援を行うとともに、地域における福祉関係者や障がい福祉関係団体と連携し、障がい者の自立と社会参加を支援していくことが重要です。

## (2)計画推進の仕組み

---

### ①市民との協働

計画の推進に係る課題について、当事者を含む市民、障がい関係団体と積極的に対話の機会を持つなど、市民と行政との協働体制の確立に努めます。

### ②津市地域自立支援協議会との連携（関係機関等との連携強化）

計画に基づく施策の推進及び計画の評価等に当たっては、市、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、障がい関係団体、保健・医療、教育、就労の関連分野の関係者及び関係機関、学識経験者等で構成する津市地域自立支援協議会の運営を通じ、関係機関等との連携強化及び情報の共有化を図りつつ、総合的に実施し公表していきます。

また、津市地域自立支援協議会のワーキンググループの検討・調整を通じて、施策を具体化していきます。

### ③国、県等との連携

障がい福祉サービス等の推進など、障がい福祉施策の推進に当たっては、国、県等との連携を十分に図りながら、施策の実現に努めるとともに、地方分権の趣旨に鑑み、制度の改正等に際しては、地方の意見を取り入れるよう要請していきます。

## 資料編

### ○アンケート調査結果

「津市障がい福祉総合プラン」を策定するに当たって、障がいのある人の生活の様子や将来の希望などについておうかがいし、計画策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

#### ■調査の方法

①調査対象地域 津市全域

②調査対象者

障がい者調査	令和元年11月1日現在、津市在住の18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の中から3,000人を無作為抽出
障がい児調査	令和元年11月1日現在、津市在住の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の中から500人を無作為抽出
その他市民調査	令和元年11月1日現在、津市在住の18歳以上の障がい者以外の市民の中から1,000人を無作為抽出

③調査期間 令和元年11月22日～令和元年12月20日

④調査方法 調査票による記入方式  
郵送配布・郵送回収による郵送調査

#### ■サンプル数及び有効回収数

	配布			有効回収数	有効回収率
	配布数	不達(宛先不明)	有効配布数		
障がい者調査	3,000	33	2,967	1,485	50.1%
障がい児調査	500	4	496	224	45.2%
その他市民調査	1,000	2	998	421	42.2%

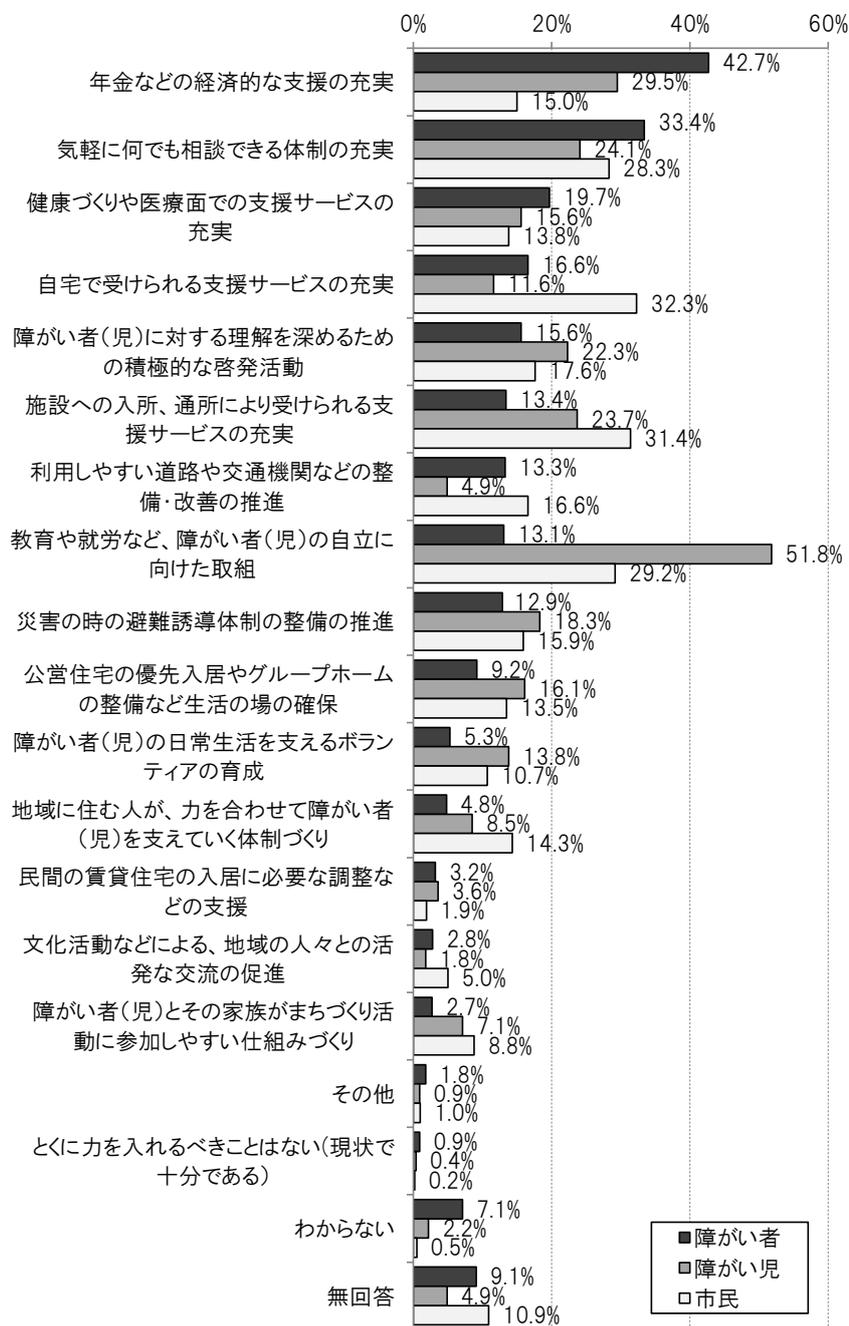
注1：以下のページでは、障がい者調査を『障がい者』、障がい児調査を『障がい児』、その他市民調査を『市民』と表記します。

注2：以下のページにおける比率の掲載については、小数点第2位で四捨五入していることから、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合の比率は、有効回答数に対する割合を表示しています。

## (1) 障がい福祉施策全般について

今後の障がい福祉施策を進める上で、特に力を入れるべきことについては、『障がい者』では「年金などの経済的な支援の充実」、『障がい児』では「教育や就労など、障がい者（児）の自立に向けた取組」、『市民』では「自宅で受けられる支援サービスの充実」がそれぞれ第1位となっており、『障がい者』、『障がい児』においては3年前に実施した前回調査と同じ項目が第1位となっています。

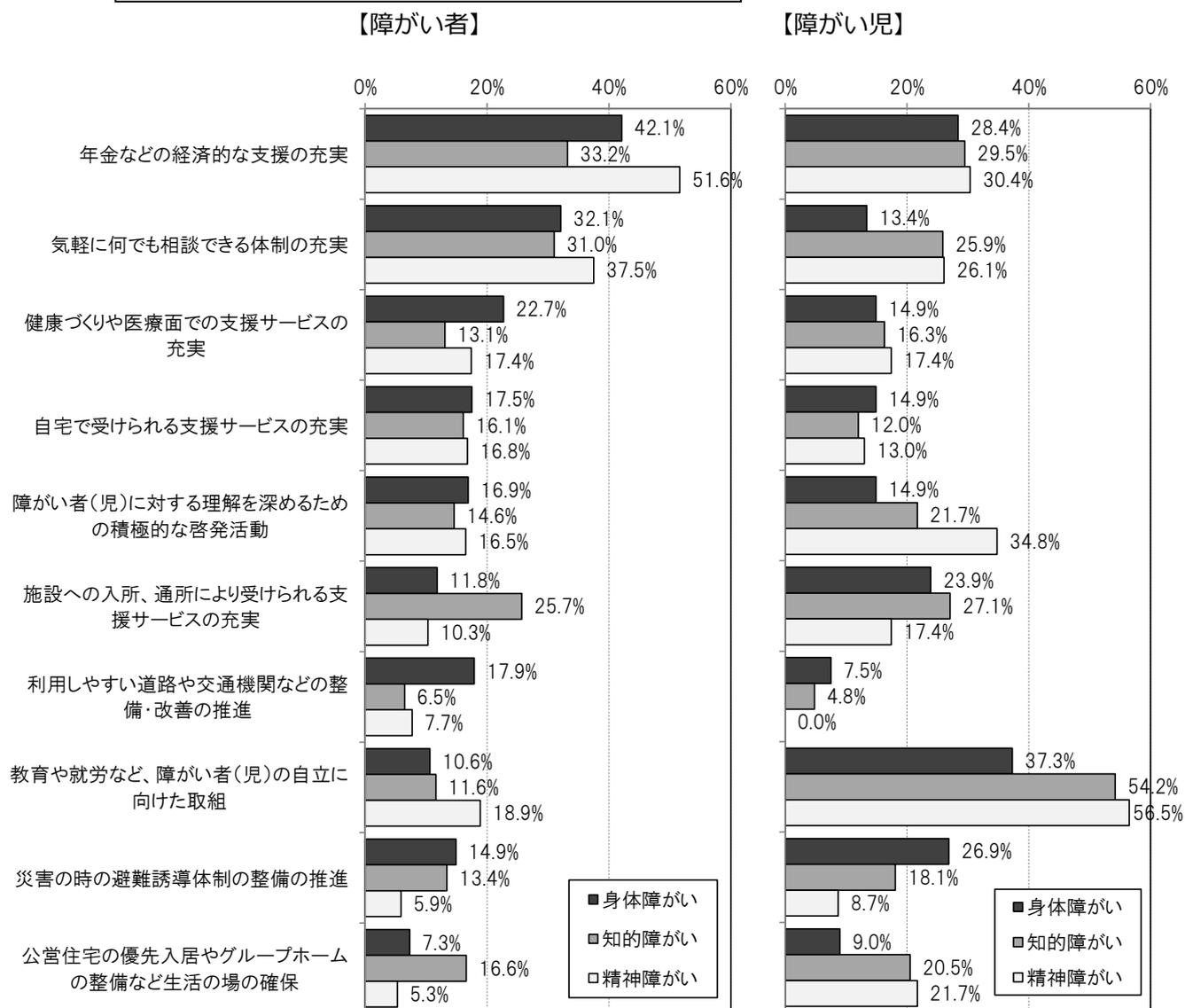
障がい福祉施策を進める上で特に力を入れるべきこと



これを障がいの種類別に見ると、『障がい者』ではいずれも「年金などの経済的な支援の充実」が最も多く、2番目に「気軽に何でも相談できる体制の充実」が多くなっています。なお、『身体障がい者』『精神障がい者』では1番目と2番目では10ポイント以上の差があるものの、『知的障がい者』ではその差が2.2ポイントと小さくなっています。障がい種別間で差が大きくなっているのは、「年金などの経済的な支援の充実」や「施設への入所、通所により受けられる支援サービスの充実」となっています。

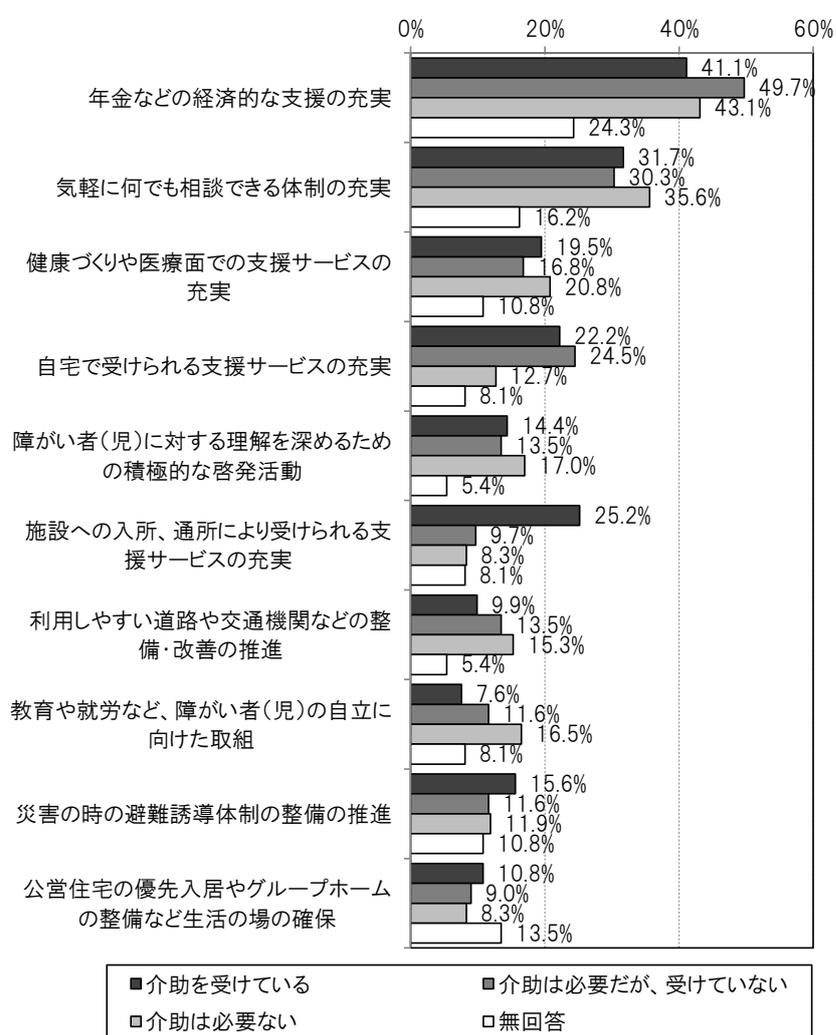
一方、『障がい児』ではいずれも、「教育や就労など、障がい者（児）の自立に向けた取組」が最も多くなっています。

障がいの種類別 特に力を入れるべきこと（上位回答）



『障がい者』の介助の状況別について見ると、いずれの介助の状態でも「年金などの経済的な支援の充実」が最も多くなっています。「介助を受けている」と「介助は必要ない」の間で最も差が大きかったのは、「施設への入所、通所により受けられる支援サービスの充実」であり、「介助を受けている」では3番目に多くなっています。

介助の状況別 特に力を入れるべきこと（上位回答）【障がい者】

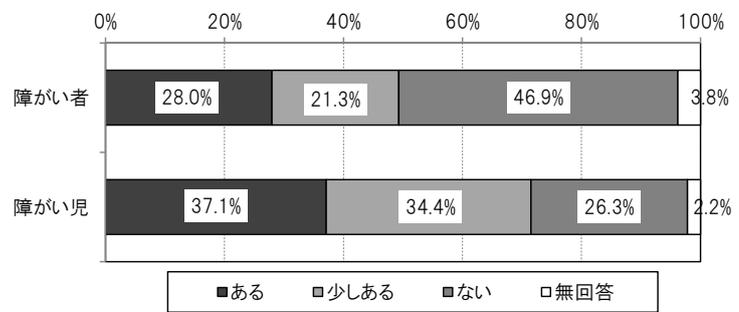


## (2) 社会的な偏見や差別について

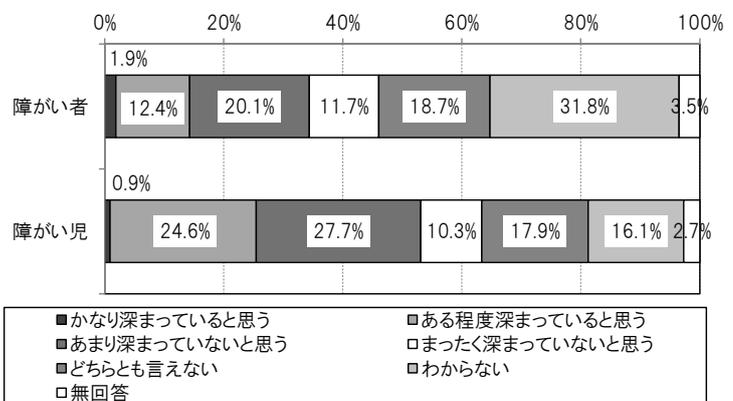
障がいがあることで差別を感じたりいやな思いをした経験について、『障がい者』では28.0%、『障がい児』では37.1%が経験があるとしています。

障がいに対する地域内での理解について、「かなり深まっていると思う」と「ある程度深まっていると思う」を合わせた『深まっている』は、『障がい者』で14.3%、『障がい児』で25.5%となっており、「あまり深まっていないと思う」と「まったく深まっていないと思う」を合わせた『深まっていない』は、『障がい者』で31.8%、『障がい児』で38.0%と、『深まっていない』と感じているほうが多くなっています。

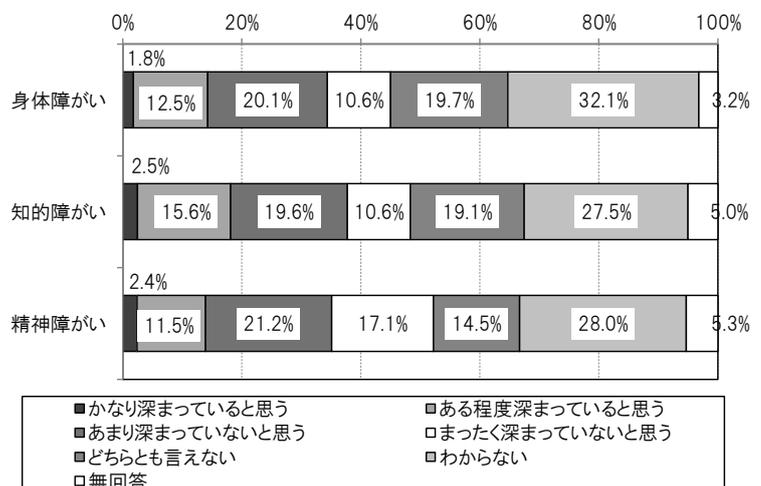
障がいがあることで差別を感じたりいやな思いをした経験



障がいに対する地域内での理解について感じていること

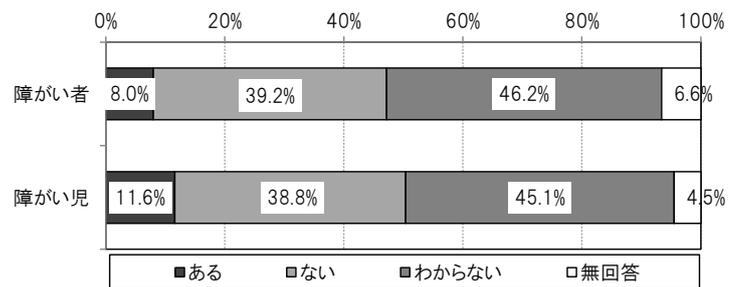


【障がい者 障がい種別】

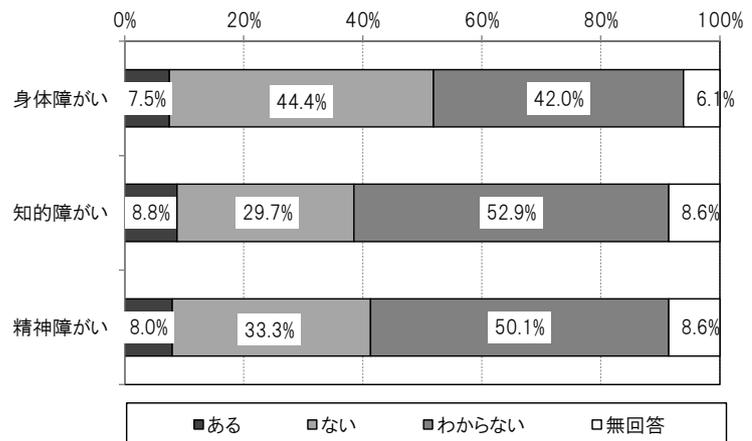


合理的配慮を提供してもらえなかった経験について、経験のある割合は『障がい者』で8.0%、『障がい児』で11.6%となっています。『障がい者』の障がい種別でも大きな差はありません。一方、「わからない」の割合が半数近くあり、希望する対応が合理的配慮に該当するの判断がつかないことも考えられます。また、市民における合理的配慮の認知状況は「合理的配慮」という言葉も内容もよく知っている」は12.6%であり、「言葉を聞いたことがない」が60.3%となっています。

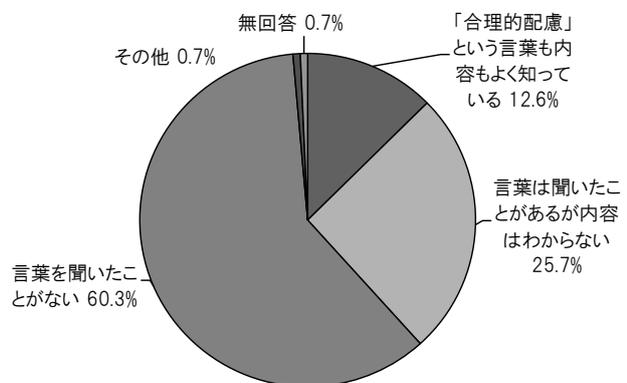
合理的配慮を提供してもらえなかった経験



【障がい者 障がい種別】



「合理的配慮」の認知状況【市民】

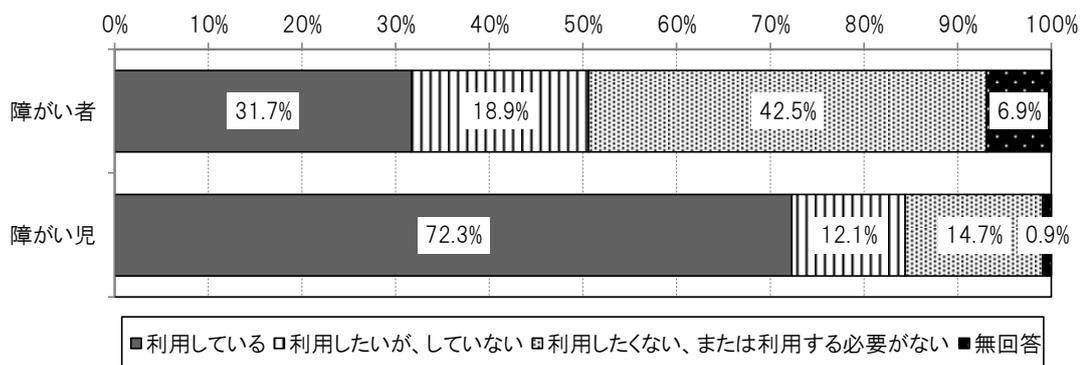


### (3) 障がい福祉サービスについて

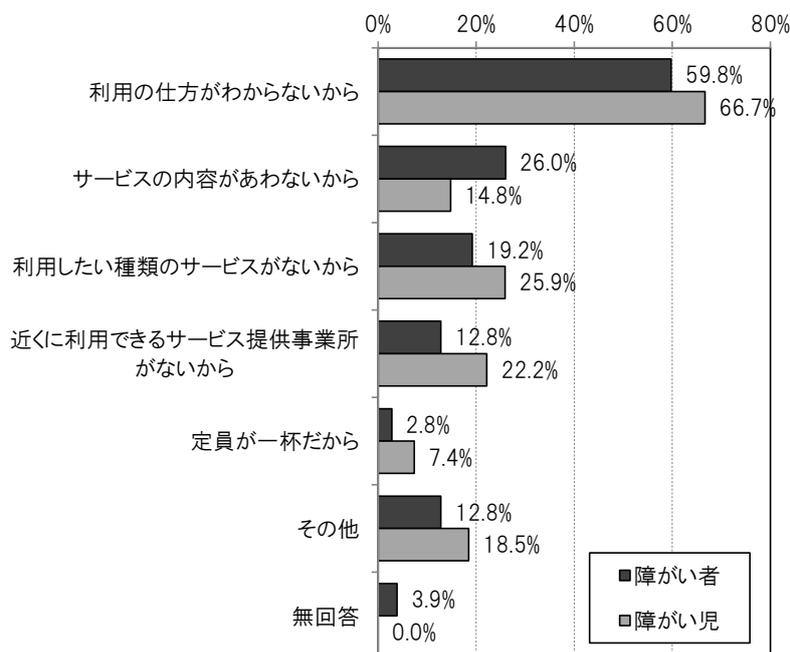
障がい福祉サービス等の利用状況を見ると、『障がい者』の31.7%、『障がい児』の72.3%が障がい福祉サービス等を利用している反面、「利用したいが、していない」という人も『障がい者』で18.9%、『障がい児』で12.1%います。なお、前回調査に比べると、『障がい者』では4.3ポイント増加し、『障がい児』では1.9ポイント増加しています。

「利用したいが、していない」理由の第1位は、『障がい者』『障がい児』ともに「利用の仕方がわからないから」となっています。

障がい福祉サービス等の利用状況



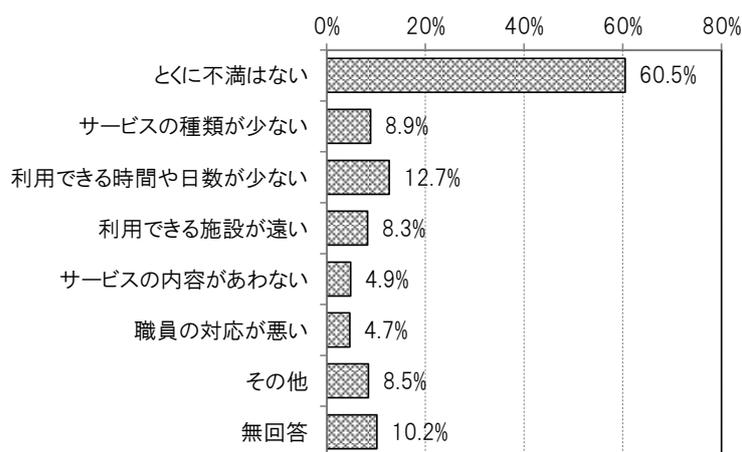
障がい福祉サービス等を利用していない理由



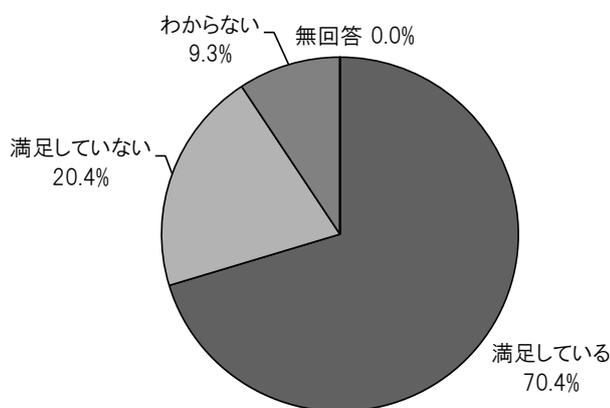
障がい福祉サービス等を利用して不満に思うことについて、『障がい者』では6割以上の方が「とくに不満はない」としており、不満のある中では「利用できる時間や日数が少ない」が最も多くなっています。

また、『障がい児』における利用している障がい福祉サービス等の満足度について「満足している」が7割以上となっています。満足していない理由としては「利用できる時間や日数が少ない」が54.5%と半数以上となっています。

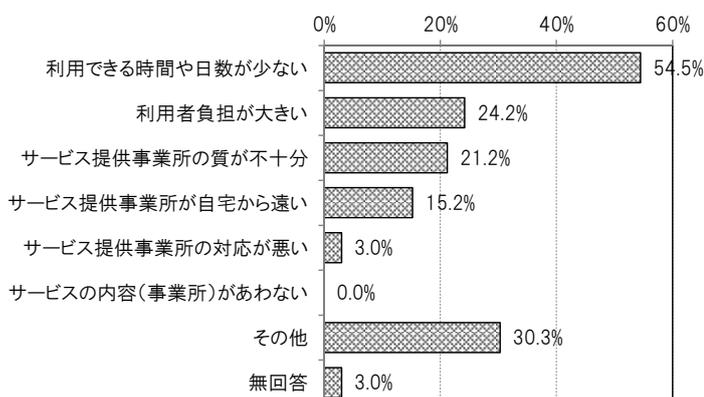
障がい福祉サービス等を利用して不満に思うこと【障がい者】



利用している障がい福祉サービス等の満足度【障がい児】



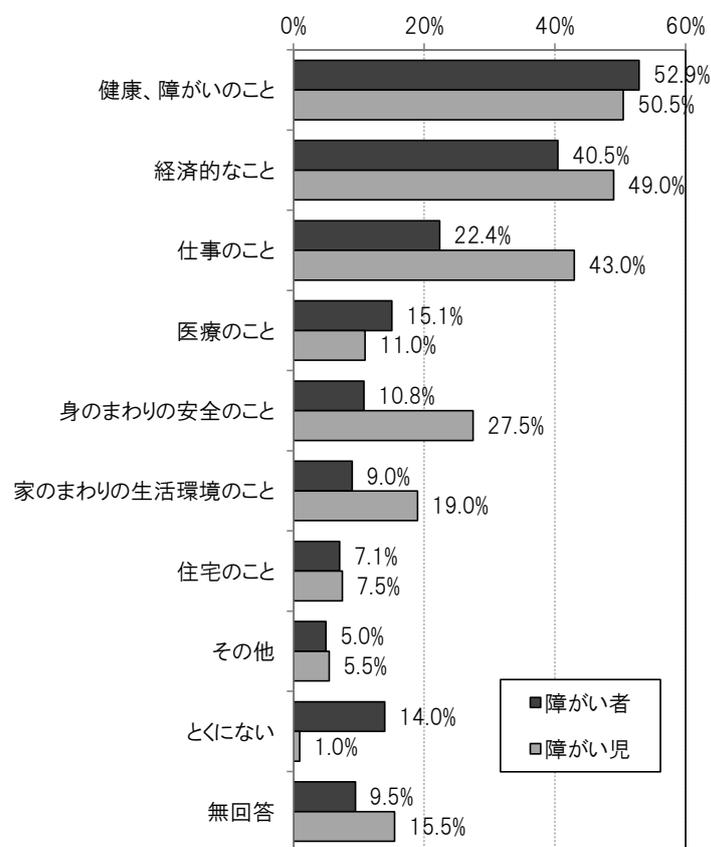
利用している障がい福祉サービス等に満足していない理由【障がい児】



#### (4) 障がい者の相談支援について

現在、特に不安に感じていることをお聞きしたところ、『障がい者』、『障がい児』ともに「健康、障がいのこと」が最も多く、2番目「経済的なこと」、3番目「仕事のこと」も同様の傾向となっています。「仕事のこと」については『障がい者』が22.4%、『障がい児』が43.0%となっており、『障がい児』が20ポイント以上高くなっています。

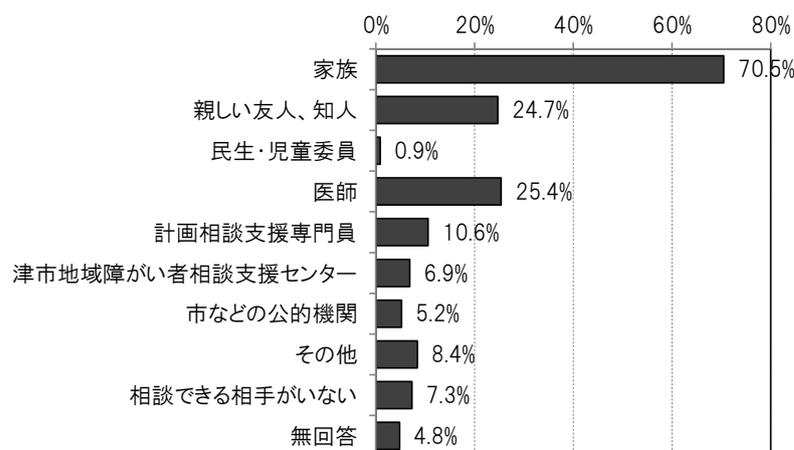
現在、特に不安に感じていること



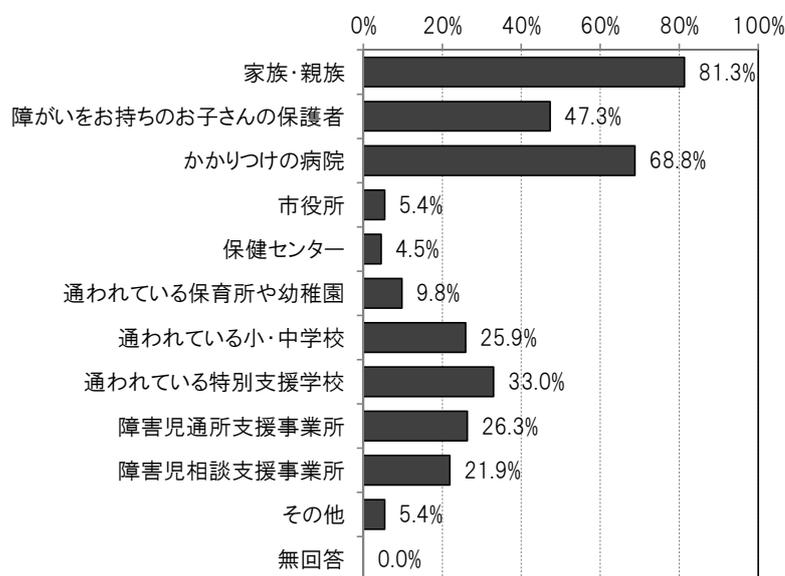
悩みや困りごとの相談先を見ると、『障がい者』、『障がい児』ともに「家族」及び「家族・親族」に相談する人が最も多くなっています。2番目についても『障がい者』で「医師」、『障がい児』で「かかりつけの病院」と医療関係となっています。一方、『障がい者』で「相談できる相手がない」と回答した人は7.3%となっています。

悩みや困りごとを相談する相手

【障がい者】



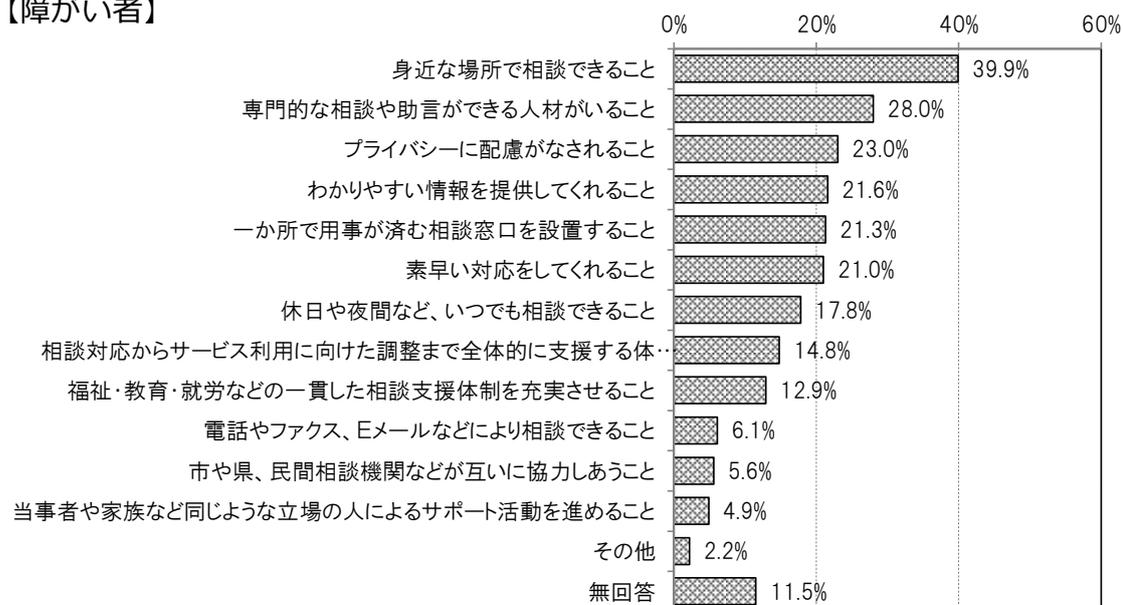
【障がい児】



障がい者への相談支援を充実させるために必要なことについて、「身近な場所で相談できること」が最も多く、次いで「専門的な相談や助言ができる人材がいること」、「プライバシーに配慮がなされること」となっています。

障がい者への相談支援を充実させるために必要なこと

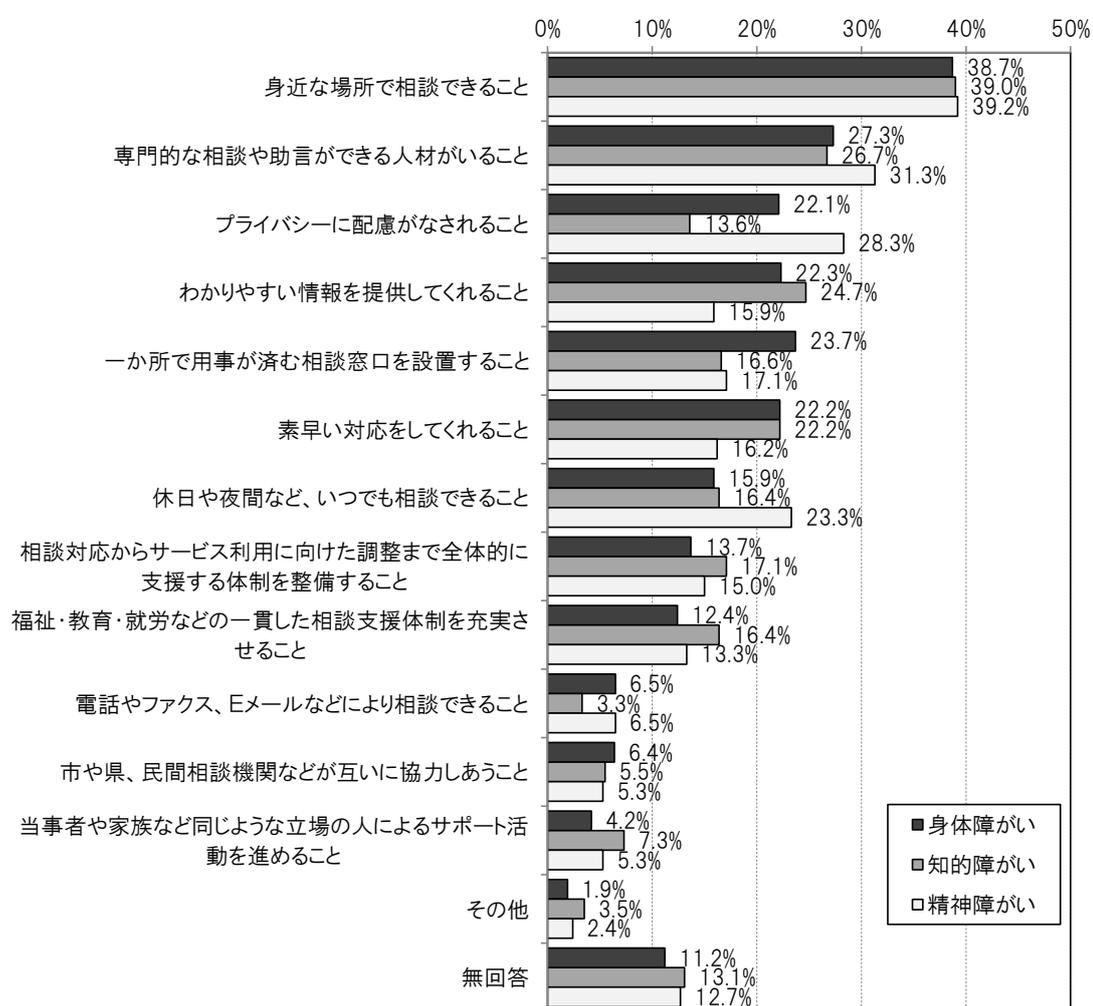
【障がい者】



障がい者への相談支援を充実させるために必要なことを障がい種別で見ると、いずれの障がいでも「身近な場所で相談できること」が最も多く、2番目も「専門的な相談や助言ができる人材がいること」となっています。『身体障がい』では、「一か所で用事が済む相談窓口を設置すること」、『知的障がい者』では「わかりやすい情報を提供してくれること」、『精神障がい者』では「プライバシーに配慮がなされること」が3番目に多くなっています。

障がい者への相談支援を充実させるために必要なこと

【障がい者 障がい種別】

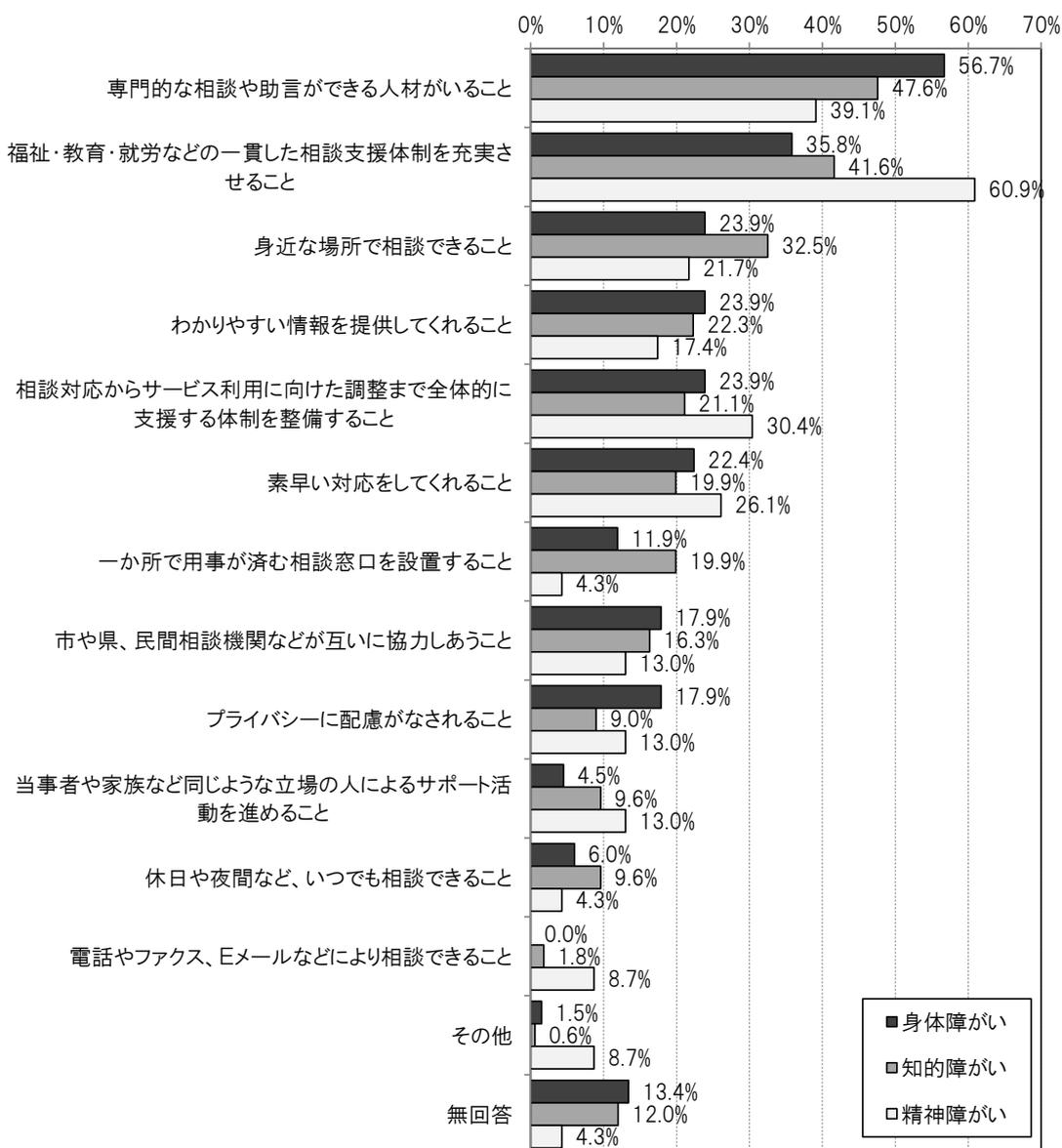


『障がい児』については、『身体障がい児』と『知的障がい児』では「専門的な相談や助言ができる人材がいること」が最も多く、『精神障がい児』では、「福祉・教育・就労などの一貫した相談支援体制を充実させること」が最も多くなっています。

障がい種別間で差が大きいのは、「福祉・教育・就労などの一貫した相談支援体制を充実させること」となっており、『精神障がい児』で高く『身体障がい児』で低くなっています。

障がい者への相談支援を充実させるために必要なこと

【障がい児 障がい種別】

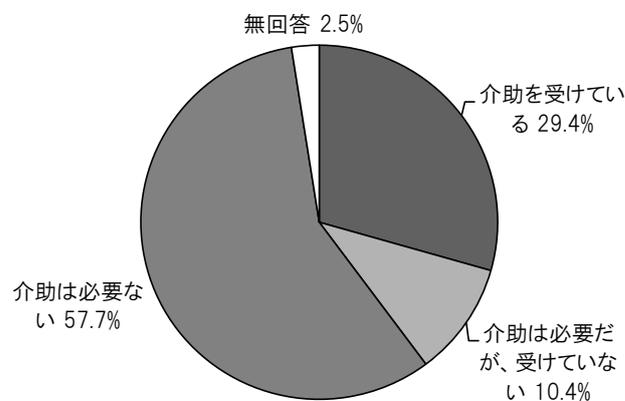


## (5) 介助の状況について

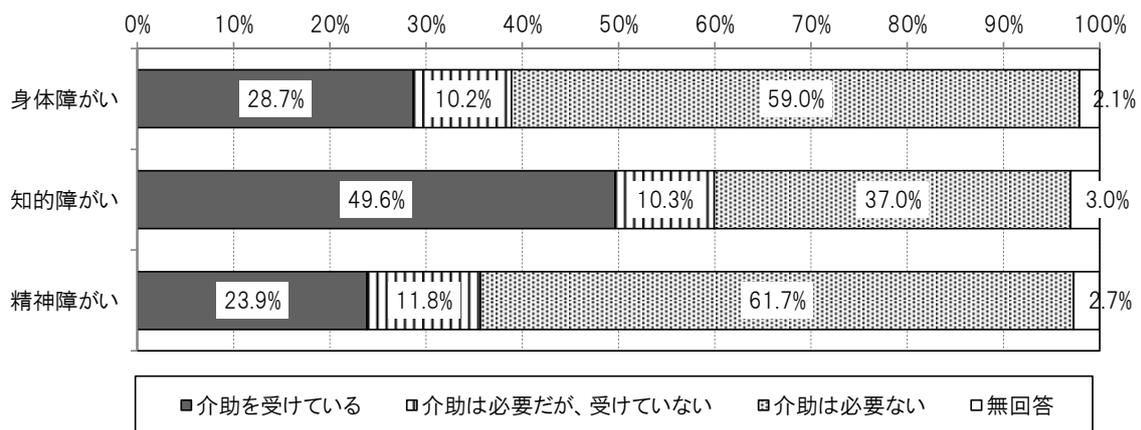
日常生活を送る上で介助を受けている割合は 3 割ほどとなっており、「介助は必要だが、受けていない」の割合が 1 割ほどとなっています。

障がい種別で見ると、「介助を受けている」割合は、『身体障がい者』が 28.7%、『精神障がい者』が 23.9%であるのに対し、『知的障がい者』では 49.6%となっています。

日常生活を送る上で介助を受けているか【障がい者】



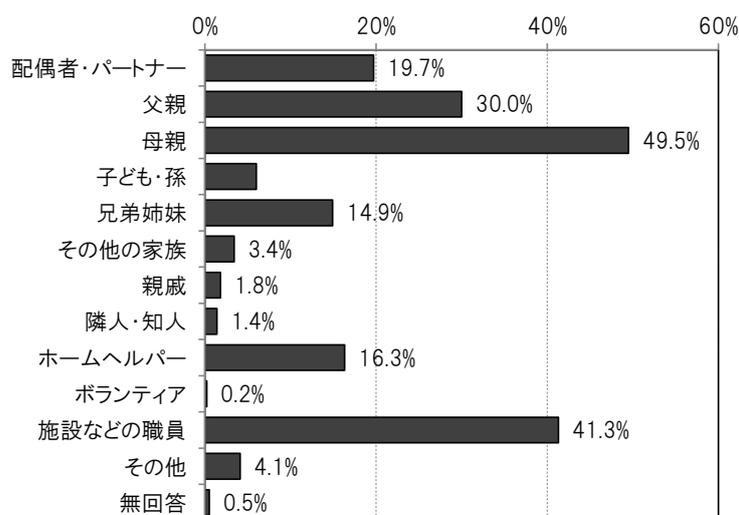
【障がい者 障がい種別】



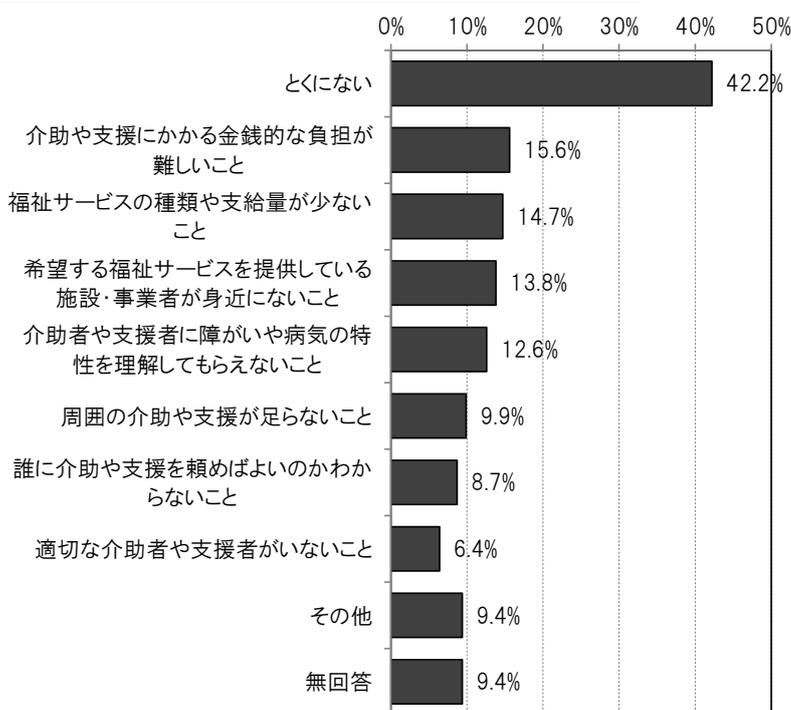
介助をしてもらうことの多い主な介助者について見ると、『障がい者』では「母親」、「施設などの職員」、「父親」が多くなっています。

介助を受けている中で障がい者本人が困っていることとして、「とくにない」が42.2%と最も多く、次いで「介助や支援にかかる金銭的な負担が難しいこと」、「福祉サービスの種類や支給量が少ないこと」となっています。

介助等の支援をしてもらうことが多い人【障がい者】



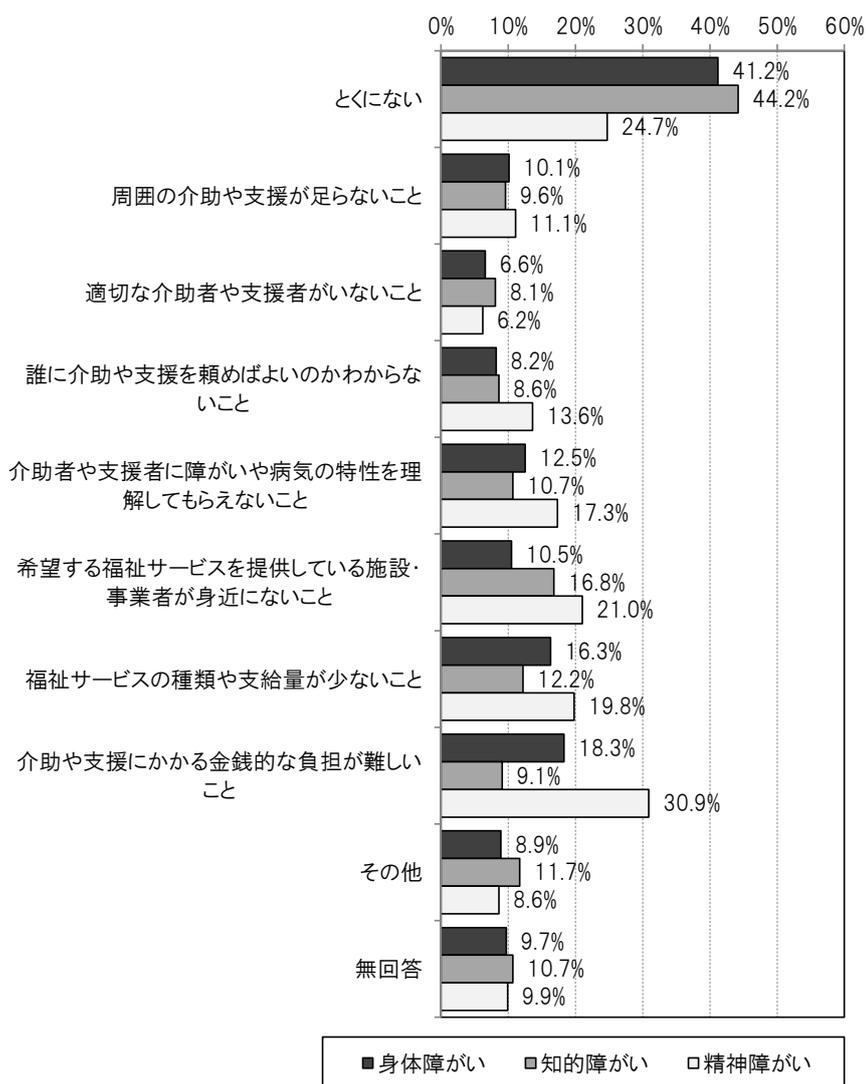
介助を受けている中で困っていること【障がい者】



介助を受けている中で障がい者本人が困っていることを障がい種別で見ると、『身体障がい者』、『知的障がい者』では「とくにない」が最も多くなっていますが、『精神障がい者』では「介助や支援にかかる金銭的な負担が難しいこと」が最も多くなっています。

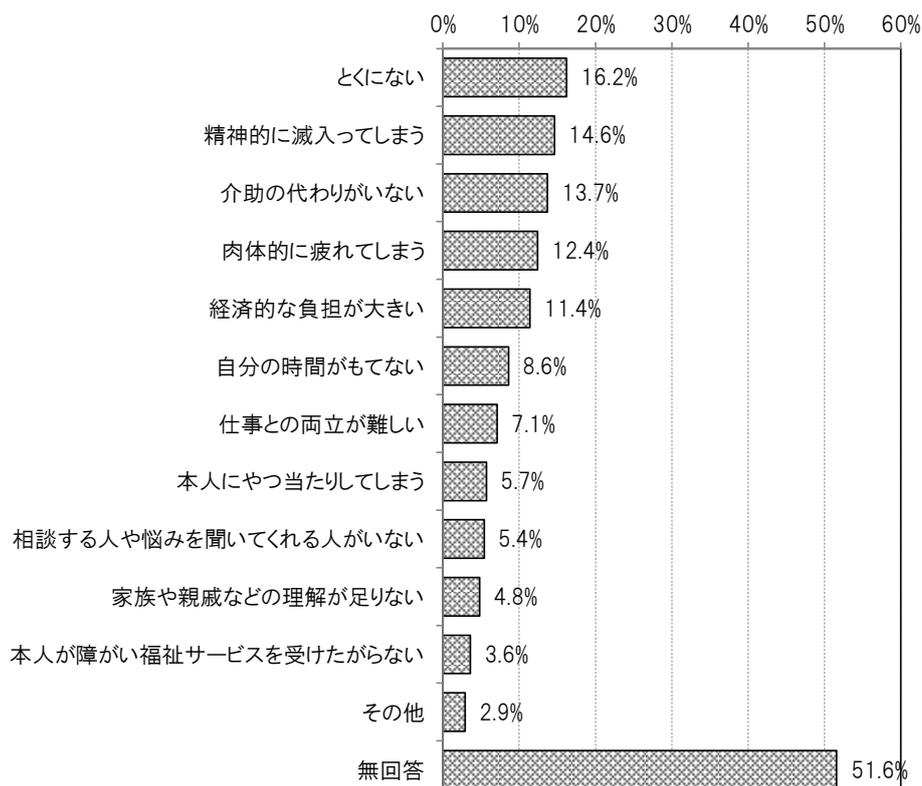
介助を受けている中で困っていること【障がい者】

【障がい者 障がい種別】



主に介助する人が困っていることについて、「無回答」や「とくにない」を除くと、「精神的に滅入ってしまう」が14.6%で最も多く、次いで「介助の代わりにがない」の13.7%が多くなっています。

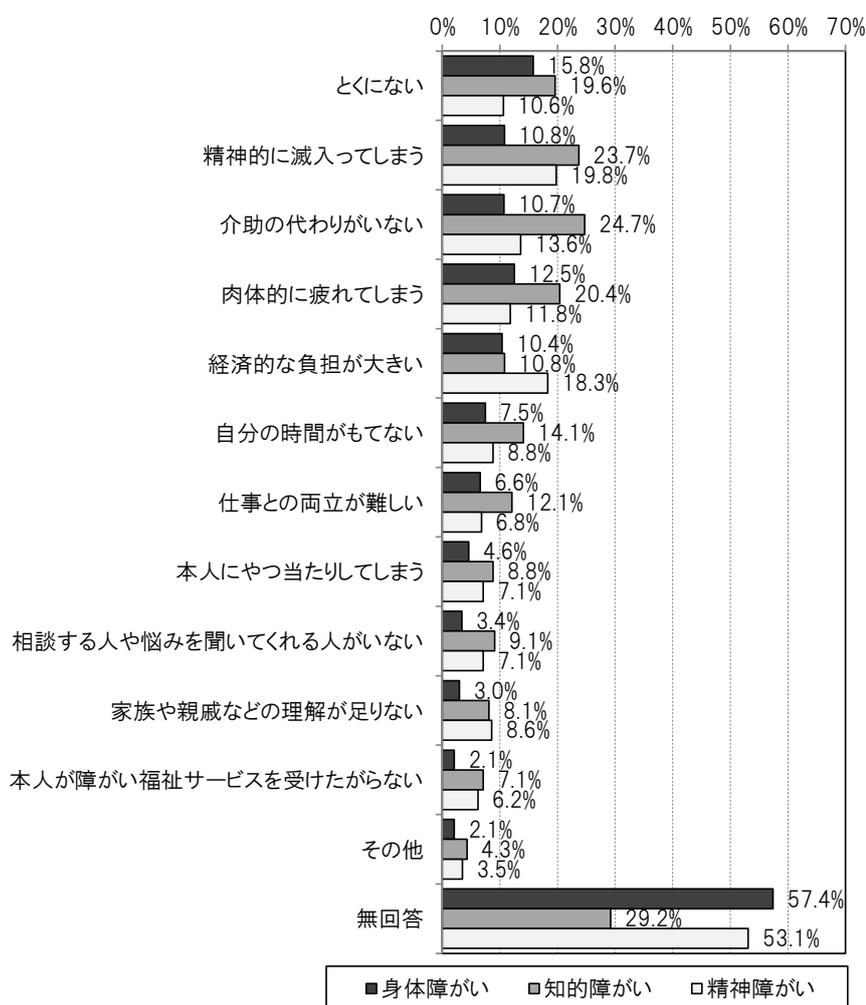
「主に介助する人」が困っていること【障がい者】



主に介助する人が困っていることを障がい種別で見ると、「無回答」や「とくにない」を除き、『身体障がい者』では「肉体的に疲れてしまう」、『知的障がい者』では「介助の代わりにがない」、『精神障がい者』では「精神的に滅入ってしまう」が多くなっています。

「主に介助する人」が困っていること【障がい者】

【障がい者 障がい種別】



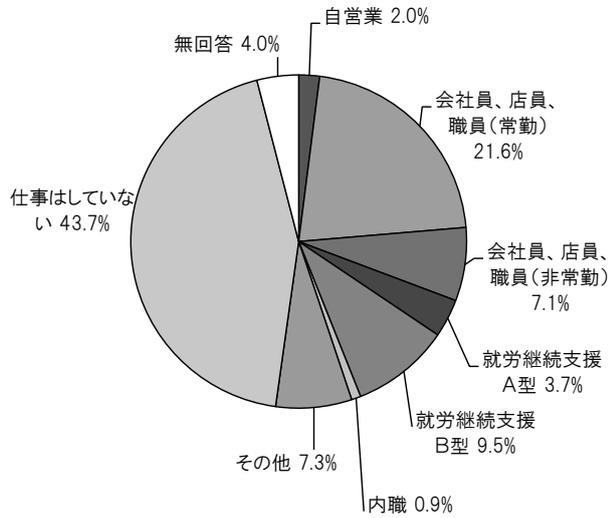
## (6) 就労について

就労状況は、「仕事はしていない」と回答した人が43.7%となっています。

仕事をしている人の中では、「会社員、店員、職員（常勤）」が最も多く、「就労継続支援B型」が続いています。

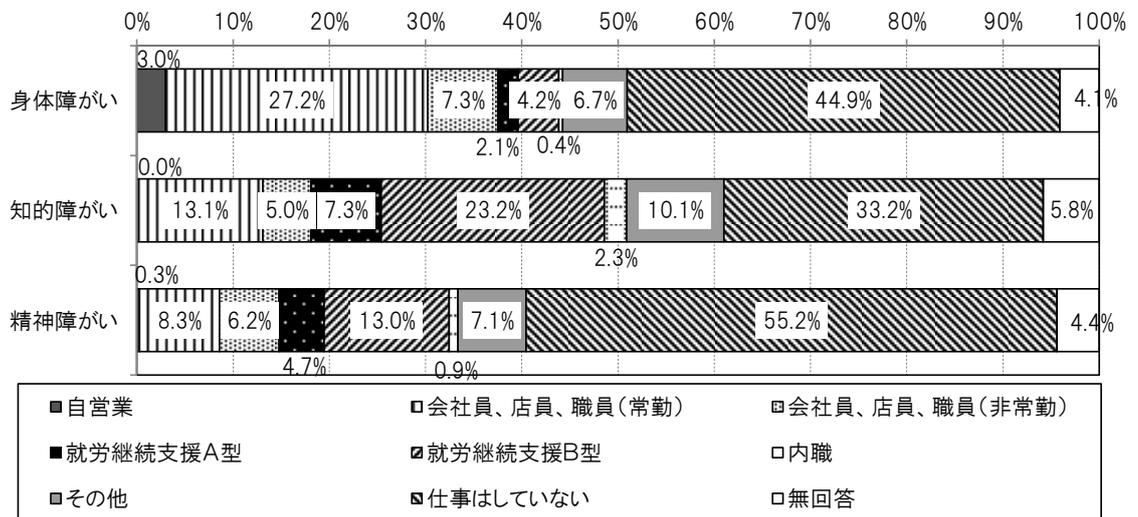
障がい種別で就労状況を見ると、「仕事はしていない」と回答した人がどの障がい種別でも最も多くなっていますが、『精神障がい者』で55.2%、『身体障がい者』で44.9%が「仕事はしていない」のに対し『知的障がい者』の「仕事はしていない」は33.2%となっています。

主な仕事【障がい者】



主な仕事【障がい者】

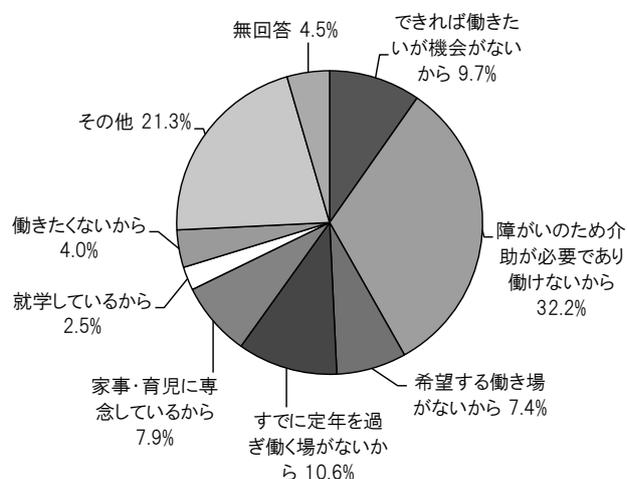
【障がい者 障がい種別】



仕事をしていない理由については、「障がいのため介助が必要であり働けないから」が32.2%で最も多く、次いで「すでに定年を過ぎ働く場がないから」、「できれば働きたいが機会がないから」となっています。

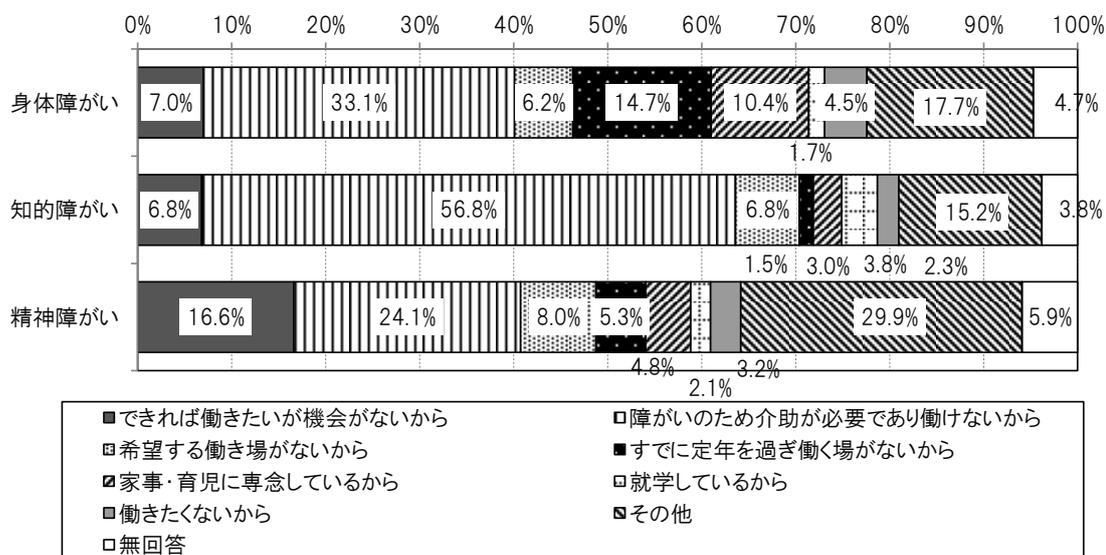
仕事をしていない理由を障がいの種類別に見ると、「障がいのため介助が必要であり働けないから」について『知的障がい者』では56.8%と半数以上であるのに対し、『身体障がい者』は33.1%、『精神障がい者』は24.1%となっています。

仕事をしていない理由【障がい者】



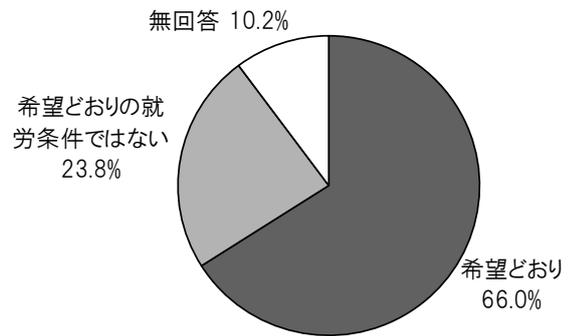
仕事をしていない理由【障がい者】

【障がい者 障がい種別】



現在の仕事のしかたは希望どおりかを見ると、「希望どおり」と回答した人は66.0%に上ります。「希望どおりの就労条件ではない」と回答した人は23.8%となっています。

現在の仕事のしかたは希望どおりか【障がい者】

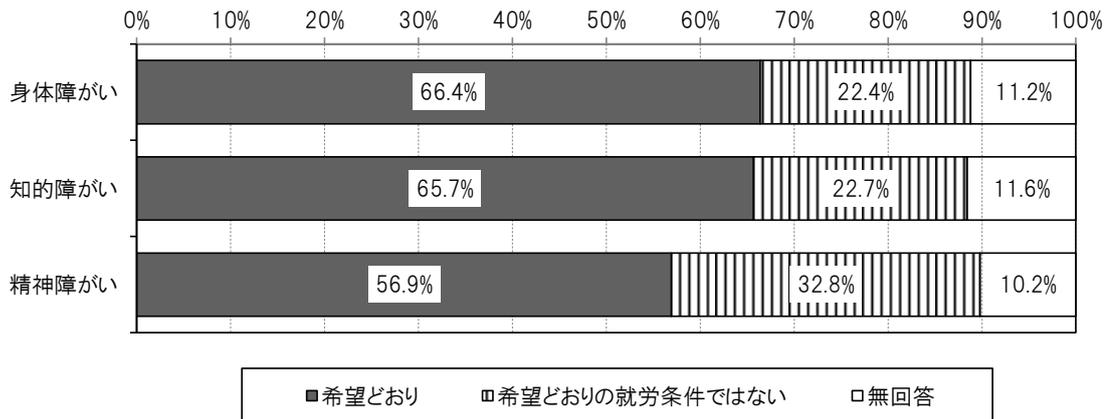


現在の仕事のしかたは希望どおりかを障がい種別で見ると、

『精神障がい者』では他の障がいに比べ「希望どおり」の割合が1割ほど低くなっています。

現在の仕事のしかたは希望どおりか【障がい者】

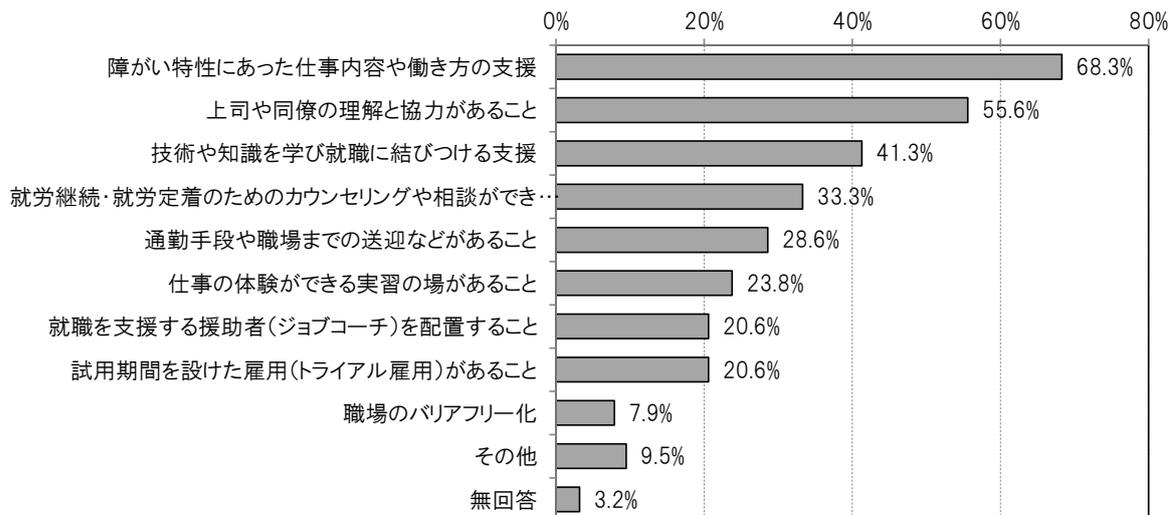
【障がい者 障がい種別】



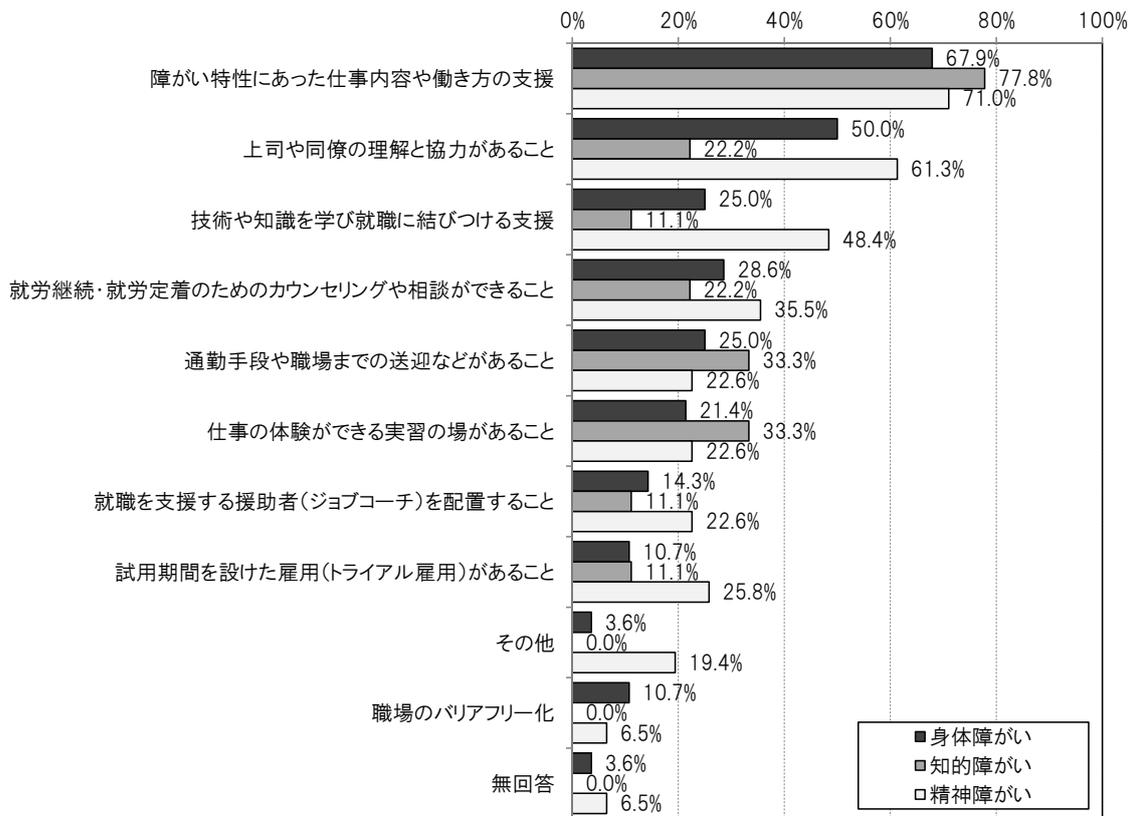
働くために希望する支援について、「障がい特性にあった仕事内容や働き方の支援」が 68.3%でも最も多く、次いで「上司や同僚の理解と協力があること」、「技術や知識を学び就職に結びつける支援」となっています。前回調査と比べると1番目、2番目は同じですが、3番目の「技術や知識を学び就職に結びつける支援」は上昇しています。

働くために希望する支援を障がい種別で見ると、いずれの障がいでも「障がい特性にあった仕事内容や働き方の支援」が最も多くなっています。次いで多かったのは『身体障がい者』、『精神障がい者』では「上司や同僚の理解と協力があること」であり、『知的障がい者』では同率で「通勤手段や職場までの送迎などがあること」と「仕事の体験ができる実習の場があること」となっています。

働くために希望する支援【障がい者】



【障がい者 障がい種別】

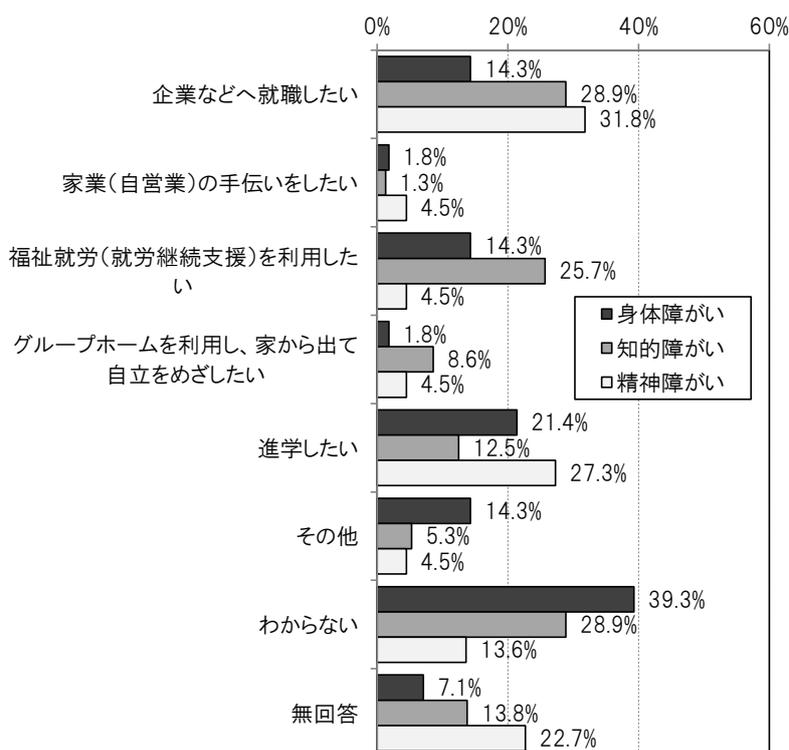


就学児童における卒業後に希望する進路を障がい種別で見ると、『知的障がい児』『精神障がい児』では「企業などへ就職したい」が最も多く、『身体障がい児』では「わからない」が最も多く、次いで「進学したい」が多くなっています。

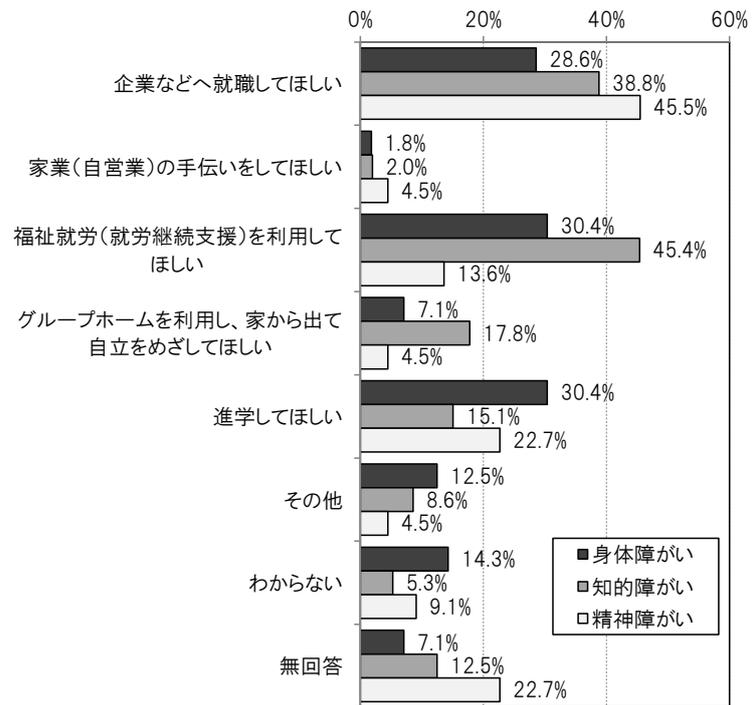
一方、就学児童の保護者が希望する、児童の卒業後の進路について障がい種別で見ると、『精神障がい児』は「企業などへ就職してほしい」が最も多くなっており、『身体障がい児』、『知的障がい児』は「福祉就労（就労継続支援）を利用してほしい」が最も多くなっています。なお、『身体障がい児』については「進学してほしい」も同率で第1位となっています。

卒業後に希望する進路【障がい児 就学児童】

【障がい児 就学児童 障がい種別】



【障がい児 就学児童保護者 障がい種別】

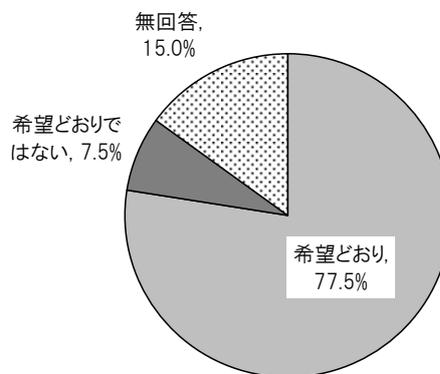


## (7) 教育について

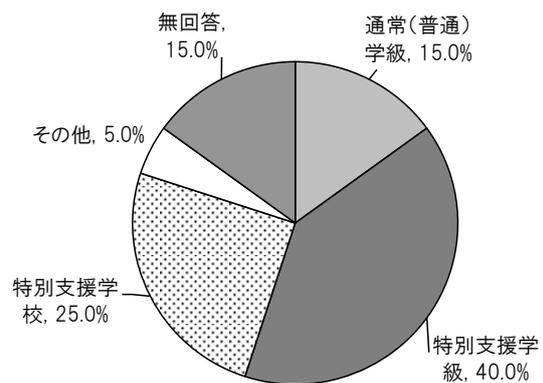
就学前(0~6歳)における日中過ごしているところは希望どおりかに対し、77.5%が「希望どおり」と答えています。7.5%の人は「希望どおりではない」としています。

また、就学前児童が希望する学校・学級としては、「特別支援学級」が40.0%、「特別支援学校」が25.0%、「通常(普通)学級」が15.0%となっています。

日中過ごしているところは希望どおりか  
【障がい児 就学前】



教育を受けることを希望する学校・学級  
【障がい児 就学前】

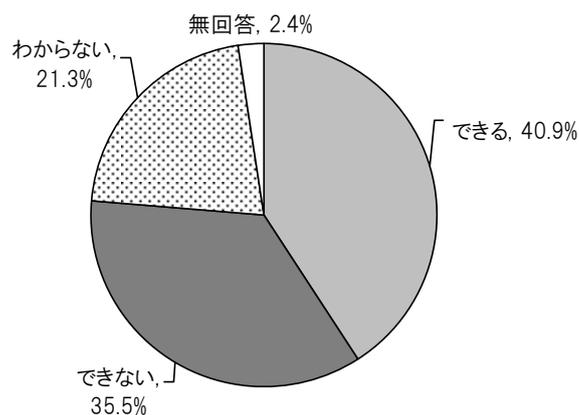


## (8) 災害時の避難について

災害時に一人で避難できるかについて、「(避難)できる」は40.9%、「(避難)できない」は35.5%となっています。

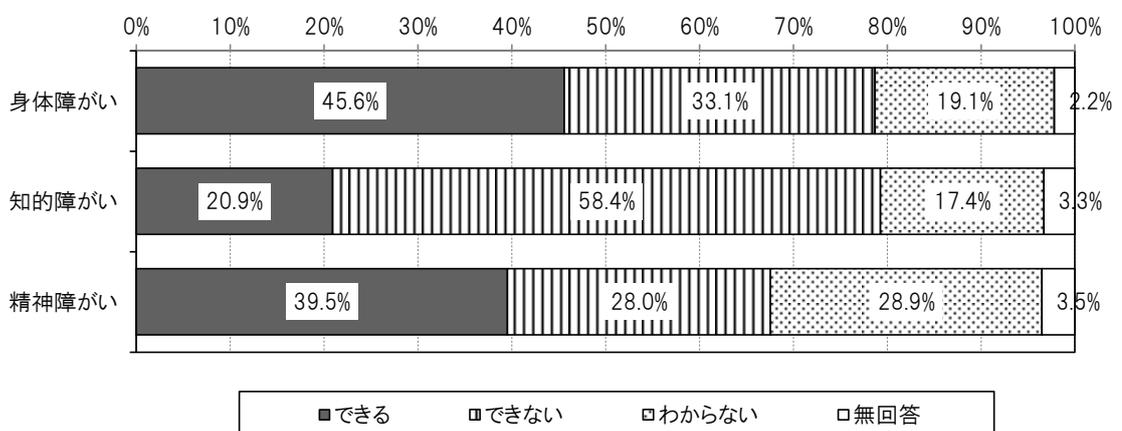
災害時に一人で避難できるかを障がい種別で見ると、「(避難)できる」と回答した割合は、『身体障がい者』は45.6%、『精神障がい者』で39.5%であったのに対し、『知的障がい者』は20.9%と他の障がいの半分ほどとなっています。一人で避難できない理由を障がい種別で見ると、いずれの障がいでも「介助者の手助けが必要」が最も多くなっています。『精神障がい者』では同率で「緊急時という判断がつかない」も第1位となっており、これは『知的障がい者』でも60.8%と高くなっています。

災害時に一人で避難できるか【障がい者】

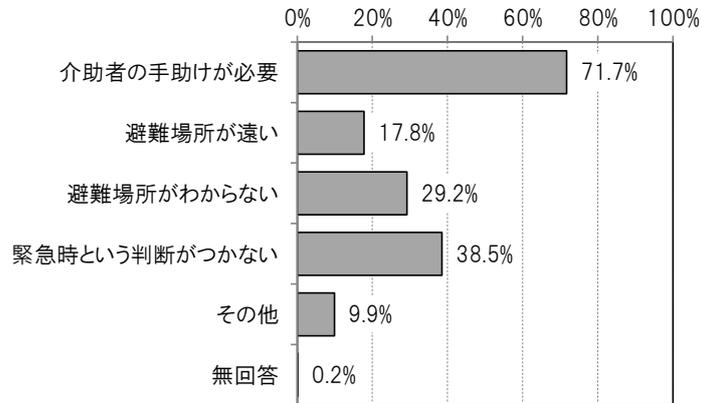


災害時に一人で避難できるか【障がい者】

【障がい者 障がい種別】

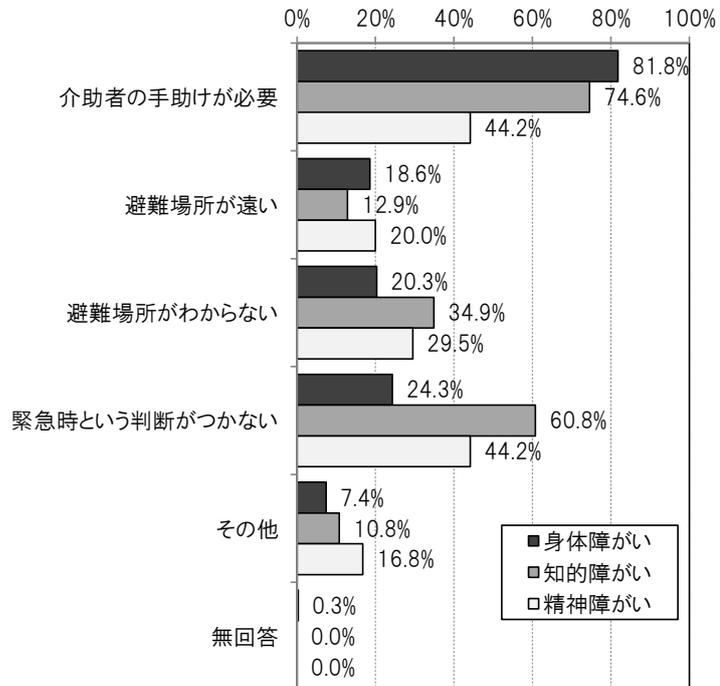


一人で避難できない理由【障がい者】



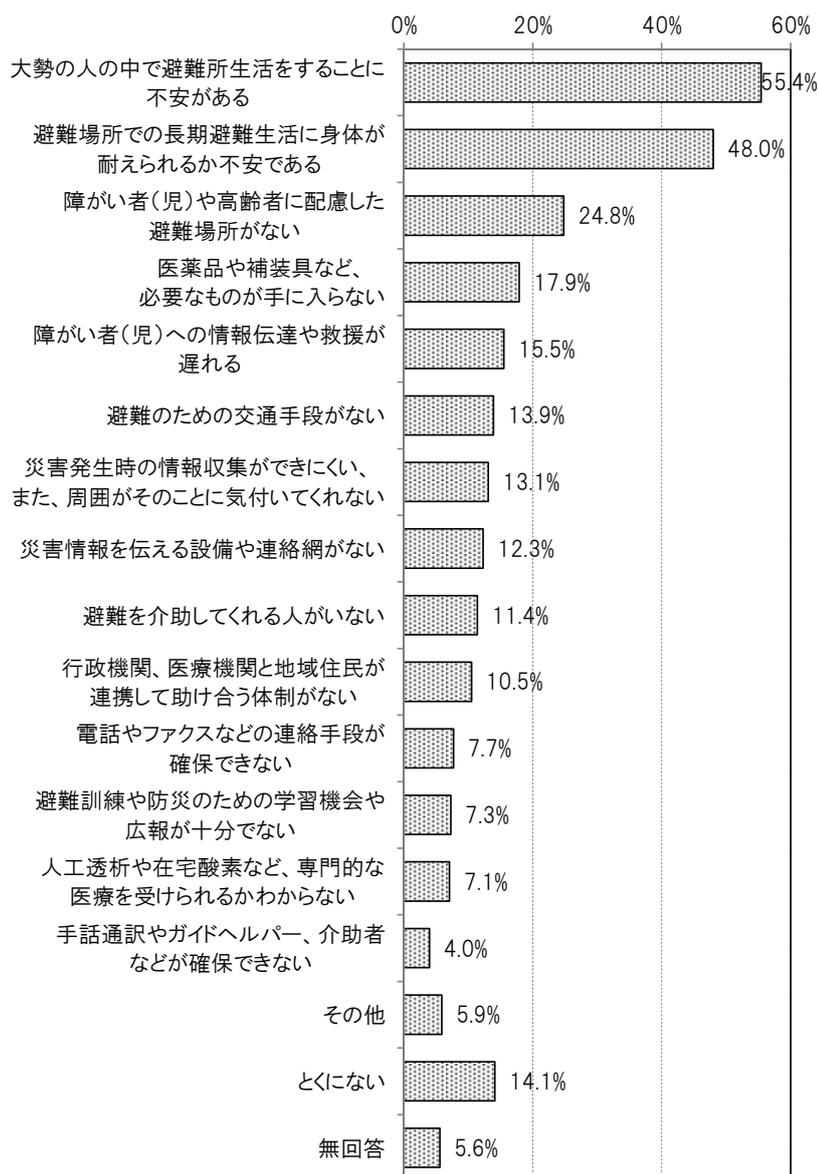
一人で避難できない理由【障がい者】

【障がい者 障がい種別】



災害が発生したときに不安なこととして、「大勢の人の中で避難所生活をする  
ことに不安がある」が最も多く、次いで「避難場所での長期避難生活に身体  
が耐えられるか不安である」となっています。

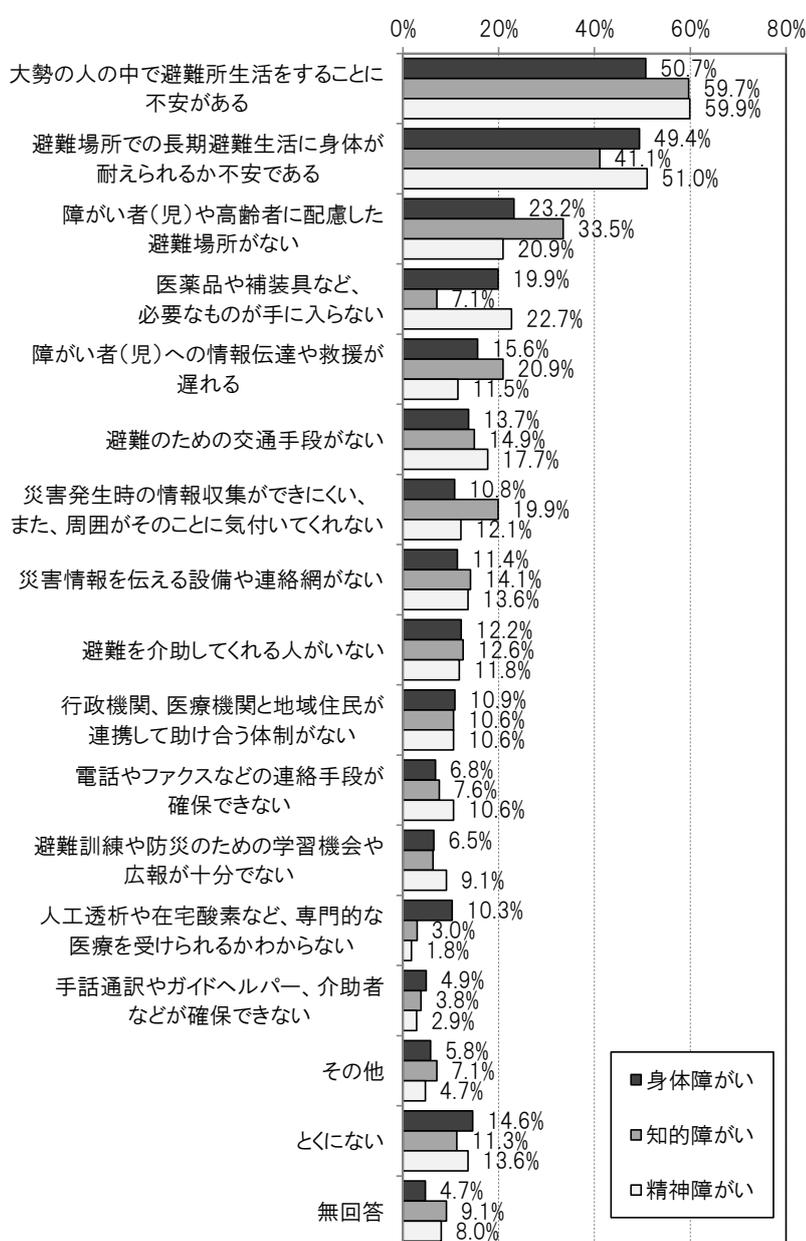
災害が発生したときに不安なこと【障がい者】



災害が発生したときに不安なことを障がい種別で見ると、いずれの障がいで「大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある」が最も多く、次いで「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」となっています。『知的障がい者』では「障がい者（児）や高齢者に配慮した避難場所がない」が比較的多くなっています。

災害が発生したときに不安なこと【障がい者】

【障がい者 障がい種別】

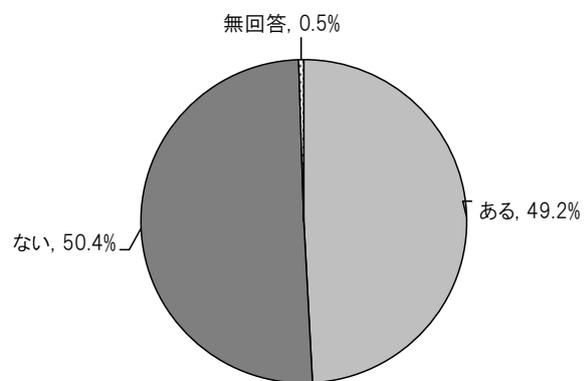


## (9) 交流活動について

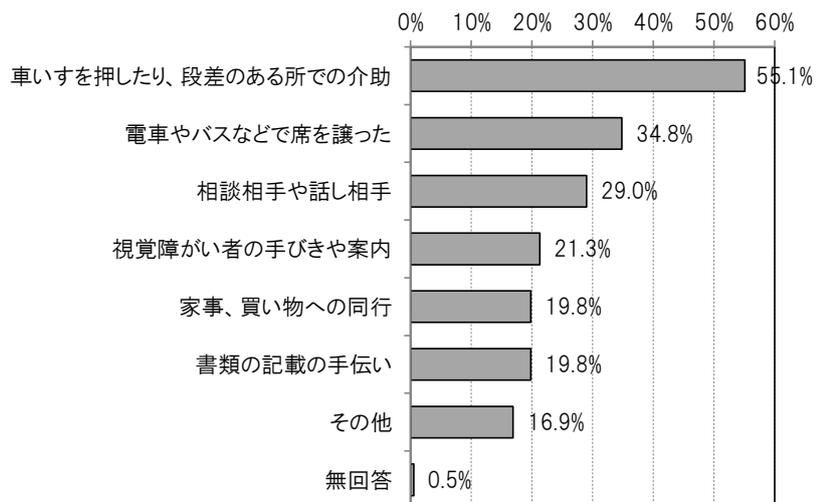
障がい者に対し支援やかかわりを持ったことのある市民の割合は、「ある」が49.2%、「ない」が50.4%とほぼ半数ずつとなっています。

障がい者に対し支援やかかわりを持ったことのある市民について、支援やかかわりの内容を見ると、「車いすを押したり、段差のある所での介助」が最も多く、次いで「電車やバスなどで席を譲った」、「相談相手や話し相手」となっています。

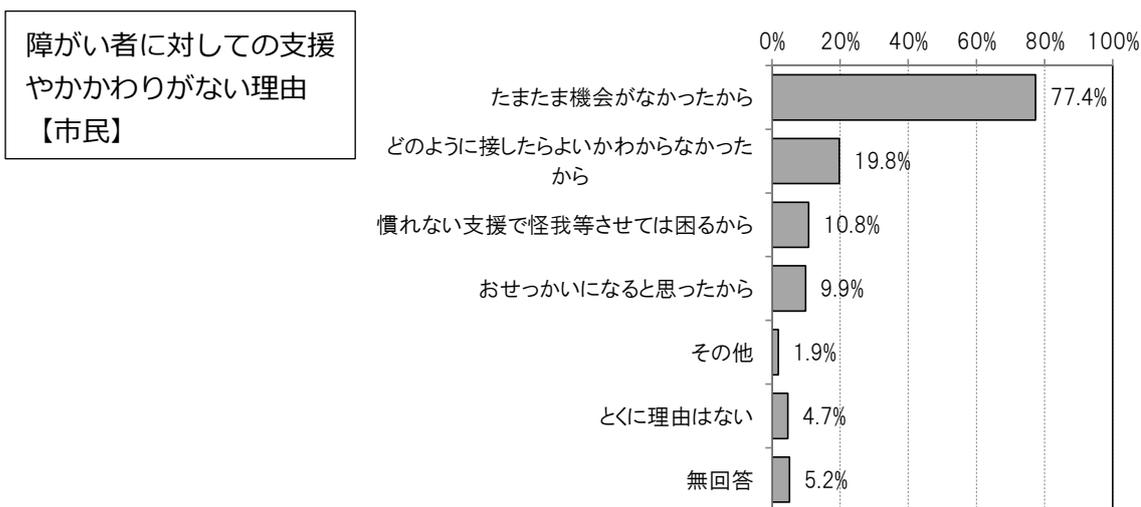
障がい者に対して支援やかかわりを持ったことの有無【市民】



障がい者に対しての支援やかかわりの内容【市民】



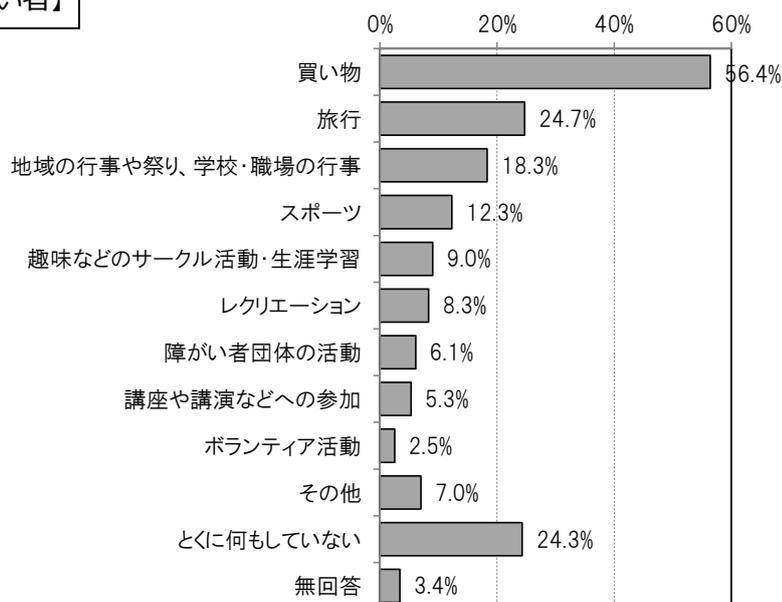
障がい者に対し支援やかかわりを持ったことのない市民について、支援やかかわりがなかった理由を見ると、「たまたま機会がなかったから」が77.4%と多数を占めています。それ以外で多かったのは「どのように接したらよいかわからなかったから」が19.8%、「慣れない支援で怪我等させては困るから」が10.8%となっています。



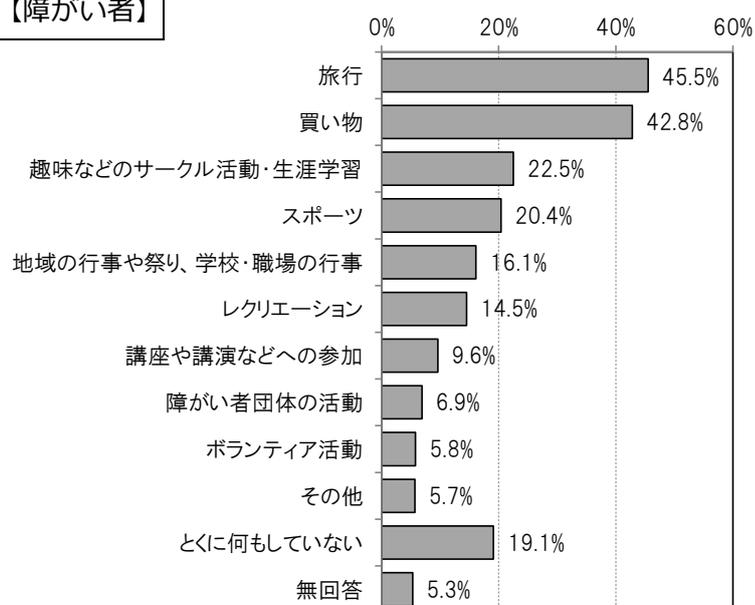
最近行った活動について、「買い物」が 56.4%で最も多く、次いで「旅行」が 24.7%と多いものの、「とくに何もしていない」が 24.3%となっています。

一方、今後したい活動について、「旅行」が 45.5%で最も多く、次いで「買い物」が 42.8%、「趣味などのサークル活動・生涯学習」が 22.5%となっています。

最近行った活動【障がい者】



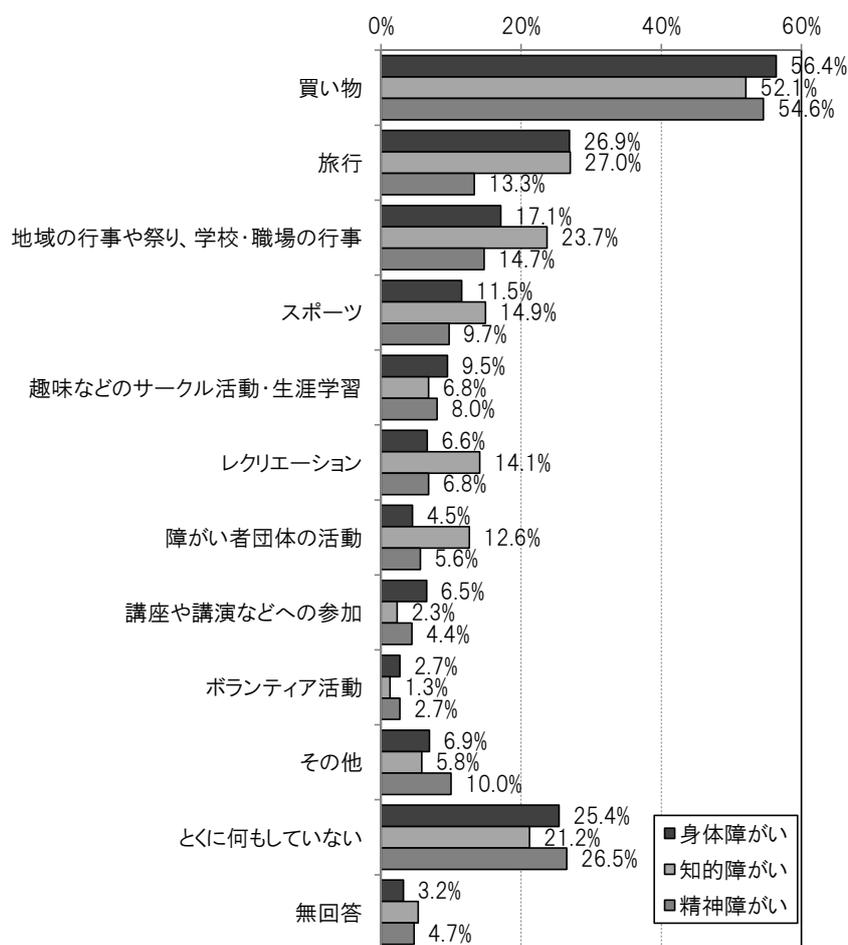
今後したいと思う活動【障がい者】



障がい者が最近行った活動について障がい種別で見ると、差が大きかったのは「旅行」で、『身体障がい者』が26.9%、『知的障がい者』が27.0%であるのに対し『精神障がい者』では13.3%と10ポイント以上低くなっています。「とくに何もしていない」については障がい種別の間での差はあまりありませんでした。

最近行った活動【障がい者】

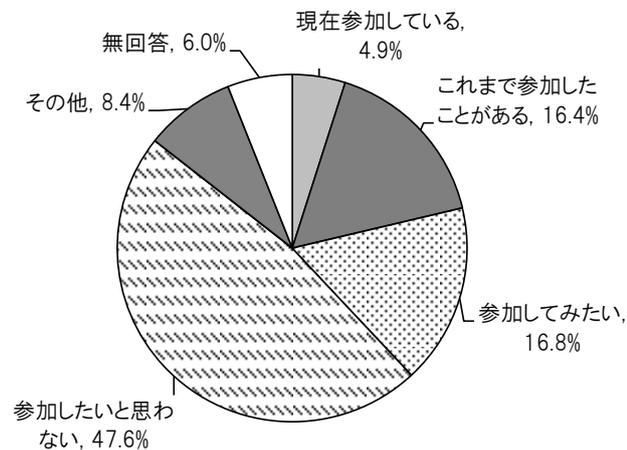
【障がい者 障がい種別】



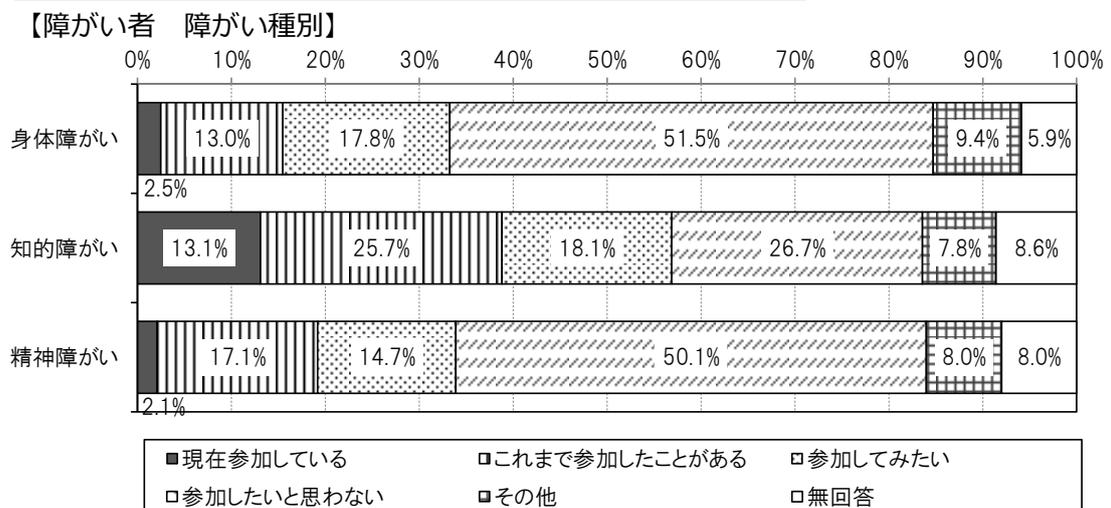
障がい者が障がい者団体の行事や活動に参加したいと思うかについて、「現在参加している」が4.9%、「これまでに参加したことがある」が16.4%、「参加してみたい」が16.8%であり38.1%の人が参加したい、参加しているとの回答でした。しかし「参加したいと思わない」が47.6%と半数近くになっています。

障がい者が障がい者団体の行事や活動に参加したいと思うかについて障がい種別に見ると、「現在参加している」は『知的障がい者』で13.1%と多くっており、「参加したいと思わない」の割合も『知的障がい者』で26.7%であったのに対し、他の障がいでは50%以上となっています。

障がい者団体の行事や活動に参加したいと思うか【障がい者】

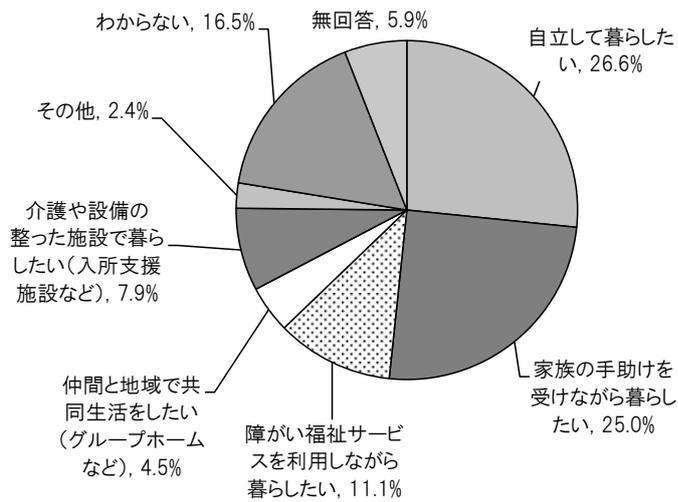


障がい者団体の行事や活動に参加したいと思うか【障がい者】



今後どのように暮らしたいと考えているかについて見ると、「自立して暮らしたい」が26.6%で最も多く、次いで「家族の手助けを受けながら暮らしたい」が25.0%、「わからない」が16.5%となっています。

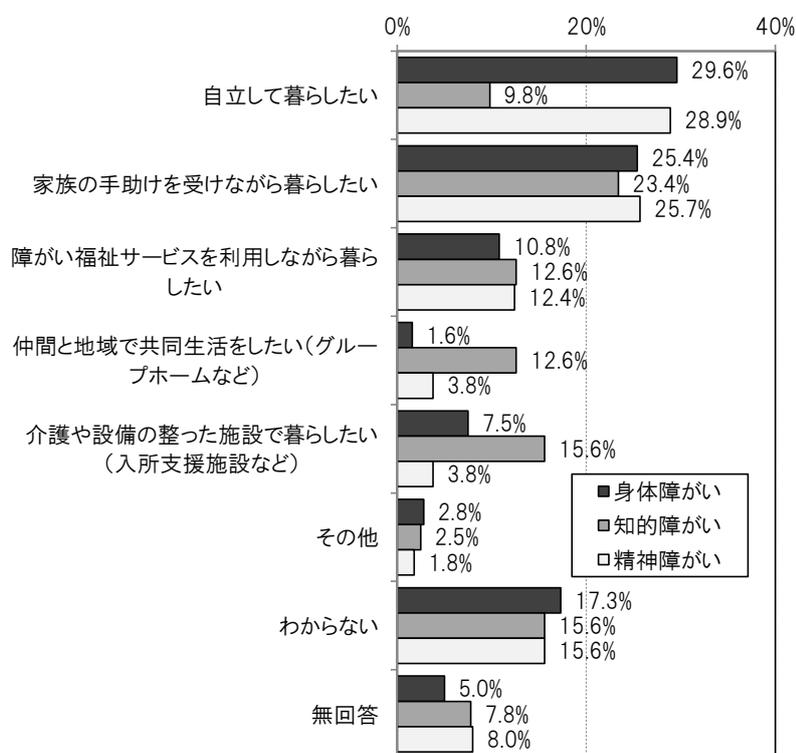
今後どのように暮らしたいと考えているか【障がい者】



今後どのように暮らしたいと考えているかについて障がい種別で見ると、『身体障がい者』、『精神障がい者』では第1位が「自立して暮らしたい」、第2位が「家族の手助けを受けながら暮らしたい」であるのに対し、『知的障がい者』では第1位が「家族の手助けを受けながら暮らしたい」、第2位が「介護や設備の整った施設で暮らしたい（入所支援施設など）」となっています。『身体障がい者』、『精神障がい者』で最も多かった「自立して暮らしたい」については『知的障がい者』では9.8%と他の障がいに比べ20ポイントほど低くなっています。

今後どのように暮らしたいと考えているか【障がい者】

【障がい者 障がい種別】



## ○障がい福祉施策に関する国の動き

### 平成 18 年 4 月 「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化、応益負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入

### 平成 18 年 12 月 国連「障害者権利条約」の採択

### 平成 20 年 5 月 国連「障害者権利条約」の発効

### 平成 21 年 12 月 「障がい者制度改革推進本部」の設置

- 国連障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備等、障害者制度の集中的な改革のため設置
- 当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け

### 平成 22 年 12 月 障害者自立支援法の一部改正

- 障害者の範囲の見直し（発達障害が障害者自立支援法の対象に）
- 利用者負担、支給決定プロセスの見直し

### 平成 23 年 8 月 障害者基本法の一部改正

- 目的規定や障害者の定義の見直し
- 社会的な障壁を取り除くための配慮を行政などに求める

【法の目的】 共生社会の実現

○地域社会における共生等

・社会参加の機会の確保

・生活の場の選択の機会の確保

・意思疎通手段及び情報取得手段の選択の機会の確保

○差別の禁止

・障害を理由とする差別の禁止

・合理的配慮に基づく社会的障壁の除去

・差別禁止のための情報収集、整理及び提供

### 平成 24 年 10 月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行

- 障害者虐待を発見した場合の通報の義務化
- 市町村障害者虐待防止センターの設置、立ち入り調査権などの規定

### 平成 25 年 4 月 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行

- 障害者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政などに努力義務化

### 平成 25 年 4 月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行

- 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
- 障害者の範囲の見直し（難病等が障害者の範囲に加えられる）

【法の趣旨】 地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずる

【理 念】 日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること

**平成 26 年 1 月 国連「障害者権利条約」の批准書寄託**

- 障害に基づくあらゆる差別の禁止
- 障害者の市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなどを保障

**平成 26 年 4 月 障害者総合支援法の改正**

- 重度訪問介護の対象拡大／ケアホームとグループホームの一元化／障害支援区分の創設／地域移行支援の対象拡大

**平成 28 年 4 月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行**

- 不当な差別的取扱いの禁止
- 合理的配慮の提供

**平成 30 年 4 月 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正**

- 障害者の望む地域生活の支援
- 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応
- サービスの質の確保・向上に向けた環境整備（高齢障害者の円滑なサービス利用含む。）

**平成 30 年 6 月 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行**

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進
- 計画策定が努力義務化（地方公共団体）

**令和元年 6 月 障害者雇用促進法の改正**

- 障害者活躍推進計画策定の義務化
- 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給

**令和元年 6 月 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行**

- 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

**令和 2 年 6 月 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正**

- 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
- 国民に向けた広報啓発の取組推進
- バリアフリー基準適合義務の対象拡大